

數直出仕

よとて、手分けしてこそ尋ねけるに、實にも大和守上京して、西坂邊に居たる由を、告知らせけるにぞ、召さるゝ間、早々出仕あるべき由催されて、大和守則ち長髪ながら登城しけり。老中を始め其外の人々、こは何として上京はしける、不審さよ。さるにても度々の御尋なれば、其段申上げよと、大和守罷出で候由を言上しければ、則ち御前へ罷出づべしとの御事なる故、大和守罷出でて平伏す。將軍家大和守を暫く白眼にらませ給ひ、「此度の供に參らずんば能き事はあるまじきに、免すぞ」との仰を蒙り、大和守感涙して有難き旨申上ぐる。之を見聞く人々、君臣合體の程を感じけるとかや。是は昔定めて御前に於て、何か上意を蒙られける時、縦ひ御勤氣を蒙りたりとも、何國迄も御供仕らではなどと、御約束をや申上げ置きけん。常式の事にはあらじと、其頃の取沙汰なりしとかや。されば、御書院組頭より、御小性組の番頭となり、間もなく御側衆列に召加へられ、それより老臣・輔佐の職に立身ありけるこそいかめしけれ。此數直は、土屋黨には二男の家ぞ。其兄民部少輔利直、器量は弟に及ばずやありけん。祖父は土屋民部忠直といふ。是れ土屋總藏

數直の祖  
父忠直の  
素姓

昌恒が忘形見なり。總藏討死の節は、僅に二歳なりしを、駿河國富士の根方に、何某の院とかや、土屋が知れる僧の方に久しく隠し育てにける。大神君御狩の節、彼の寺に入らせ給ひけるに、御茶を持ちて出でたるを御覽じ、此子が目指、只者ならず。父は如何に」と尋ねさせ給ふ。住持あはやと思ひ、「氏もなき者の忤に候」と申上ぐる。然れども御覽する所やありけむ、頻に尋ねさせ給ふ故、「御敵方の者の子にて候へども、出家にと頼まれ候間、不便に存じ弟子に仕り候」と、怖れながら申上ぐる。大神君彌々床しく思召し、「出家にせんよりは武士になれかし。召仕はむ」との仰なれば、彼の僧色を直し、今は隠しては中々に悪かるべしと思ひ、是は武田勝頼の御供して、天目山にて討死仕りたる土屋總藏が子にて候」と申上ぐ。「扱こそ只者の子とは見えざりし。忠臣の子なり」とて、直に召具せられ、後民部少輔忠直と召され、慶長七年かとよ。上總の久留利にて二萬千石を給はりける。同十七年四月九日、三十一歳の時、駿府にして病死す。其子三人あり。嫡子民部少輔利直・二男大和守數直・三男兵部少輔之直なり。數直は今の相模守父なり。されば積善の餘慶子



〔内底  
本ニ無シ  
一本ニ據  
リテ補フ

孫に止り、曾祖父總藏が無二の忠義、子孫の眉目とはなりぬ。〔宗藏諱を直村と改め。武田越前守信英は御番頭なりしに、大和守老臣の職として、年始には越前守を招請し、先祖主従の禮を守り、使者を以て刻限を伺ひ、門前へ出でて是を迎へ、自身配膳せらる。且つ常式役儀に就ての參會には、尤も職を守られけるとぞ。子息相模守直政も、同じく此格式を改めずとかや。〕

### 本多中務大輔忠勝の事

武士は智勇に力量を兼ねて生れ得たらむは、實に能き士なりとぞ。力量ある者は、多く智慧疎く、十にして八九血氣にして暴虎馮河の類のみなり。智ある人は、其力量を用ふるところ義に依る。故に高名比類なし。徳川家に大方の士數多なる中に、本多忠高が子平八郎忠勝父祖代々の忠勇は、諸書に顯然たり。就中忠勝は、大神君の御時、數度の戰場に槍を合せたる高名、其數を知らず。さしもの武田家の男共、手を置きたる勇士なり。或る時參州勢の退口を、甲兵爰はの者共喰止めむとしけるに、

本多忠勝  
の忠勇

或時以下  
ハ一本ニ

〔初鹿傳  
右衛門眞  
田の庶流  
勇功の者  
なりしが  
平八郎忠  
勝しんが  
りして退  
口を喰め  
んとしけ  
るに作ル  
云ニ

蜻蛉切とかやいふ大槍の石突を、片手にてりうくと振廻して、碯と白眼みたる形勢、鬼神も斯くやと、總身すくんで追付き得ざりしと、初鹿入道傳右衛門の事、元武田の軍士たり。の美談を、旗本の古き人の聞きたる事ありき。江州姉川合戦の時、信長公加勢を乞ひ給ふ故、大神君御出馬あるべき御軍議ありけるに、忠勝進出で申上げけるは、流石の老中を差置き、推參には候へども、心づきたる事故、申すにて候。信長を混ひたすらの味方の様に思召し候へども、某は一向左様に存せず、折もあらば、殿に戦死をも成さる様に巧まるゝと見請け候。此度の御出陣、敵は淺井・朝倉の兩旗にて大軍なれば、殊に御大事に候ぞと申す。公聞召され、忠勝が心付、別けて喜び思召すとの御事にして、境目其外に多く御人數を殘され、三千餘騎にて姉川へ向はせ給ふ。勇敢金鐵の如き輩の集りなれば、朝倉が一萬餘騎を只一戦に切崩し給ふ。又明智光秀が信長公を弑し奉りし時、大神君は酒井左衛門尉と、植村右衛門佐計り御供にて、堺を御見物あり。茶屋四郎三郎御案内として供奉す。然るに本能寺の大變を聞くと等しく、忠勝は堺へ駈付けしに、此の少人數にて、足長に三州迄、争で引取らるべき、一



向御自害とこそ思召し候へ」と有りし時、忠勝進出で、「仰の如く、本道は皆敵の中なり。さればとて、名將の故なく御自害あるべき事にもあらず。閑道を経させ給ひ、夫より山越に伊勢路へ御懸りあらば、別儀候まじ」と申上ぐる。「然れども上方始めての者共計りなれば、如何して閑道をば知るべき」と宣ふ。忠勝「其段は某に御任せあるべし」と申しもあへず、其邊を走廻り、所の庄官一人を生捕來り、「己このれ此殿の御案内申せ。悪しく導き奉らば、忽に打殺すべし」といひて、其者を引立て案内させ、清瀧まで出でさせ給ふ。此所にて彼の者、「是より先は存せず」と申すに付き、彼の者を免ゆるし遣し、又其邊の長を一人引立て來りて、閑道の御案内申せと下知し、忠勝御先に立ちて、木津川に到らせ給ふ。此所にして薪船の只二艘見えけるを、招きぬれども、所ところばぬ顔に居たりしを、己船寄せずんば仕様こそあれと、鐵炮取つて打たむとす。船の者共大に驚き、早速船を漕ぎつくれば、則ち金銀を與へて、薪をば悉く流し棄て、君を始め、御供の人々を殘らず渡し、忠勝一人残りて、其船の歸るを待ちて、打乗つて向の岸に著くと等しく、持ちたる鏈の石突を以て、船底を突破りて

ぞ過行きける。斯くて井出の里に懸り、玉水にして、又案内者を捉とらへ來りて、宇治田原に著かせ給ひ、是より先を尋ねさせ給ふに、「水口越は難所といひ、敵若し人數を置かば、如何に候」と申す。よりて多羅尾谷迄渡らせ給ふ。多羅尾の何某大に喜び、我が館へ入奉らむと申上ぐる。酒井以下之を疑ひ、敵國の間なれば、人の心計り難し。如何に候」と申しけるに、忠勝又進出で、「堺を出でしより今日に到り、上下既に腰兵糧こしびやうらうの外用意なし。至極難儀の時に候。多羅尾若し逆心あらば、彼の家へ入らせ給はずとも、逃し奉るべからず。然れば斯く疲れたる者共の、思ふ様には働き難かるべし。所詮多羅尾が馳走に任せられ、一向御腰を懸けられ、人馬の息をも休められ、萬一多羅尾振ふり合あひ悪しく候はば、某召捕へて如何様とも仕るべし。御氣遣なく入らせ給へ」と申せば、「尤なり」との仰にて、彼の家に入らせ給へば、多羅尾無二の志を盡して、上下の疲つかれを憇なげひにけり。之によりて多羅尾には御刀を下され、夫より伊賀越をなさる。此時服部半藏が支配の甲賀の者共、己が類族を數多語らひ來りて、君を供奉し、恙なく伊勢浦へ著かせ給ひ、是より御船に召され、參州へ御歸陣あり



ける。されば此時穴山梅雪も、堺より遁れ歸りしかども、道にて野武士共に殺されたり。大神君は忠勝が計らひにて、所々の庄官・村老を人質に召捕へて、其親類一族を驅催して、案内者に追立てしかば、野武士の難儀もなく、靜に閑道を経させ給ひ、其人を免し歸さるゝ時は、多く金銀を與へ給ふ故、其先々の者は、争ひ來りて忠節を勵みけるとかや。御歸國の後、此節の御艱難を仰出され、其時八幡宮の所現ありしを、皆共は拜したるかと思せけるに、酒井・植村を始め、拜し申さず候。君には御所現を蒙らせ給ひしにや」と申す時、さればよ。本多平八こそ直に八幡宮よ。渠が神策によりて、恙なく歸國したり」との上意なりき。小牧山にても、太閤數萬の人数を何とも思はず合戦を仕懸けたるなど、人間業とは見えぬ。天正の初、甲州山縣が大軍にて天龍近く働く時、徳川家の御人数少ければ、天龍川を總越に打入りて引取りけるに、平八郎忠勝殿して、只一騎後より乗入れて游がする所へ、後より山縣が先勢百騎計り追來るを見ると等しく、河中より取つて返しける。其勢龍神の波を蹴立つるが如く、以の外烈しければ、甲兵すは例の本多よ。平八郎よといひて、悉く逃げたりけり。追ふ者なければ、又打入りて、心靜に向の岸へ打上りぬ。大河を乗越すに、中流にして引返す事は成り難き者なるを、平八郎の働兎角筆舌の及ぶ所にあらず。天正十八年、小田原より太閤歸陣の時、奥州の佐藤忠信が兜の鉢を捧ぐる者あり。太閤之を旗本には給はらずして、本多忠勝が總州に居たるを、大神君に仰せて之を召され、宇都宮の御旅館にして、此冑を平八郎に給ふ。「今天下に英雄多しと雖も、佐藤忠信が冑を著んずる者、汝ならではなければ、取らするなり」と仰せけり。忠信は聞ゆる勇士なるに、秀吉公の今の仰、武門の譽なれば、人々羨み思ひけるに、忠勝更に喜べる色なし。「如何にや。大勢の内にて、貴殿を擇み給はりたるは、誠に後世の名譽なるに、さのみ悦ばざるは不審なり」と、口々に申せし時、忠勝「否とよ。忠信が武勇にあやかるとは及ばず。我れ嘗て渠が武邊を羨まず。殊に忠信は六位の士にて、我は既に渠が主君と尊む義經と同じき五位の諸大夫なり。忠信が兜より、我が代々の廣田の兜こそ秘藏なれ」といひしとかや。なほ奥意あるべし。其頃石川伯耆守數正が類に、太閤恩賞を以て、徳川家歴々の諸將を招かむ

家康忠勝  
を八幡宮  
に比す

甲州勢平  
八郎を恐  
れて逃ぐ

忠勝の奥  
意



とし給ふ底意を、忠勝之を知りて斯くはいひたるならむ。さればこそ、廣田の冑をば嫡子美濃守に傳へ、忠信が冑をば二男忠朝に取らせけるに、忠朝も如何思ひけむ、緒も付けずして差置きけるとかや。忠勝桑名城を拜領して、本丸の濠をば腰切に埋めさせけり。是は海岸に築出したる城なれば、石垣の際へ寄せ來るをば、下矢に射させむとの事なりとか。子息美濃守、未だ平八郎といひし時、二男内記忠朝と俱に、槍の稽古ありければ、父忠勝申されけるは、「我が若かりし時は、小身なりし故、槍の働き第一と心掛けたり。今は御厚恩を以て大身になりたれば、人數を取廻す采配の取り様と備立等、總べて大將の知らで叶はざる道をこそ、專一に學ぶべけれ。然れども槍の稽古を止めよと謂ふにはあらず。時節相應に主とするところを、專に勵むべき事なり」と誡めけるとかや。

忠勝二子を誠む

### 武野燭談 第十一 終

### 武野燭談 第十二

#### 榊原式部大輔康政の事

榊原式部大輔康政の先祖は、伊勢仁木の餘流にして、累代武勇の名家たり。康政は東照宮に仕へ奉り、初の名は小平太といへり。所々戦場の御先手を承り、終に臆を取らず、尾州小牧山の御陣の節、秀吉公の不義を誹謗し、所々に札を立て、秀吉、織田家取立の臣として、其主君の君達に敵し、神戸三七信孝を亡し、今度又北畠殿に敵す、八逆罪の者なり。是に與する者、豈天罰なからむと書きて、諸人に見せける程に、秀吉大に怒り、「榊原小平太を生捕り來る者は、卑賤凡下を謂はず、千戸侯を以て之を稱すべし」と、諸將へ相觸れらる。康政は忠誠深く、石川伯耆守數正が、秀吉へ内通する事を早く察し、本多平八郎忠勝に此事を告げ、長久手へ兵を出し、秀吉

家康の忠誠



徳川諸將の任官は初めとす

を襲はむとするを、制しけるとなり。其後秀吉公關白に成て京都におはす頃、信雄卿を以て、家康公と和睦し、殿下の妹を送つて、縁を結ばむとの事にて、其事相調ひ、三州より御結納を遣され、右の御使者に榊原小平太を遣さるべしとの所望なれば、家康公此由を宣ふ。康政畏まりて早速上京しけるに、秀吉公其夜康政が旅宿へ來り給ひ、予今度の使節に汝を名指して呼ぶ事、別儀にあらず。先年小牧山對陣の時、秀吉を誹謗して、高札を立てたる憎さ、汝が首を一目見む事を願ひしに、今徳川家と縁を結ぶに至つて、其方が忠誠を、一入感じ思ふなり。誠に武臣の實義汝にあり。我れ此段を直にいはむため計りに呼寄せたり。但し予が妹を遣す結納持參の使者無官にては如何なり」と、宣ひて、則ち奏達あり。從五位下式部大輔に敍任せらる。總じて徳川家の諸將の官名、是迄は多く僭したる名なりしが、此榊原始めて式部大輔者守數正が、先頃參州を出奔して、秀吉公に屬しけるを、十二萬石の大名として置かれしを、態と馳走に出されけるに、康政始終石川に言語を通せず。其後御暇申し

○康政ノ館林十萬石ニ封セハシメテ後小田原役ナリ

て參州へ立歸りぬ。諸人康政が節操を感ず。康政は大須賀五郎左衛門康高が婿にて男子多し。大須賀男子なき故、康政が二男を養子として其家を繼がしむ。是れ忠政といふ。此式部大輔は徳川家天下御一統の時、館林十五萬石を給はり、御當家の御先手を承る者なり。

内藤修理亮清成青山大藏大輔幸成御勘氣の事

本多正信御機嫌を伺ふ事

本多佐渡守正信は、新將軍秀忠公の扶翼として江戸に附置かる。大御所様より秀忠公へ、御政道の事萬事佐渡守に御相談あるべしとの御事なりき。是によりて正信、江戸・駿府へ行通ひて、萬づ麗しく執行ひけり。或年大御所様、常に渡らせ給ふ十金の御鷹場へ、冬枯の野鳥多く群居て、麥苗を大方啄み盡す由、百姓共訴へけるを、青山大藏大輔・内藤修理亮聞きて、尤も大御所様の御場とはいひながら、百姓共の難儀も如何なりとて、餌差共に下知して、御臺所御入用の鳥をぞ取らせけるに、餌差共

内藤修理亮清成青山大藏大輔幸成御勘氣の事  
本多正信御機嫌を伺ふ事



其所のみならず、寺領・私領へ亂れ入りて、小鳥を差しける程に、土民共之を憤り、其後大御所様渡らせ給ふ時、彼の土民共、態と御目に留る様に網を張り係を仕懸け置きけるを、大御所御覽じ、大に御機嫌損じ、「如何なる痴者の仕業なるぞ」と、問はせ給ふ時、青山・内藤兩人が申付けたる由、言上しければ、大御所様以の外御氣色にて、よも彼等兩人が心よりはすまじ。定めて將軍の下知にてこそあるらめ。父子の間ながら、予が占め置かせたる狩場を、斯く計らふ事はとて、殊の外なる御容體の由、江戸へ聞えければ、將軍家甚だ御難儀に思召し、先づ阿茶の局を以て御機嫌を伺ひ給ふに、御局御前へも召されざる由注進あれば、大樹殊に思ひ惱ませ給ひ、先づ青山・内藤兩人の役目を召上げられ、押籠めさせ給ひ、本多佐渡守に御相談あり。正信承り、「兎も角も某に御任せ候へ」と申上げて、十金の御鷹場へ赴き、本多佐渡守こそ、御機嫌伺ひに罷越し候と、御耳に達しければ、則ち召出され、寒氣の節大儀に思召すの由上意にて、扱何事によつて、此所へは來りけるぞと仰の時、佐渡守申しけるは、「某儀多年御膝元にて、御心易く召仕はれ候ところ、何の御咎にか、江戸へ附けさせられ、終には切腹もや仰付けらるべし。只今年老い明日をも知らざる身に候へば、あはれ、駿府へ召還され下され候様、御願の爲め參上候」と申上ぐる。大御所様聞召され、さるにても今改めて、など斯くは申すぞ」と、尋ねさせ給へば、正信承り、「さればよ、新將軍家の御前を恐れさせ給ふ事、いふ計りもなく候。此度も御鷹野の内御機嫌様にと、念じ思召さるゝをば、何をも知らぬ百姓共が係の事につき、悪様に申しなして、御不審の沙汰に驚かせ給ひ、科なき内藤・青山等の御用人をも追籠め置かれ候て、御機嫌の模様を以て、急度仰付けらるべしとの儀を、某に御相談候なり。御父子の御間柄にて、御鷹場へ係さゝせたりとて、内藤・青山等が私の用事にて遣ひたるにてもなし。殊に此事將軍家へ上達して、申付けしにもあらず。然るに斯かる纒なる事にさへ、以の外なる御機嫌の由、毎事諫め奉る某を、申さしにやせさせ給はんと、怖しく侍る旨申しければ、大御所様忽に御心解けて、「扱は將軍左様にこそ思召さるゝよな。其者共免すべし。此上とても將軍家の事、彌、其方を頼み思召さるるぞ」との仰を承りて、正信喜んで立歸り、右の趣申上げ、内藤・青山をも閉門免され

内藤清成  
青山幸成  
勘氣

正信の伺  
候に  
より  
家康の  
怒解く

内藤修理亮清成青山大藏大輔幸成御勘氣の事本多正信御機嫌を伺ふ事 一五三



ながら、其時より營中へは召さしりける。

眞田表の事

本多佐渡守忠言の事

關ヶ原御合戰搦手は、兼ねて江戸中納言秀忠公承らせ給ひしに、信州の先手眞田安房守が支へ申したるに、御取合ありて、御手間取りしにぞ、御遅參にて御手に合はせ給はず。是によりて内府様御機嫌宜しからず、暫く御對面なかりしを、是れ又佐渡守御前へ出で、如何申上げたりけん、御父子の間、常に變らざれば、人皆之を感ず。されば眞田表にて働きたりといふは、中山勘解由・太田善太夫・朝倉藤十郎・御子上典膳後小野次郎右衛門と號す・辻太郎助後忠兵衛・戸田半平・齋藤久右衛門なり。右七人の内にも太田善太夫申しけるは、我々敵を城中へ追込め候時、後陣だに續き候はと云はせもはてず、佐渡守脇差に手を懸け、御前より御尋ねもなきものをいはすれば、十方もなき事を申すぞ。罷立て」と追退け、其後、眞田表にて御軍法を破り、拔駈したる者

正信の忠言

共に、切腹申付け候はむ」と申上ぐれば、秀忠公尤もとの上意を聞くと等しく、七人の者共逐電しける。其後さのみ御憎しみもあらねば、召還されける。牧野右馬允父子、是れ又御軍法を破りしとの科にて、御勘氣を蒙りけり。大久保相模守・酒井宮内大輔・本多美濃守二人の御旗奉行の家人共拔駈したる罪を申立て、切腹申付けさせたるも、佐渡守が指圖しけるを以てなり。されば此度眞田表の事、内府様御耳へは、御家人共御軍法を破りたる故と申上げ、斯く御利運の上なれば、御父子の御間滞り候は如何に候と申上げたるにや。兎にも角にも、内府様合體の良臣なりと、其世の人々感心しけるとかや。

本多上野介正純の事

用ふる時は鷹も帝の拳こぶしを踏まへ、用ひざれば虎も鼠に同じき譬、古今其類多し。されば本多正信が嫡子上野介正純は、大御所様の寵臣にて、駿府にて諸事を司りしかば、諸侯の赴くところ、其行ふところ、皆是に當る。然るに元和二年大御所様

家康の寵臣本多正純



他界まし、先づ駿州久能山へ入れ奉り、夫より日光山へ御遷座までも、其勤怠  
 らずして、誠に能く學べる人も恥づる程なり。されば、「駿府の金銀御寶ども、江戸  
 へは取らせ給ふまじ。三家の方々へこそ配分すべし」と、將軍家御下知まし、け  
 るにより、御寶物以下は御讓狀を夫々に認められ、各、之を渡し奉る。御貯金に於  
 ては、殘して後の御用ありとて、久能の御藏へ運び入れさせけり。今に其御用金嗜み  
 置かるゝとかや。其後上野介江戸へ召還され、御旨に叶ひ段々御加恩を給はり、根  
 來法師百人に、伊賀組百人をも正純に預けられ、野州宇都宮の城主となる。然る  
 に將軍家、日光御社參の砌、宇都宮は御成道なればとて、修復等丁寧に申付けける。  
 此普請役を根來どもに申付けけるに、「我々普請役仕りたる事之なく候」といひて、下  
 知を受けず。正純怒つて根來百人を殘らず成敗しけり。是れ驕の第一なり。元和  
 八年日光御社參の節、宇都宮へ赴き、御儲の事品々仕りけるに、御旨に叶はざる事  
 共多かりしにや。上野介奥州由利へ永く左遷せらる。されば伊賀組の與力・同心も、  
 此時縁座に懸りて、稻毛の領地を召放され、數年浪人しけるが、其後召還され、御先

驕慢によ  
 りて正純  
 ち左遷せら

手になりけるとかや。

成瀬隼人正成智謀の事

九鬼長門守守隆の事

慶長五年關ヶ原の役に、九鬼長門守守隆は、關東供奉にて、小山の御陣に伺候しける  
 に、父大隅守嘉隆は、隱居の身として、石田三成くみに與し、海賊を集むる由告來りけ  
 る程に、長門守を召籠めらるべしとありしに、成瀬隼人正御諫め申しけるは、九鬼  
 が謀叛計るに足らず候。其仔細は今度御供仕りたる上方勢、父子兄弟相別れたる  
 者多く候。然るに長門守一人を押籠められ候はん事如何に候。一向長門守に其  
 旨を仰聞けられ、九鬼が領地へ遣され、彼が模様を御覽ありて、踏潰されむは、最  
 易くこそ候へと申しけるにぞ、則ち守隆を召され、委細仰聞けられ、早々志州へ馳  
 上るべしと、御暇給はりけり。長門守畏かしこまつて鳥羽へ赴きしが、思慮ありて父嘉隆  
 に對面せず。自分は關東の御味方仕る由を言ひ送りける。大隅守には勢付かざれ

成瀬正成  
 の智謀



ば籠城叶はず、勢州神官の内に知人ありて、開き退きたりしを、大隅守が家司豊田五左衛門とかやいふ男、あへなく主人を害してけり。長門守如何にも口惜かりけん。流石子として父に對して敵し難き事を計り、勿論關東に背くべき心ならねば、卒爾に父子對面せず、引別れて立てし忠孝を、何とぞ申上げて、父の命を救はんとせし理は、眼前に見えたる事なるを、家司豊田が大逆にて、害せられし嘉隆が運命の程こそ是非なけれ。

九鬼守隆の苦衷

九鬼父子に對する批判

或云、九鬼大隅守、先年稻葉藏人と境論の事、内府様御裁許あり。稻葉が理分勿論なる故、九鬼非分になりし事を恨思ひて、此度背きしと見えたり。又長門守領分に行きて、父子對面せざるは、謀あるに似たれども、却つて殃あり。如何にも對面して父を諫むるこそ孝子なれ。守隆控へて父に對面せざる故、大隅守力盡きて出城せしならずや。然れば知らずして害する罪、己に歸する理ならんか。又九鬼は徳川家の譜代にもあらず、一旦旗下の大名なれば、運を兩端に見て、何れへと決定せざるにもあらず。父は上方に與し、子は關東に従ふ。此所は理の應ず

るところ、義の赴くところを以てなど、父を諫めて、關東に歸せしむるこそ肝要なるべけれ。父に對面せざる故、父を非義に陥るのみか、一命を失はせたるは、誤なり」といへり。

### 井伊直政の智謀 伊奈圖書の忠死

#### 福島正則の雅意 井伊文琳の事

慶長五年關ヶ原の役、關東御利運の上、猶も世上物騒しければ、所々に番所を置かれ、往來を改めらる。茲に羽柴左衛門大夫正則が方より、言上申す事ありて、使者を三井寺の御本陣へ奉りけるに、伊奈圖書が固め居たる番所を、理不盡に通らむとするを、通さずと諍ふ程に、番人共の持ちたる棒の當りしにや、彼使者以外の外、怒りしかども、御用の使者なれば、其場を堪忍して通り、正則の口上を申上げ、御返事を承りて立歸り、其事済みて後、途中斯様々々の難儀に逢ひ、多勢の狼藉不慮の恥辱を受け、一分立ち難く候へば、切腹仕るべき由を願ふ。正則聞届けて、不便には思へど

正則の使者切腹



も、其方心入を感ずる上は、望の通り切腹すべし。後は心易く思ふべし。伊奈圖書が首を取つて、弔ふべきぞ」といひければ、彼の者頓て切腹しける。則ち其首を持たせ、内府へ見参に入れ、御詫申すべしとて、三井寺指して急ぐ道にて、井伊直政が唐崎の陣所よりして、是も三井寺へと急ぎける道にして、正則に行遇ひけり。正則途中ながら直政に向ひ、件の仔細荒増云ひて、首を見せければ、直政少しも騒がず、其事ならば直政に任せ給へ。御本望に致すべし。御登山に及ばずとて、道より正則を歸し、直政は急ぎ御陣所へ参り、睨々と申上ぐれば、内府様仰に、伊奈に於て少しも誤なし。往來を改めよと申付けたる下知に任せて、守り改むるところ、使者不骨に通らんとしたらん。然るを伊奈に對して其首を持たせ來りたりとて、伊奈に捨腹切らせんなどは、思ひも寄らずとの仰の時、直政重ねて彼の正則が爲體圖書を御助あらんには、卒爾を振舞はむ様子に見え候。御合戦御利運たれども、天下の人心未だ定まらず候。殊に御座所悪しく候へば、旁以て渠が望に任せたくこそ候へと、押返して申しければ、いやとよ、今度の合戦ともに、予が一大事と思ひし大合戦

直政の智謀

秀忠正則の雅意を怒る

六度に及ぶ。其戦功に替ふるとも、科なき者を生害としては叶ふまじ」と、御氣色變へて仰出さる。直政尙も申上ぐるは、「只今の上意、伊奈が身に取りては如何計り有難き事に候。然れども御家運の御大事を思召され候へ。此度關ヶ原一番合戦の勝利、武者振を以て、正則武勇に誇る様子に相見え候。只今にも此事叶ひ難き由に候は、縦ひ一命を果すとも御恨み申すべし。然るに於ては太閤以來の舊友共、見繼ぐ者も之あるべし。又、大坂より之を幸に、毛利以下の者共兵を出す事もや候はむ。然ればゆゑしき御大事ならずや。相坂山へ人數を押上せ、三井寺の上より火を懸け攻入り候は、やはか防留められ候はんや。大行は細謹を顧みずとかや承り候。是程に取りしかせ給ふところを、又候弓箭に及び候は、何程か手間取り申すべし。近頃惜き事にて候」と再往、時を移し御諫め申しけるにぞ、漸く思召し直しけるにや、然らば兵部宜しく計らふべし」との上意なりしかば、直政喜び、急ぎ伊奈圖書が陣所に赴き、上の思召、段々の意味合を委細に申聞かせ、只今の切腹は戰場にて討死ありたるよりは、十倍の忠死、勇士の望む所にこそ候へ。御當家の御安危

直政の苦諫



伊奈圖書  
の忠死

は、只御邊の心にあり」と、勧めければ、圖書莞爾と笑ひて、「何事も御奉公なれば、何しに違背申すべき。御心易かるべし」とて、其座にて切腹す。直政涙ながら其首を持たせて、左衛門大夫が陣所に行向ふ道にて、福島が人数段々に押し、南の方へ行く。直政不審し、「是は誰人の御人数ぞや」と問ひけるに、羽柴左衛門大夫正則、山科へ陣替の由云ひける程に、直政あはやと思ひ、急ぎ膳所崎の正則が陣所に赴き、正則に對面し、圖書が首を見せ、内府様の御口上を、宜しく取繕ひ申しけるにぞ、左衛門大夫大に喜び、「偏に兵部殿の御取なしと御厚恩申し盡し難く候。御前宜しく頼入り候」といひて、盃を出させける。其時兵部「何故山科へ陣替をば爲し給ふや」と尋ねければ、正則答へて、「さればとよ、此御訴訟斯様に早速事濟み候はむとは、存懸なし。定めて御不審を蒙るべし。然らば此所には憚多く候間、遠所へ退き申すべき爲にこそ候へ」と、申しければ、直政聞きもあへず、「其儀然るべからず。物騒しからざる様こそ、此節の肝要なれ。早々引返され候へ」と申しければ、正則「尤に候」とて、人数を引戻しけるにぞ、其夜の騒動は止みにけり。

或説にいふ。「伊奈圖書が、番所を固めて、往來を改むるは君命なり。殊に一戦の後なり。如何にも嚴密に守るべきところなり。又正則が家人も謹みて聲を和げ、使者の趣詳に斷りたらんに、なか棒の穢あらむや。押し通らんとせば、彌々吟味すべき事なり。只惜むらくは、關東の猛威を借りて、同心以下が、嵩に懸けて、諸侯伯の家來を見下す心から、此災を引出したるなるべし。正則が使者も亦彼の家風なれば、少しも怵ふまじ。仍つて口論に及びたりと見えたり。棒は非常を禁むるものなれば、侍に當つるものかは。同心以下を出して、守らしむるは騒動なからむ爲ならずや。其守人が亂を引出すは、頭たる與力等の謹なき故ならずや。内府公の上意は、誠に大將軍の金言誰か之を仰がざらんや。井伊が忠言は機を見て變に應ずるところにして、三寸の舌頭に三軍の騒動を鎮めたり。伊奈が切腹士の望むところなり。正則が解死人に圖書を乞請けたるは、最も上を犯す罪人なり。但し此時未だ内府公を、福島が主將とかしづかざる内なれば、斯く計らひけるにや。直政は能く時の宜しきを知る人なり」といへり。

直政の忠  
言に對す  
る世人の  
批判



其頃の事にや、内府様より今度軍功ありし諸將へ御加増ありしに、井伊本多に所替仰付けられ、御書付を給ふ。其御加増の少きをや、不足にや思ひけん、先づ拜領仕るまじき由を申して、折紙を返上し、思ひ捨てたる體にて退去し、毎度述懐申しけるを、永井右近大夫直勝聞兼ねて、直政に異見しけるは、「貴殿は徳川家の功臣にて、一二の選にまします身の、左様に祿を貪り給ふ事こそ心得ね。御加増の折紙を御拜領然るべし」とありければ、兵部聞もあへず、「永井其方などが存せられざる事なり。さまでの忠もなき與力一偏の大名共には、大國大領を給はり、我々が參州以來粉骨を盡したる甲斐もなき、無益の奉公をば、恨むまじき事かは」と、猶以て心ゆかぬげに申しければ、右近大夫重ねて、「是は直政の仰とも、存せざる事に候。各々、我々の如き御譜代の輩は、如何様に召仕はるればとて、何と御恨申上げらるべき。今度御味方申されたる諸大名は、他の恩祿を以て一家を立てし人々なり。此輩の加勢なくば、争で此度の御一戰、御旗本の人數計りにて、鬼神の働ありとも、御利運覺束なし。されば國々の大名は公界なり、各々我々の如きは、御内證ぞかし。殊に御

永井直勝  
直政に意  
見す

人數も多く預り給ふ上は、昔を思召せば御恩淺きとは申さるまじ。御邊御預の人數なくば、樊噲を欺き給ふとも、何程の働か之あらん」といへば、兵部大に腹を立て、「右近などが類の兵部と思はるゝか」と廣言す。永井嘲笑つて、「愚なりとよ、直政此右近にも、御邊程の人數を預けさせ給は、なにか貴殿に劣るべき。小身なれば、働き所存の通りには叶ひ難し。さ程理に暗からんとは存せず、年來申しかはしたるこそ口惜しけれ。此以後は不通なり」と、いひて立去りぬ。其後直政つくばと此理を考へて、永井が申すところ、至極なりと心服しければ、忽ち我が非を悔み、功に誇るは義士のなさるところ、我れ愚にして、上より給はる所領を受けざる事勿體なしと、即時に誤を改むるよりして、本多忠勝にも此理をいひ聞かせ、兩人御前へ出で、「以前不足申上げし所領拜領仕るべし」と申上げければ、内府様「尤もなり。能き了簡なり」との仰にて、又御咎めもなくして、折紙を給はりけり。夫より直に永井に對面し、「以前の過言面目なく候。貴殿は眞實の友なり。只今降參申すなり。相變らずこそ、申しかはし候はめ」とて、文琳の茶入を持參し、「此茶入は其所にも御存の如

直政非を  
悔いて永  
井に陳謝  
す



直政家寶  
文琳の茶  
入を永井  
に贈る

く、我が家第一の祕藏、命に替へて存する物ながら、此度の厚情謝するに詞なく、  
せめての心ばせにとて、差出しければ、右近も兵部が心入こころいれの丁寧を感じ、「彌々相變  
らずこそ、候はむすれ。但し此文琳は、天下の重器ならずや。輒たやすく申請しんせいけ難し」とて、  
再三辭退に及びけれども、「兵部餘り據よんどころなき心底を見する印しるしまで」と、混ひたすらに申すに  
ぞ、永井の家を取傳へて、今にありとか。

武野燭談 第十一終

武野燭談 第十三

永井右近大夫直勝の事

永井右近大夫直勝は、三州大濱村の社家長田平右衛門といふ者の一子とかや。其  
初、岡崎三郎信康君に仕へしが、信康君御生害の後、大神君へ奉仕す。長田は源家  
にて近く召仕はれし者なれども、不吉の苗字なれば、改むべき由仰付けられ、永井  
は先祖の苗字なりとて、永井傳八郎とぞ改めける。此傳八郎は勝すぐれたる美童なり  
し故、安藤帶刀直次、未だ彦兵衛といひし時、傳八郎と兄弟の思ひをなして、深くゆ  
ゆしき友なりしにより、參州長久手の役にして、池田信輝入道勝入を、安藤彦兵衛  
突伏せて、一町程脇を通りける傳八郎を招寄せて、此首取つて高名にせよとて、勝入  
の短刀・笹の露といへる銘劔ともに傳八郎にぞ取らせける。永井此印しるしを以て御旗本

永井直勝  
と安藤直  
次との交  
情



へ引返しけるに、折節大神君首實檢の所なれば、傳八郎は高名せしよな」と仰ありしに、持參仕り候首は、安藤彦兵衛某に取つて御目に懸けよと申候間、持參仕り候。自分の働きには候はずと、有體ありていに申上ぐる。彦兵衛は之を知らず、池田紀伊守之介勝入の嫡男を討取り、其首を披露す。此時彦兵衛申しけるは、先刻池田勝入と見えたる武者を、若侍槍にて突伏せ、即時に討取つて候。其武者振り比類なく見え候が、忙しき中にて、誰とも承り届けず候ひしと、取なしけるにぞ、人々直勝が實義彦兵衛が志をぞ感じける。上かみにも感じ思召して、傳八郎が高名にぞ定まりける。されば其後程經て、池田三左衛門尉輝政の宰相、大神君の御壻となられ、始めて徳川家へ入來ありし時、老臣へ向ひ、某が父勝入を、討取りたる永井傳八郎とやらん床しく候。面談申すべし。呼出され候へ」と申されしかば、則ち傳八郎を呼出して披露しけるに、輝政の宰相直勝に挨拶ありて後、さて傳八郎身上は如何程にやと尋ねらる。老臣の内より、千石申付けたる由、挨拶ありければ、輝政不興氣にて、勝入が首には、殊の外小身にこそと申されけるにより、早速御加恩の沙汰ありしとかや。關ヶ原御

直勝幕府  
の機密に  
參與す

利運の後、早々傳八郎を細川幽齋へ遣され、公方家の法式を習ひ受けしめ給ふ程に、御當家御作法潤色の選にあひし人なりけり。大坂御陣の後有功を賞し、法に背けるを罪するに、永井が相組をば永井之を計らひけるに、一事も御旨に違ふ事なく、其後福島左衛門大夫正則御改易の時、備後國への上使をば、永井右近大夫ぞ承りける。最上源五郎身上破滅の時も、出羽の仕置仰付けられけるに、悉く思召の通りに執行ひけり。又本多上野介正純が猛威を振ひ、御勘氣を蒙り、奥州由利へ配せられ、羽州山形の城地上りし時も、右近大夫其事を司りたり。直勝の子永井信濃守尙政も、老臣輔佐の職を承りける。

### 福島左衛門大夫城地召上げらるゝ事

#### 本多正信井伊直孝忠言の事

元和五年大相國公御上洛あり。伏見にして御仕置仰出されけり。最初に福島左衛門大夫正則が身上召上げらるべき事を仰出さる。是はかねぐ大神君御閉眼の



秀忠正則  
改易のこ  
とを諸臣  
にはかる

砌御遺言なればなり。されば大神君の御遺言なれども、「正則事當家に對して忠は見ゆれども、不忠の儀は見えず。押へて改易せんも如何なり。汝等承り置きし事もありや」と問はせ給ふ。此御尋は、元和二年の事なり。五年には改易なり。本多佐渡守正信老病を扶けて出仕しけるが、則ち申上ぐるは、「福島事は、御當家へ對し奉りて、第一の忠は、石田亂に御味方に伺候し、居城清洲を明けて、御陣所に奉り、岐阜城を攻め落し、扨御合戦の時には、一番に上方勢を切崩し候。其勢を抜かざりし程に、關東全く御利運とはなりぬ。さる程に、安藝備後の兩州を下され候。其後秀頼公二條の御城にて御參會の節も、大坂方無二に頼み給ひしは、一番に福島左衛門大夫、二番に加藤主計頭、三番に淺野左京大夫なりし。此時左衛門大夫は虛病して出會はざる事は、御當家へ對して忠ある様に候。然れども正則は豊臣の同姓にて、秀頼公とは從弟の續ついでとやらん申すに、不參の段頼母しからず。加藤主計頭、淺野左京大夫兩人は、秀頼公の御供、歩行にて河邊より二條迄供奉せし事、太閤家の舊好を忘れず、而も、秀頼公の御側を少しも離れられず、御對面濟むと等しく、御饗應の御膳をも上らず、政所の

本多正信  
福島を罪  
を數ふ

屋形迄歸御爲し申す迄、兩人が忠節頼母しき事を感じ思召してこそ、義直卿へは、淺野左京大夫が娘を以て御縁を結ばれ、頼宣卿へは、加藤主計頭が娘を以て縁談仰出され候。是れ兩人が正道を感ずる思召にして、努々つとめ彼等兩人が氣を御取りなさるゝにあらず。扨又左衛門大夫御當家へ御奉公仕るとは申せども、其人を見候へば、如何にも御改易なくては叶はぬ不仁者なり。先づ嫡子八助を牢に押籠め、穀を斷ち湯水を禁じて、飢渴に苦しみ辛さするを以て能よしとして、終に殺したり。骨肉を分けたる子ながら、惡人なりと見て押籠むるならば、其儘にこそ之あるべきに、餓死せしむるなど、例なき惡人なり。是れ一つ。又藝州へ入國の時、乗船して船を出せと申すに付、船頭共日和惡しきとて、船待するを怵へず、兎角に出せと申す故、是は地嵐と申して、惡しき風なりと申すを、入部の門出に地が荒れて能きものか、不吉を申したるが憎きとて、忽ち彼の船頭を切殺し候。又備後は疊表名物なるに、是を外へ賣出したるが憎きとて、問屋以下商家の長を、自身槍にて突き殺し候。斯かる暴惡勝あげて計かふべからず。是れ二つ。又家中の士、大小に寄らず少しも、我



が心に叶はざる事あれば、即座に切殺し、或は切腹、追放などの無益の成敗數知れず、人恨み神怒る。斯くの如き者豈に罪せざらんや。是れ三つ。殊に飽くまで欲深き男にて、士民を虐げ金銀を聚斂し、其國の民のみか、他國より賣買に入來る商人、職人等迄、少しの事をも免さず、人を害する事甚しく、故に水に入り、首を縊り、自害する男女多しと。誠に士の恥を知りたるだに、死を恐れ戰場を逃ぐるもあるに、下民の至らざる者共さへ、生きて此苦をせんよりはと、死を思ふ様なる守護を、其儘に差置かれんや。是れ四つ。又廣島の城は、毛利元就の居城にて、十州の領主たる時だに、僅六萬石の城取にてありしに、正則入部已後、普請結構して、將軍家の御在城に等し。是れ分限不相應の奢侈、第一に禁せらるべき科なり。是れ五つ。然れば左衛門大夫一人を罪せらるゝは、多くの人民を救はせ給ふと申すものなり。されば、大神君の仰には、凡そ太平を心となす臣は、天下を謀り人を計り、格計つて、己を約ついでにして、人の苦を救ふ工夫を、第一となすべきに、民の肉しむらを取りて自己の樂とし、殺伐を好むは亂臣なり。亂臣は君の罪人なり。君と天とに違ふ者を、其

正則の城  
地を召上

儘に差置かむは、天下の主たる者の役を勤めざるなり。如何に我には功ありとても、多くの人の歎なげには替へられずとの上意を承り候きと、佐渡守申上げしが、程なく病死せり。其後渠が進退を試み給はむとの爲にか、元和三年の御上洛には、宰相に任せらる。是れ六月廿一日の事也。扱今年元和五年の御上洛には、左衛門大夫をば態と江戸に残置かれ、六月九日に、安藝備後兩國を、召上げらるゝとの科狀十八箇條を著せられ、上使は牧野駿河守・花房志摩守承る。今月初は津輕へとのことなりしが、遠所不便なりと思召し、越後の内と、信州川中島の内にして、四萬石の御扶助米を仰付けらる。此使者には村上新五左衛門と、市川茂右衛門承りぬ。さればさしも武勇逞しき福島なれども、此科狀一箇狀も、申開く事能はず、刃に血ぬらずして、終に信州へぞ赴きける。此時の事を、石谷將監初の名は十藏、後に土入と號す。物語ありしは、福島事、御改易仰付けらるゝとも、彼の者武功といひ、心荒き者なれば、上意の通り御請は申すまじ。然れば此御使は、井伊・本多・榊原・酒井等の内こそ、然るべき事なれと、評議ありしに、井伊掃部頭直孝申されけるは、「抑、戰國の時の御先をば幾度も



直孝の直言

相勤むるは、我々が役なり。此時は江戸御留守に残らるゝ輩の規模なし。幸ひ此度の如き事は、御上洛の御留守を承り、江戸御城下に居ながらの御使は、御留守居衆の能き役なり。各、の察さつしの通り、正則よもすなほには肯うけがふまじ。其程を知召されむとならば、一向に此方より條々書を以て、科を著せられ、此儀に付きて、兩州を召上げられ、何方へ遣さるゝなり。此段御恨に存せば、廣島へ罷下り、旗を擧ぐるとも、亦當座屋敷に楯籠るとも、心次第に仕るべき旨仰出され、其時左衛門大夫むづかしく御受申さず候はゞ、外までもなく、掃部頭に仰付けらるべし。討取つて差上ぐべく候。まづ、穩に仰遣される可くかめやと申しければ、上にも實まにもと思召し、牧野駿河守信成以下、上使を勤めにけり。其頃福島が屋敷は、今の増上寺近くなる愛宕の下なれば、愛宕山に石火矢を仕懸けさせ、すはともいはゞ打拉ぐべくこそ構へられしが、思ひの外物靜かにして、正則上意を蒙りければ、此趣を伏見へ達しぬれば、今度御供に召連れられし正則が家嫡備後守をも取籠められたり。さて藝州への上使には、安藤對馬守重信、城請取には、加藤左馬助嘉明・本多美濃守忠

政・森美作守忠明・松平阿波守忠英・生駒讚岐守正俊・松平宮内少輔忠雄・松平土佐守忠義に仰付けられ、若し不意の事もあらば、松平長門守秀就・堀尾山城守忠清が人數をも差出すべしとの御内意ありしとかや。城番として、本丸は酒井宮内大輔家次、二丸は本多縫殿助康俊、實は酒井家次が従弟なり三の丸は本多美濃守忠政と定められ、三原城へは永井右近大夫直勝、是等の大名廣島へ馳せ向ひしに、左衛門大夫家司共、氣味合をいひて、主人正則判形到來仕る迄は、城を開き申す事は仕らすといひて、諸將を引請け滯留致させけるとかや。

### 酒井備後守忠利大坂御陣御留守の事

#### 同恩賞申行ふ事

酒井備後守忠利大坂夏御陣に、是非に御供仕るべしと進みしが、留守こそ殊に大事に思召せ。汝を差置かるれば、御安堵なりとの上意故に、力に及ばず、此度も亦御留守しけるが、さるにても御出陣毎に御供せざる事をや含みけむ、大坂より御



酒井忠利  
の直言

歸陣にて、既に品川まで著御の御左右を聞くと等しく用意して、大手へ御馬入りければ、備後守は摺違ひて我が屋敷へ立歸り、引籠り居て御目見えせず。よりて「備後守は」と御尋ありければ、睨々の由を申上ぐる。將軍家打笑はせ給ふ。其後もなほ出仕せざりしが、今度大坂御供の人々へ、御恩賞の御沙汰ありければ、備後守罷出で申しけるは、「御陣の御供は誰も望ましき事なれども、上意なれば残るぞかし。御留守、堅固ならずんば、争で心易く軍をもし、御利運を得給はむや。御留守に残りし御旗本の面々の御番等の御吟味なくば、誰か勇み申すべき」と達て申上げける故、御聞届ありて、各々御褒美の始めは、御留守勤仕の輩にて、夫より段々御恩賞ありける。漢の蕭何を高祖第一に稱せられし例ある事なり。されば此備後守嫡男讚岐守忠勝を御取立ありしかども、御禮をも申上げず。其後七萬石を領せし時、始めて有難き儀といふ詞を出して、悦べる色見えしとか。其代の人申しき。扱こそ讚岐守は部屋住にて七萬石、父の備後守は一生三萬石にて終りける。嫡孫後の備後守忠朝も、御旗本の支配して、其時の老臣一人二人の指折の人なりしが、父忠勝見るところ

酒井家の  
家風

やありけむ、生得病身にもありし故にや、家督を継ぎ得ず、末子修理大夫忠直に、讚岐守家督を譲りけり。忠直の子遠江守忠隆其子靱負佐忠國、四位の階を下らず、武備の設嚴密にして家士を勵しける。下の情を能く考へて、譬へば中間・小者の食物とても、家司・頭人の輩、不時に出でて喰ひ試させけり。さる程に古法を以て潤色し、時の宜に隨ひ、顯職の家人に、媚諂ふ事なく、家風昔のまゝに執行はせける。人を謀る者は悪しく、仁を施す者は子孫榮ゆるといふ事、誠なるかな。

### 女御入内御用意の事

#### 土井大炊頭利勝下知の事

東福門院御入内宣下ありければ、御調度以下の御設け御支度様々なり。「近代女御入内の儀中絶せし故、將軍家の姫君女御に參り給ふ事、邂逅に珍しき事なれば、諸事古き嘉例を尋ねられ、丁寧を盡すべし」との御事なれば、一色と雖も、其結構云ふ計りなし。されば其價を役人共問ひて、之をより合せ、中分の方へ仰付けられむやと、頭

東福門院  
入内の用  
意

女御入内御用意の事土井大炊頭利勝下知の事



人相議して、此御用の總奉行土井大炊頭へ申しければ、利勝頭を振つて、否いなとよ。各了簡違ひなり。至極丁寧此上の仕しべき様は之なく、價斯くの如し」と、申上ぐる。「細工人の、高き直段の方へ申付くべし。武將頼朝卿より以來、將軍家の姫君入内の例ためしなし。將軍家の眉目、京都の御繁昌を思召さるゝ事なれば、丁寧を盡さるゝが、則ち天子を尊敬遊さるゝなり。其手間代に下さるゝ金銀は、天下の散錢にして、天下の金なり。海川へ流して棄て、異國へ渡すなどは國家の費なり。職人の申す旨に給はりてこそ民の潤うるまひにはなるべけれ。民の潤ふは上の寶なり。何ぞ物の價勘略すべき。職人は其價程に宛行ひて認むるものなれば、御損もあるべき事なれども、是は將軍家御晴おんはれの御道具なれば、随分價に構はず念を入れられよ。金銀も藏にのみ入置いては石瓦も同じ。常に儉約にして、入るべき時・用ふべき時に、之を惜まざる御用を辨するが、則ち金銀の用なり。此金銀外へも行かず、天下に押渡りて君の恩澤を蒙るなり」と下知せられしとかや。此女御入内ありて、其後にも立后ならせられ、程なく國母の院號を蒙らせ給ひ、東福門院とは申し奉りき。七十萬石を以て、

土井利勝  
の下知

此女院の御入用に宛て置かれしとかや。

### 井上主計頭正就の事

#### 豊島刑部の事

平相國清盛は鳥羽院の皇胤朝比奈三郎義秀は木曾義仲の子ながら、各、其母が後の夫を以て、父と稱する事、古今例多ためしき事なり。されば井上主計頭正就、父は井上半右衛門といひて、知行僅に百五十石を取りし人の子なりと雖も、實はさにあらず。半右衛門に長男あり、太左衛門といふ。此太左衛門が母身まかりて後、故こそありけめ。安部大藏大輔正就が妾の懷妊せしを、井上半右衛門後妻にして、程なく出産しけるが、是れ則ち井上主計頭なり。彼の後妻續いて筑後守正次を産む。よりて主計頭と筑後守とは一腹にして、別種の兄弟なり。則ち異父の苗字を稱して、實父の安部を名乗らず。清盛平氏を稱し、義秀が三浦を姓とするが如し。安部大藏大輔は徳川家老功の人にて、清康公の家司たりしが、其子彌七郎卒爾の働きして、

井上正就  
の素姓



清康公を失ひ奉る。然れども聊も父大藏大輔が知らざる事分明なれば、恙なく御奉公申せしが、我が子の主君を弑し奉りたる逆罪を悔い歎きて、大藏大輔は一生養子をせず、胤籠りし妾をさへ、人の方へ遣し、廣忠公・大神君御三代の老臣として、態と苗字を斷絶しけるとかや。此大藏大輔が實子たる今の主計頭が半九郎と申しし時、召出されけるは、大相國能く右の仔細を知召しける故とかや。さるによりて段々登用せられ、奉書連判の列に加はり、顯職の人なれども、主計頭居間の程に、井上半右衛門子半九郎」と書付けて、朝暮之を見る様にぞ構へられける。されば主計頭常に心易き人には、「井上半右衛門が子半九郎といふ事を、忘れざる様にと心掛くるが、則ち御奉公なり、且つ家の祈禱ともなるぞかし。石田治部少輔が、石田佐吉といふ事を忘れ、諸侯に奢り、大志を動してこそ亡びたれ。只我が願には、此御恩を無にせぬ様にとの、心掛のみなり」と、申されしとかや。然るに寛永年中、豊島刑部に討たれし事、是亦時の運なるべし。其頃島田越中守直行とて、一萬三千石もや領地しけむ。大坂加番として、彼の地にありし時、此越中守妻に、「井上主計頭娘

井上正就  
の平生

豊島刑部  
井上正就  
を討取る

を」と、豊島刑部取持ち仲人して、事既に調ひけり。是によつて主計頭此事を伺ひけるに、「御心當之ある間、無用なり」との仰なりしとかや。程なく主計頭娘をば、其頃の御出頭酒井山城守重澄に縁組仰付けられけるを、豊島刑部聞きて、「上より出でたる事をば知らずして、主計頭先約を變改し、我に一應の届に及ばざるこそ、口惜しけれ。今程酒井山城守は、金森出雲守が一男ながら、當將軍家の出頭肩を並ぶる者なし。酒井讚岐守が子分に仰付けられ、苗字を改むる程の事なれば、時の振合にめでて、變改したるなり。又島田は外様といひ、去る寛永五年堺の政所を勤めしかども、病氣にて御斷り申上げ、今年大坂加番に上りたる者なれば、旁、以て嫌はれて、越中守一分を立てず、我も亦仲人したる詮もなし」と思ひ詰めて、大坂へも飛脚を立て、時日を究めて、寛永八年八月十日、殿中にして主計頭を豊島刑部討取つて、我も卽座に討たれたり。將軍家大に御立腹あり。「營中にして老臣を斯かる狼藉、甚だ以て不敵者なり。向後の誠に急度仕置せよ」との仰なりし故、各、相談の上、「親類にも懸くべきや」との事なるを、酒井讚岐守頭を振つて申されけるは、「侍の意地



を立てんとするに、小身の輩大名に向つて勝負をせんと思ひ詰めたるに、途中にても、其宅にても、家人多ければ存分になし難かるべし。何時にても、各我々に意趣を含む旗本の人々は、殿中こそ能き仕所なれ。侍の意地を立つるは、武家の磨く所なれば、殿中を穢したりとて、親類迄に懸けん事は、却つて後世の誹之あるべきかとして、豊島が名跡を御改易にて濟みぬ。此例を以て綱吉公御代に、稻葉石見守正休が、貞享元年八月廿八日、執事堀田筑前守正俊を殺したるも、御改易にて止みぬ。さる程に島田越中守直時は、大坂にて豊島が飛札を見ると等しく、八月十日同じく自害しけるを、家人共亂心と心得、取止めて刃物を取隠し、外科を招き腹の疵を療治させけるに、深からざれば、縫合はせて布にて巻き、養生の仕方をいひ含めて歸りぬ。然るに江戸にて豊島刑部、井上主計頭を討つて、我も即死せる由、所えければ、越中守閑所へ行き、疵の上なる布を解き、切口へ手を押入れ、腸を引出し、足の指にからみて、うんといひて踏張りける程に、悉く切口破れて空しくなりぬ。是によつて島田も領地召上げられたり。年経て越中守が一男を召出され、後に甲

島田直時  
自ら死す

酒井重澄  
の最後

府清陽院殿の御家司に仰付けらる、島田淡路守といひしは是なり。扱又酒井山城守は其以後如何なる所存にや、病氣と稱して引込み居ながら、美女を集め不行跡多かりしかば、此事上聞に達し、以の外憎み思召し、水野日向守勝成に召預けられ、其頃山城守と兩輪の御出頭たりし堀田加賀守正盛は、段々登用せられて、佐倉十四萬石の城主となりしを、配所にて听傳へ、口惜くや思ひけん、寛永十九年彼の地にして自害せり。年経て其子酒井權兵衛重照を召出され、二千俵を給はりぬ。權兵衛の子は今の酒井式部なり。

### 酒井山城守重澄出頭の事

#### 酒井讚岐守御諫の事

家光公御壯年の頃、酒井山城守重澄御寵愛大方ならず。さればにや潜に山城守が宅へ夜行遊ばされけるを、酒井讚岐守忠勝が承り傳へて、熟と工夫を凝らして、此事若し人の知りては、猶以て途中覺束なき事なり。殊に近來辻切等之ある最中な

家光重澄  
を愛す

酒井山城守重澄出頭の事酒井讚岐守御諫の事



れば」と、忠勝御近習の輩にも知らせず、見え隠れに御供し、山城守が居宅の路次より入らせ給ふ、御後より慕ひ入りて、木陰に隠れ伏して、御歸を待ち、又見え隠れに御供して御城内へ入らせ給ふを見て、私宅へ歸る事毎度なり。或夜寒氣甚しかりしに、御草履を懐ふところに入れ置き、曉懸けて歸御を窺ひ知つて、彼の御草履を直して、其身は路次の外に出で、霜を踏み氷に寄りて歸御を待つ、其心遣こころづかひ幾計ぞや。扱彼の御草履を召さるゝに、暖かなりしを不審に思召しながら、其夜は御歸り遊ばしける。其後も亦斯くの如くなれば、「是は山城が心遣ひにや」と、尋ねさせ給ふに、聊以て御草履までの心付候はず」と申上ぐる。是より御心を付けさせ給ふに、讚岐守が絶えず御供仕るを知召して、忠勝に此事を謝し仰せられけるに、讚岐守畏かしこまつて「今御大切なる御身として、御一人の夜行、以の外なる凶事なり。斯かる御振舞を存する者候ひては、一大事の御儀に候へば、不肖に候へども、途中の警固仕りたるにて候。輕しき御行跡、如何様とも御心に任せざる事や候ふべき」と、涙を流し申上ぐれば、家光公殊に恥ぢ思召して、同じく御落涙まししく、夫れよりして夜行を止らせ給

酒井忠勝  
の苦諫

ひ、御城内夜陰の法式を定められけるとか。されば此山城守と堀田出羽守加賀守の事に、御茶を下されける時、堀田に先へ下され、次に山城守に下されければ、堀田は仰を守りて之を戴き、山城守へ渡す。重澄如何にや思ひけん、堀田が手より請取ると等しく、御手前の御答をも申上げずして、茶碗と共に、躡上りの石へ投付けて、打碎きけり。大樹は却つて打笑はせ給ひ、山城が殊の外せきたるよ」との上意なりしとかや。彼の衛の彌子段が昔も斯くやと、勿體なくこそ思はれけれ。或時家光公、山城守に下されける御短冊に、

山賤の折掛垣の片思ひいくたびいふもこなたよりして

斯かる思召の山城守なれば、さしもの讚岐守、急度御諫め申し兼ねて、數日心を盡し、自然と思召し止る様に御計らひけり。

### 武野燭談第十三終

酒井山城守重隆出頭の事酒井讚岐守御諫の事



# 武野燭談 第十四

## 青山伯耆守忠俊記憶の事

### 松平伊豆守批判の事

聞きたる事見たる事、何にても能く覚えて忘れざるは、其身の徳にして、第一の寶なり。見ても覚えす、學問講習の筋を習ひても忘れ果て、は何の用にか立つべき。人と近付ちかづきに成つても、一度計りにては其名も面も覚えざる類多たぐひし。記憶の強きは人の羨む事ぞかし。青山伯耆守忠俊は、勝れたる處こそあるらめ。旗本・小身の輩まで、一度其名を聞き其面を見ては能く覚えて、重ねて逢ひたる時は、必ず其名を呼んで挨拶せらる。故に伯耆守も物覺ものしほえの能きを自稱ありしに、一座の輩も、「似せても成らざる事なれば、有りの儘に中々及ばざる事に候」と、會釋あれば、伯耆守重ね

青山忠俊  
記憶の法  
を説く

ていはく、「總じて物覺は、勤めてなる事に候よ」と、申さるゝにぞ、同席末座の人々口を揃へて、「稽古にて成る事に候はゞ習ひ申し度候」と、所望の時、伯耆守笑ひながら、「意地の奇麗なると、意地の汚きとにある事なり」との挨拶なれば、一座の人々、是にては猶々心得がたく候」と、不審あれば、「さればとよ、御三家及び國持大名などは定めて覚え給ふらん。小身とて見侮り給ふ故、銘々に知り給はぬぞや。我等は末々までも人に替りなき處を考へて、平等に存する故に能く覚え候」とあれば、一座皆感じけるに、松平伊豆守信綱其頃は未だ無官にて若輩なれば、遙か末座に在つて物をいはず。伯耆守挨拶を、更に感心したる體にもあらず嘯き居たるを、流石の青山にて、信綱を見遣りて、「如何にや、夫れなる小癩こしかむはん仁は如何思はるゝぞ」と尋ねられしに、「我等は思召と違ひ申したる了簡故、感じ申す處まで参り候はず」といふ。「然らば御邊のおもはく聞きたし」とて、耳を澄まして居らるれば、信綱少し進み出で、「日月をば定めて知らるべし。其外の星の名、座列共に悉く覚え給ふにや」と尋ぬ。忠俊聞きて、「争いで總ての星の名を究め知らるべき、天文の家にてだに、細かなる星をば粟三

松平信綱  
の批評

青山伯耆守忠俊記憶の事松平伊豆守批判の事



解の數などある由申せ。夫れもなほ員數分明ならず。何として其名を知らるべけんや」とあれば、「さて貴所にも左様思召さるよな。譬へば我等が如き愚なる者も、御三家は勿論、國取大名は數少ければ、日月・五星・廿八宿の如く覺ゆるに便りあり。小身衆は天の星の數よりも多かるべく候へば、争で覺えらるべき。生得伯耆守殿の様に記憶能き人は、覺も能き故と見え候。何と仰せられても、我意地の清濁には因るまじき事に候」と申すにぞ、さしもの伯耆守閉口せられしとなり。然れども、物を覺ゆるは少しは傳もある事とか。

井伊掃部頭直孝入部仕置の事

儉約と簡略とは似たる様なるもの、又大なる違ひある事なり。凡そ物事約かに奢を止めて、禮儀・法度の外に無益なる費をせぬ様にと慎むを、和漢是を善道と申すとかや。簡略といふは、行ふべき禮節をも略し、與ふべき賞をも控へ、分限・格式にも拘らず。混ら事を省くを以て是と爲す。是も奢侈・放逸なる猥りなる家に比

岡本半助  
直孝に説く

ぶれば、然るべきか。大人・君子のなす簡略は道に叶ふ。小人・賊子のなす簡略は、却て下を虐げ家を破る。如何となれば、聚斂甚だしきが故なり。井伊家は代々質素にして驕る事なく、家中・領分とも儉約を第一とし、武備嚴重なり。古きを改むる事なく、家聲を鳴らすは其始めの仕置宜しきが故なり。掃部頭直孝江州彦根へ入部せんとせられし時、岡本半助といへる勇功の者、掃部頭を諫めて曰く、「凡そ法令多き時は罪人多し。故に人恐れて親まず。制禁少き時は犯す者なければ、國靜かにして民懐く。此度大變の後にして、太平の始めなれば、殿の入部には是を第一に思召すべし」といへり。扱直孝初知入の節、在國の家司以下、武邊場數老功の者、若輩は元より、今日を晴と出立ち迎に出でける時、掃部頭木綿の胴服・同裕などを兼ねて用意し持たせたるを取出させ、家司・物頭を始め、夫々に之を與へて申されけるは、「昔は具足をのみ著して、斯かる身廣き物は著ざりしに、今は天下靜謐なれば、是を著して寛寛と休息すべし」となり。されば綺羅を盡して出立ちし者共、主人の思はく存の外なれば、何れも自己を顧みて面々に儉約を守りける。其後家中何某とかやが、家居



直孝武備  
の嗜みあ  
るものに  
加増す

見苦しけれども、武の嗜みよき男にて、馬の湯洗して居たるところへ、掃部頭乗入  
れて、「身上何程ぞ」と問ふに、「百五十石」といへり。此者家居は繕はねども、武具馬  
具は麗しく、一騎の出立爽さわやかにして、心掛ある志を感じ、即座に一倍の加恩を與へ  
て、「當時山崎甲斐守が家中の様に、家居計り結構して、自然の時、家は馬鞍に成るま  
じ」とありし故、屋造等美を盡せし輩も、是より武備を第一として、奢侈を互に制し  
けるとか。されば掃部頭江戸屋敷に、乗馬の外に小荷駄をも百匹宛飼立ちて、一匹  
缺くれば一匹を飼足して、日光御登山御上洛、都て事の急を滞らざる様にと支度  
ありける。家光公御代、家綱公八歳の四月上旬、始めて日光御参詣の道中かこよ、  
井伊中將計りは、別に椀飯を持せず。黒米飯を其儘に食して供奉せられける。其時  
の人見たる事よ。されば此家中には、勝れて大身なく、大體二百石位の戦士を多く  
召仕めしひ、指物に面々の姓名を記しるさせて、武勇を專一にぞ守りける。大神君の御鷹狩、  
品川にしては蛤八王子邊にしては芋蕨様の物を召上られ、身をつみて人の心を知  
れしとの上意を、掃部頭專一に尊信しけるとか。

土井大炊頭評定席の事

本丸祕密  
の相談席

御本丸にして御隠密ごいんみつの事御相談之ある時は、其昔は大方御數寄屋おんすきやなりしに、土井大  
炊頭發明にて、千疊敷の真中へ將軍家を出御なし奉り、四方の金唐紙からかみどもを取拂は  
せ、少しも隠れなき様に見渡しける程に、誰あつて其邊立廻る者なくして、事洩れざ  
りしとぞ、古き人の申しき。

土井利勝堀田加賀守に目附役相傳の事

堀田加賀守段々立身し、大身に仰付けられし頃、正盛土井大炊頭利勝の家に行向ひ  
て、「小身の我等段々御取立にて、斯く大身の數に入り、家人も多く召抱へ候。夫れに  
付き目附役横目役等申付くべき人品は、如何様の人柄の者然るべく思召され候ぞ。  
賢慮を承りたく存じ是迄参り候」と、まめやかに尋ねられければ、利勝聞きて、「夫れ  
は先づ能き事に心付かれ候。役に付きての人柄の吟味尤の事なり、就中目附などと



申す者の人品我等にまでの相談奥床敷こそ候へ。各々や我等は、御蔭を以て方々へ  
響應に招かれ侍る。其膳部爽かにして切目正しく、折節の初物も食ひ甲斐ある様に  
料理たる體、亭主の奔走嘸と思ふ處へ、勝手より人あつてそと知らせんに、鱈には  
蠅の穢れ入りたり、刺身には蚊など入りたりと申さんに、これ何の甲斐にならぬ  
事なれども、聞きては氣味合宜しからず。總じて人に疵なきは稀なり。されば其  
者の得たる事を見立て使ふべき事なり。酢や煎酒に蚊の入りたるまで、取り上げ  
て悉く申立つる様なる器量の者は、目附・横目には無用なり。さればとて砒霜・斑  
猫など態と入りたるを、見除にする様なる律義過ぎたる男も、目附役にはならず。  
若し左様の者あらんには、毒石・斑猫に同じければ、其兆を早く見知りて、注進する  
様なる侍こそ實の目附に候ぞ。此大炊が家人に目附を申付くるには、譬へば人間  
の眼は横に切れたるが天より稟けたる處なるを、是を物影より覗き、目をすがめな  
どして物を見んとする時は、真直に見るとは違ひて見損じもあれば、只直に見たる  
を實とし、途中も脇目をせず。向ふ計り見ると思へと、申付け侍る」との挨拶なり

しとか。

### 堀田正盛喜多見久太夫をいひ詰むる事

煙草は蠻草にして、我朝にては文祿の末に渡り初めける。されば火を以て之を吸  
ふ故に、一つは火を翫ぶ事常なり。之を好む者は、火の元をも忘るゝ事を嫌はれて、  
營中にては之を禁せられ、其法度を犯す者は必ず罪せらるゝ事なりし。堀田加賀守  
正盛殿中を通りける其後に附添ひて、正盛伯母壻なる喜多見久太夫、其時の御目附  
にして同廊下を通りけるに、御茶部屋の邊にて煙草を翫びけるにや、加賀守と御目  
附の通るを見て、戸を引寄せけれども、痛く煙らせける匂、違ふべくもなき煙草の  
薫なるを、久太夫聞答めて、「是は正しく煙草なり」と吐きけるは、加賀守に聞かす  
る様に、繰返し、「御法度の煙草の薫心得難し」といひけるを、其程を行過ぎて正  
盛振り返り、「喜多見殿はいつより鼻附には仰付けられしぞ。御目附は目を用ふる  
御役ならずや」と、座興にして奥へ通られけるとか。

堀田正盛  
殿中にて  
喫煙する  
者を咎め  
す



酒井忠勝駿河大納言殿を尊敬せざる事

酒井讚岐守忠勝を家光公へ附けさせ給ふ後、忠勝無二の忠臣と成つて、其器も亦人に超えたる故にてありけり。當家良臣の第一に稱せられける。されば若年の時、三河國龍海寺の和尚に血脈を乞ひけるに、釋家の法に、則道號戒號といふ事あり。忠勝は千萬人に超過せる器量あれば」とて、英傑の二字を許し、傑傳長英と戒師の附屬を受けたりし、誠に天下の英雄にして、彼の狄仁傑も争で及ばんと云ひ傳ふる事は多き中にも、別して其頃勢猛に罵る駿河大納言忠長卿を、始終恐るゝ氣色なかりしは、皆人の知れる事なり。往昔竹千代殿方、國千代殿方と御部屋相分れ、御連枝檐を並べて住ませ給ふに、國千代殿は忠長卿御事大御臺所の御愛子に渡らせ給ふに、御發明又類なく見えさせ給ふ故に、諸人多くは國千代殿を尊崇して、此御部屋へ奉る物も數々にして、竹千代君の御方は、何となく徒然にのみ渡らせ給ふ。仍て國千代殿奢らせ給ふ事いふ計りなし。譬へば家光公御庖瘡もつてのはか以外に渡らせ給ひ、今は限りと

酒井忠勝  
國千代の  
不弟を罵  
る

膽腑を惱す最中に、國千代殿方にて之を聞き悦び合ひぬ。さる程に國千代殿、只今御膳召上がらるゝぞと、御臺所の方騒立ちて、家光公の御藥などはそこら掻き散らしけるを、讚岐守心ならず暫く見合せけるに、彌、國千代殿の御膳部のみに掛り合ひけるを見て、大に腹を立て、今若君様御庖瘡御大切に渡らせ給ひ、各堅睡かたづを呑むに、御連枝の御身にて、何か悦ばせ給ふ事あらん。此節斯かる御振舞こそ心得ね。其御膳上るな」と荒らかに罵り、御膳部を押下げさせける。若し御養生叶はせ給はずんば、即座に御供とこそ覺悟極めたりけん、短刀に浴衣を取添へ持たせける程の忠勝なれば、決然たる勢に恥ぢさせ給ひけるにや、國千代殿日頃の御荒儀、御氣隨も出でざりしとか。間もなく大相國御見舞として入らせ給ひしが、「讚岐守御先へ立つべし」との上意なり。忠勝、是は定めて、國千代殿への慮外りやくわいに付御手討にこそ、元來もとより覺悟の前なれば本望なりと、畏つて御先へ立ち、御寢所に入り奉りしに、其前より御庖瘡の色少し能くならせ給ひ、山を上る氣色に見えさせ給へば、大相國御覽じ悦ばせ給ひ、讚岐守に御言葉掛り、「彌、大切に看病せよ」との上意にて歸御ありしが

○慮外ハ  
失禮ノ義



此時忠勝御先へ立ちぬ。其後家光公御順快ありける。是偏へに御嘉運にして、忠勝が忠烈狄仁傑も恥ぢぬべし。此程の事にや、福島左衛門大夫正則、忠勝が器量を感じ、「今天下の武將、御旗本の英雄、貴殿にありと存するなり。慮外ながら我等が鹿の角の兜を進らせ候はん」と、星冑に鹿の角打ちたるを讃岐守に譲れり。されば太閤家の猛將にて、人の免したる男なれども、治國の風には叶はざる事を、忠勝知つて更に祕藏せず。子孫へも譲らず。寛文の初、牛込の山莊にして類焼しけるとかや。さる程に寛永七八年の頃は、駿河大納言殿の御威勢尋常ならず。御奢侈の餘り、良からぬ思召立おほしめしたちやありけん。大相國の御勘氣を蒙らせ給ひ、甲府へ蟄居まし、其後安藤右京進重長に預けられ給ひ、寛永十年の冬、遂に御腹召されにけり。御家臣の朝倉筑後守定正、其子越後守成正、鳥居土佐守成行、御乳母の興津河内守重長に至るまで、皆切腹しけるとか。

### 森川出羽守重俊遺言の事

森川出羽守重俊、台徳院様薨御に付殉死する時、息伊賀守重友以下親類を招き集めて庭訓しけるは、「弓取の臆おそれは少しにても大事なる事ぞ。先年大相國御獨座まします時、御溜息ためいきを遊ばされたるを御次にて承り、是は天下の御大事にても出来りしかと、胸騒ぎせしが、其後御機嫌を伺ひしに、真田表の事はとの上意なりき。是式これしきの事をさへ相國様は御身の臆れの様にこそ思召されけん。汝等構へて自餘の事は愚にても、武士道の規矩を外れ、御軍法を破る事などは、殊に不忠の第一ぞ」と遺言して後御供仕りたりき。此節家光公、「出羽守は如何に」と尋ねさせ給ひしに、殉死仕りたる由申上げければ、「よも生きては居られまじ。若し存なごらへ居たらば能きものか」との上意なりしを、承りたる人々「是は興ある御詞かな。如何なる故にか」と不審しけるに、古き人のいひけるは、「其事ならん、出羽守昔新將軍御幼少にて御いたづら遊ばさるゝ時、拳こぶしの障りし事ありしに、己れ覺えて居よとの御詞、御幼少ながら甚だ尖すまじかりし。若し斯様の事にもや」と批判す。

森川重俊  
殉死す



酒井雅樂頭忠世茶屋長以が脇差の鞘を  
見らるゝ事

何つの頃にかありけん、商家吳服所の茶屋長以、脇差を如何にも結構して差しけり。都べて町の者まで、其頃福有の餘り、身の分限を忘れて奢りけるにや。酒井雅樂頭忠世、御禮日に長以も登城して在りけるを見て招き寄せ、「汝が脇差を見せよ」とありし程に、畏つて差出すを、忠世其座にて抜いて見られ、「道具といひ拵といひ、天晴なる侍中にも斯程の脇差多くは有るまじ」と褒めながら、拔身のまゝにて長以に渡され、鞘は恰好見る處ありとて、奥の方へぞ持行かれける。さなきだに營中人多きに、御禮日にて出仕の面々さしつどひける中に、拔身の脇差に持てあつかひ、十徳の下に押隠しても、いといきらくしく、一入目に立つべければ、御目附中の通らるる度に手を付きて、「只今斯様々々の儀にて、雅樂頭殿鞘を留させ給ひて候。何卒其鞘給はり度候」と歎き申すと雖も、雅樂頭殿の左様ならんに、何とて此方より申さる

茶屋長以  
拔身の脇  
差を持て  
あます

べき。定めて様子こそあらめ。待合はせよとのみ何れも挨拶して通らるゝ。既に御禮も始まり、段々退出ある内に、長以が拔身の脇差、我物ながら持あつかひて、心も心ならず。又御目附を頼み見るに、外の了簡なし。「雅樂頭殿の退出を待つて伺ひ申せ」といつて通らる。扱も未の刻に至つては、残らず退出済みぬれども、長以も立ちもやらず。今朝五つ時よりして身をひそめ居たる苦しさいふ計りなし。漸く人を頼み申入れけるに、「何と申す人に預置きたれば請取るべし」との事にて、其人を尋出して請取り退出しながら、長以思ひけるは、「町人の中にも、法體長袖の分として無益の奢りと、雅樂頭憎み思召して斯くはあるらめ」と、己を顧みて、其後は木作り付の短刀を、柄鞘の飾り計りにて差しにける。されば分に過ぎたる奢侈を、己と知る様には仕給ひける。此長以が先祖は、大神君への御奉公數々なる故、御用達の内一二の者に員へらる。此長以家光公御部屋住の頃、御不自由なるを以て、春日局、長以に申してこそ、上柳龜屋などと申す者の金銀までを御用には立てける。されば家光公御四十二の年の暮に、俗に厄落しと申す儀候へば、左様にこそ遊ばさるべし

茶屋長以  
の素姓

將軍家光  
の厄落し



との儀に付、御自筆に千石といふ目錄を遊ばし、是を常磐橋に捨てられけるに、此長以が拾ひてこそ、上様の御厄をば長以が受取り奉りたり」と壽き申上げける。之に依て其夜を過さず、淺草の御藏米千石を拜領しける。斯る不時の幸を得ても奢る事なく、上つ方へ召さるゝ時は、如何にも身を清め、不淨所へ行くととも寒中も裸になりて往來し、衣服の穢れまでも忌みけるとか。斯かる者もあるに、商家の者共大名の眞似のしたさに、或は聖護院峯入の供をし、或は官家・高家より扶持を乞ひ、其家來と號して、槍を持たせ馬を牽かせける様に、驕重疊して、京に難波屋十左衛門が女房、江戸にて石川六兵衛が女房など、奢の餘りに衣裳競べにとて、態々江戸より京都へ上りけるに、難波屋が女房此事を聞くと等しく、緋繪子に洛中の圖を縫はせて著たりけるに、江戸上りの石川が女房東山邊を徘徊する出立は、黒羽二重に南天の立木の染小袖を著たり。是は見合はするまでもなし、京の方こそ結構なれ。「何の衣裳競べぞ」と、例の京童云なやむに、彼小袖を能くく見れば、南天の實に珊瑚珠を磨らせて悉く縫付けさせたる底そこに至りに、難波屋が負けしとなり。是れ

京江戸の  
衣裳競べ

石垣茶屋

延寶の末の物語なり。綱吉公御代始に、此石川江戸御追放なり。是より町人と名付けたる分は、悉く力を奪はれ、衣類は絹紬の外堅く制禁せられけるに、京都は猶も華美重疊して、石垣茶屋といふは名こそはぐしけれ、河原を見下し崖がけ作にして、四壁金欄純子を以て張り、床をば疊を止めて天鷲びろせ絨を以て包み、天井をば水晶を以てし、其上に水を湛へ置きて金魚を放ち、障子は硝子にて張り、珍膳美味善盡したるに、美女是を配膳す。さる程に高位の人々、又はさらぬ富人、金銀次第の遊興放逸なりしを、稻葉美濃守正通所司代職の時、天和年中禁止せられけるとか。古へは長以が心持の商家多かりしとなり。貞享年中より全く町人の奢侈天下になくなりぬ。

土井大炊頭駿河大納言殿薩摩中納言

遺恨和睦せしむる事

物の諍ひは下より起りて、其事主々の難儀に及ぶ、只嚴に有るべきは其家々の法式。

土井大炊頭駿河大納言殿薩摩中納言遺恨和睦せしむる事



島津の野  
郎組忠長  
の唐犬を  
斬る

天下一統の條令、慎むべきは下々なり。今こそなけれ、昔は唐犬を飼はるゝ事、大名の役の様にありし。駿河大納言殿唐犬多く牽かれしに、御先を拂はれし故、薩摩中納言家久の野郎組といふ侍畏つて居けるに、犬牽のいたづらに、彼唐犬を放掛けしに、元より逸物なれば一文字に喰掛りけるを、野郎士早く飛除きながら、刀を抜きて拂ひけるに、鼻づら掛けて切割つて、早速其場を立退きける。されば駿河殿の御威勢を借りて、軽き者迄肘を張りけるに、己が卒爾を押隠し、唐犬支配へ訴へけり。仍て薩摩守へ使を立て、「犬を斬りたる者給はるべし」となり。家久聞も敢へず、「唐犬は猪鹿を捉らすべき爲めにこそ牽かるべきに、家久が家來に犬を掛けらるゝ事其所謂なし。急に咬付きたらんに争で怵ふべき、切りたるこそ尤なれ。御手前の犬牽をば御吟味なく、他の者を唐犬切りたり出せとは存じも寄らず、其者は歸り候へども、唐犬の代りには得こそ出すまじ」との返事なれば大納言殿よりは、「是非に諍取るべし」と云募り、家久意地を立つるならば、江戸にて憚りあり。交代の節押付にせよやなどといかめしく云ひなやむ。島津も彌々勘忍せず。すは事こそ破れんとせしを、土井大炊頭利勝之を聞きて、薩摩家を宥め、亞相家を異見して、さて薩摩守方へ行向ひ談じけるは、「唐犬を放掛けたるは大納言殿知召したる事ならず。下の奴原が所爲なり。然るに御連枝へ對し斯様の事を申し募らるゝは如何なり。京も田舎も昔も今も、下部こそ禍の基なれ。大納言殿に無事を盡されば、家久にも穩便こそ尤なれ。されども御連枝に對し對様の禮儀にては如何なれば、犬放ちたるは犬牽の科にして、其犬に科なし。犬をば追放つても之あるべきに、刀汚しに切りたるは、島津殿の者の誤りなり。然れば雙方是を對稱して考ふれば、唐犬切られたるは亞相家の損なり。右申す如く御連枝の儀に侍れば、駿河殿の御館まで家久御參りあるべし。諸事は大炊頭に任せらるべし。則某御同道申すべし」とて、家久を伴ひ北の丸へ案内し、式臺まで薩摩中納言參られ候由を大炊頭へ申置きて、事濟みけるとか。

武野燭談 第十四終

土井大炊頭駿河大納言殿薩摩中納言遺恨和睦せしむる事



# 武野燭談 第十五

## 土井大炊頭利勝庭訓の事

### 松平伊豆守信綱事

何れの頃にか、家老公未だ御年若にまします時、急に御座の間近く御座敷を造り替へらるべき由にて、御差圖を極められ、明日此御普請出來すべきや、随分急がせよとの御事なり。松平伊豆守信綱之を承りける。此伊豆守は勝れて才發なる人なれば、此上意を承ると等しく、大工大勢召集め、其日より夜中掛けて御好みの如く造り出しける。白壁を附くべき所をば、奉書紙を以て張らせける。次の日御覽あつて、殊に御悦喜限なし。其頃の大老職は、土井大炊頭利勝なりしが、翌日登城して此事を聞き、伊豆守は今旗本支配の内にて、智慧者などと人も申すと聞きしが、細かに心を配らざる故心得違ありとして、信綱を招き申されけるは、「凡そ天下を治むる人

土井利勝  
信綱を戒む

には、物の成就すべき程を知らせ申すべき事ぞ。公方家の御威光には、一日の内に家數何程造り出されんも安かるべき事なり。然れども、若き殿に物毎輕々しく御用を調べて御目に懸げざるものぞ。何事も仰次第に事調ふ物と計り思召す時は、御氣隨出で思召遣りなく、下の疲れともなり、無益の御費もある事ぞかし。以後を心得られよ」と申されけるとか。

## 板倉周防守重宗が盜賊穿鑿の事

### 酒井讚岐守忠勝金言の事

今は昔、豊島郡田畑村の興<sup>興カ</sup>樂寺へ盜賊多く押入つて、僧侶餘多斬殺し、靈寶・金銀等白浪の爲めに盜まれける。是江戸御城下遠からざる王子村御鷹場往還の前なれば、殊に御穿鑿ありしかども、申出づる者もなく、今は囑託を以て御尋ありしかども、右の同類一人も出でざりける。其頃京都より板倉周防守重宗が參向しければ、老臣の内より、此惡黨共を搜し出すべき手立<sup>てだて</sup>如何あらんと問はれしに、以前より詮議の



板倉重宗  
の奇計

筋を一々に聞きて後、「某一つ手立致し見ん」とて、片器一枚を取寄せて、「囑託の黄金少分なれば申出で難く候。今一倍掛かけられば同類共の在家を指し申すべし」と、如何にも讀み能き様平假名にて筆太に書認めて、彼囑託の傍に立添へ置かれしを、彼盜賊の張本人が見て、「さては同類の者の中より此札をば立てたるらん。然らば人に先をせられじ」と、其日を過さず廳所に出で同類を訴人しける故、一人も残らず召捕られ、忽ち法に行はれける。其後酒井讚岐守忠勝が家にして物の失せたる事ありしに、色詮議の上、囑託を掛けて訴人を待たれしかども、曾て知れざりしに、或者心付きて、潜に書付を以て、先年興カ興樂寺の盜人御穿鑿の時、板倉周防守殿此手段てだてを以て盜賊を悉く召捕へられ候へば、今度も此の如くこそ致さめ」と申しければ、讚岐守之を聞き、「いしくも心付きたるものかな、但し周防守などは如何様にしても盜賊を尋出すを職分とするなり。我は今天下の大老職に居ながら、假初かりそめにも人を陥れて利を得るといふ事は、職の盜といふものなり。尋ねて知れざればとて、争で偽りをば設けなさんや。所詮其囑託引くべし」と申されしとなり。

酒井空印松平伊豆守を叱らるゝ事

寛文の初、京都より東福門院御所の御用ありとて、松平伊豆守信綱を召上めしせ給ひて、十餘箇條の御願之あり。是れ多くは叡心より出でしとかや。信綱則天奏に就て、右十箇條の御願叶ひ難き道理一々復奏し、關東へ言上に及ばず、悉く申し開きける。其理尤も明白なり。此發明又人もなし。伊豆守も一己の利口に慢するなどいへり。其頃酒井讚岐守忠勝は、致仕して牛込の山莊に閑居し、空印と申しける。伊豆守歸府の後、牛込の山莊へ赴き、安否を訪ひ、「今度上京院中の沙汰に及び、女院御所御願の御書付共、一箇條宛成され難き道理を申正し候」と、物語りしけるに、空印聞居られしが、「豆州能く心得られよ。女院御所より態々京都へ召上さるゝは、御願の筋とは見えたり。右御用向仰出され、一々仰付けられ難き道理を、貴殿の才覺を以て申開かるゝ條、最も其理は明白なれども、女院御所の宣旨なれば、理非共に公方家へ伺ひ申さるべき事なり。當座に理非が見ゆればとて、輕々しく争いで復奏申され

酒井空印  
信綱の輕  
舉を叱責



たるぞ。公方様御直に政務を聞召さるゝ時節、人も人に因るべけれ。當家御代々御尊敬ある女院御所よりの御所望なれば、苦しからざる事は一二箇條も其通りに申侍りてこそ尤もなれ。第一上を蔑如し奉る處、京都よりも、公方家に對し奉り如何思はるゝぞ」と難せられて、さしもの伊豆守赤面して立たれけるとか。空印は其翌年卒去ありける。

### 松平伊豆守信綱頓智の事

正保の末、家綱公御元服あり。大納言に御轉任の刻、御廟參之あるに付、三家の卿殘らず供奉あるべき由仰出さるゝに依て、右上意の趣を老臣御白書院にして披露ありけるに、紀州大納言頼宣卿申させ給ふは、「上意の趣を畏り奉りぬ。是は各々への相談なり。新大納言の供を大納言の仕る事苦しかるまじきや、有職の故實不案内故に承るなり」と、六箇敷く仰懸けられけるにぞ、まさか流石の執事以下返答無く居られしを、伊豆早速に挨拶ありけるは、「公方家今日の御拜賀御喜悅の餘り、御三家にも御同道

松平信綱  
の頓智

あるべしとの思召にこそ」と申され、首尾能く御社參は濟みける。供奉と同道は言葉の綾なり。扈從の公卿、著座の公卿、豫參社參など申す品々、是より後仰出され、江戸にしても下々まで是を知る事には成りにける。又昔二の丸御坪の内なる大石を、一つ二つ取除けさせよとの上意なりしに、數百人にても動かし難き石共なれば、御家は作り込められたり、人足の働き如何にすとも叶ひ難きに究まり、役人共此旨を申立つれば、伊豆守聞きも敢へず、「其石の近所を、石の入るべき程を計つて土を掘り穿ちて、其穴へ石を轉倒して入れよ。其土を運び捨つるには、手間取る事はあるまじ」と下知しければ、其通にて早速思召に叶ひたり。此格を末に聞傳へて、箱根檜の木坂の巨石共の、往來の爲めに難儀なるを、或は掘埋め、又は頭を研すりなどしけるとか。又或る年御城廻しつの小鷹狩遊ばさるゝに、和田倉橋の邊へ成らせらるゝ事ありしに、御堀に水鳥の數多浮みしを、「追立てさせよ」との上意なりしが、其頃は今と違ひ、大名小路にも砂利・小石などなければ、礫に打つべき石もなかりしに、松平伊豆守御旗本支配にして、御小性組御番衆預り供奉しけるに、今の八重洲河岸火消屋敷邊ま



では悉く市店なりけるに、伊豆守金子百疋取出して、彼市店なる蛤を取寄せ、是こそ能き礫なれとて投げさせにける。「其後大名長屋脇に積石を設け置く事は、御堀廻の御用意なり」と古き人は申しける。又朝鮮の馬乗を將軍家始めて御上覽あるべき旨俄に仰出されけるに、八重洲河岸に馬場を掛けらる。明日の程に土手を築き候はん事如何仕るべきとありしに、伊豆守下知あり、町中の籠作かきつくりに仰せて、長さ一丈計りに、高さは馬場土手の程を以て數千拵へさせ、是を段々に並べて、其籠の上に芝を伏せさける程に、忽に馬場出來せり。其後又此所にして曲馬を御覽あるべき由なりしに、今度は土俵を大八車に積んで引付け來り、段々に積重ね、壁土を以て土藏の如く塗立て、其上に芝を付けさせける。南北二町餘の所を、左右一夜の程に構へけるとか。是は戸田山城守忠昌の下知なり。

### 酒井忠勝京極家と鳥居家と關原亂の籠城

#### 戰功論の事

出雲少將京極若狹守忠高卒去の時、實子なければ領國を除かるべき事、其頃の條令なれば、忠高城地召上げらるべき事なりしに、彼家は數代の名家なれば、惜み思召して、忠高の甥と披露し、京極大輔高知を彼家相續として、本領なれば大津にて六萬石を付けらるべき由に御沙汰ある頃、井伊掃部頭直孝申されけるは、高極家と鳥居家とは慶長五年關ヶ原の役に籠城せし人々なり。然るに一人は城を守つて討死し、一人は城を開いて立退きたり。然れども京極家は百年を重ねたる名家なればとて、其子孫には出雲隱岐廿四萬石を下されたり。鳥居家は當家御譜代といひ、伏見にての節死といひ、旁以て其忠義を思召して、元和八年羽州最上にて廿四萬石を給はりたり。然るに鳥居伊賀守忠恒早世して子なき故に、さる寛永十三年かとよ、其苗字計りを殘され、忠恒が弟主膳正忠春に三萬二千石を下されき。然るに京極刑部に六萬石過ぎたるにあらずや」となり。人々直孝の理に信服しけるに、酒井讚岐守聞きて、掃部頭申さるゝ通り、大津・伏見の籠城の功、鳥居が討死したるも、京極が城を開き渡したるも、其功勝劣なし。如何となれば、高知大津に楯籠りたれば、上方勢二萬餘り

酒井忠勝  
京極家の  
功勝を主  
張す



關ヶ原へ出張せず。然れば二萬の敵を高知一人にて支へたるなり。殊に其家を以て吟味すれば、鳥居は三河侍譜代、京極は御當家同列の大名なり。我々如きは子孫如何様に召使はれ、領知残らず召上げられ、御扶助米にて召使はるとても、何とか申上ぐべき。異議を申上げざる處が御譜代第一の慎みなり。父祖の功を思召すが故に、鳥居彦右衛門が本領の高程を主膳に給はりたり。京極家も一旦御味方申して、始終志を翻さず。之を以て見れば、大津の祿六萬石は彼家の本領にして、御當家の御恩にあらず。只今本領の高を以て京極家を立てさせ給ふは、當家の御恩賞なり。御譜代と諸侯との次第を誰か批判申すべきとありしかば、是亦尤なりと評議一同して、上達の上にて讃岐守が申せし如く六萬石を給はり、播州龍野の領主に仰付けられ、其後萬治年中讃州九龜の城地給はりにける。

## 伏見騒動の事

## 井伊掃部頭直政の事

東照宮伏見御在城の時、或夜潛に御館にて沙汰しけるは、今夜大坂より我君に御生害を勧め申すと囁ささやきける。上にも之を聞召し、井伊直政を召されけるに居らず。一時計過ぎて外より馬を早めて馳歸り、則御前へ出づれば、汝は夜中何方へ参りたるぞと御尋ありければ、直政申しけるは、されば今暮方より、御屋形にて何となく怪しき儀を囁き候故、不審に存じ、外を承りに罷出候。流石に殿程の御弓取を、大坂より御生害を勧めらるゝに、何ぞ只や大方の事にて御座ある可けんや。萬一此儀實とならんには、京伏見に參勤の大名、小名、御館廻り其外辻々、所々に押寄せ申すべしと存じ、御屋形の近邊は申すに及ばず、近郷までも少しも心元なき方をば見廻り候に、成程道の程も靜に怪しき事御座なく候」と申上ぐるにぞ、御館の騒動忽ちに靜まりける。同日江戸にして取沙汰しけるも、伏見にして内府公御生害ありたりと云ふ程こそあれ。江戸を立つて我人増しに京都へ馳登る。されば其日未の刻より申の刻までの間に、追々打立ちけるに、伏見へ著きしには遅速あつて、早きは三日、遅きは五日なりき。勢田の橋晝夜三日が間、内府の御人數引きもきらず。さて各、御目見



井伊直政  
の素姓

申しけるに、「汝等何故に上りたるぞ」と御尋ありしに、碓々の由申上ぐれば、「何者が左様の事を申觸らしけん。心易く思ふべし。寛々と休息し、上方初ての者どもは、京・伏見をも見物して下るべし」とぞ仰せける。是のみならず、太閤薨去の御披露ありと等しく、順禮に出でける關東の百姓御領分の民間傳へに、我もくと伏見の御館へ馳参りしとなり。是大神君の神恩に歸伏したる故なり。されば井伊直政が先祖は、源二位頼政の郎等井伊半彌太が末にて、新田義興の矢口の渡りに供せし井伊彈正が子孫なり。遠州井伊の郷を數代領して、源氏重代の家臣なり。中古今川家に屬し、氏眞代に直政が父井伊肥後直親讒言せられて亡びぬ。其頃直政は僅に二歳なりしを、母懷にして遁れ出で、遠州に到り、所縁あつて松平原次郎乗政に再嫁し、繼父の養育にて成長しけるを、大神君へ召出され、本姓に返され、井伊萬千代とぞ召されける。天正十三年大神君初て御上洛の時、秀吉公より質として大政所を三州へ送り給ひしを、則直政に召預けらる。直政之を承つて、大政所を入れ参らせたる家の四方に、萱を山の如く積上げたり。是は斯くと上方へ聞えなば、我君恙なく御歸城あるべしとの設なりとぞ。さて御和睦相濟み、大神君御歸國の後、大政所を送り返し給ふ。大政所秀吉公への御物語に、「直政とやらん我を炙り殺さんと支度したり。憎き男奴かな」と恨み給ふを、秀吉公聞召して、「天晴れ徳川殿は能き家人を持たれたる者かな、井伊が如きは實の忠臣なり」と稱美ありとかや。

### 板倉内膳正重昌島原表軍監の事 酒井忠勝

#### 一言の事 大久保彦左衛門忠教批判の事

寛永十四年肥前國島原にて切支丹宗門の徒一揆を起せし時、江戸よりして總軍令を遣はさるべき由にて、御側に候しける板倉内膳正重昌をぞ擇み出されけり。其頃しも、内膳正は癰疽を煩ひ居たりければ、老臣以下此事を聞及びぬれば、「別に其器量を擇ばれ、内膳正をば御免あるべきか」との内談ありしに、何れも尤なりとて、其趣を申上ぐるに定まりけるにぞ、酒井讚岐守まで此旨を談じければ、忠勝聞も敢へず、「各々人を見知り給はずや。内膳正に於て此度の御使を承りながら、病氣に付

酒井忠勝  
重昌の適  
任なるを  
主張す



御使を御免なりと仰出されなば、忝かたじけなしとはよも存すまじ。殊に代りの軍監仰付けられたりと承らば、忽ち自害すべき者にて候。只其儘に島原へ遣はされよ。道中にて病死したらんには、其時こそ代りの人をも遣さるべき事なり」とありしに、さればとよ、何かと日敷を経候はん内に、一揆彌、蜂起申すべきや、此所如何に候」と重ねて申さるゝ人のありけるに、讃岐守笑つて、渠等は土民の一揆なり。誰か是に一味すべき。若し又是を幸ひに色を立つる者あらば、能き序に試らるゝ期なり。旁以て板倉をこそ遣されめ」と申されけるにぞ、衆議一決して、彌、内膳正を遣はさるべきに定まりける。内膳正此事を聞傳へて、大に喜び勇んで早速用意し、嫡子後の内膳正重矩十六歳なりけるを同道にて、即日に出陣しける。然るに其冬の軍思ひの外に手間取りける旨、既に台聽に及びしかば、重ねて松平伊豆守信綱を差向けらるべしとの事なりけるに、是を大久保彦左衛門忠教聞きて、心易き輩に向ひて申しけるは、「あつたらしき内膳正が討死すべし、不便さよ」と囁ささきけるとぞ。されば彦左衛門察し如く、伊豆守重ねて發向の由を聞くと等しく、内膳正手痛く攻寄せ、深入して討死

板倉重昌  
戦死す

し、嫡子重矩も深手を負ひける。されば内膳正今日を討死と覺悟しぬれば、出立つ時息重矩に向ひ、「我今度酒井讃州の一言に依つて、忝くも總軍の支配を承るなり。汝相構へて讃岐守の子孫へ對し、無沙汰なすべからず」と、吳々重矩にいひ含めて打出てけるとか。人は一言も大事なる事なり。

### 武野燭談 第十五 終

板倉内膳正重昌島原表軍監の事酒井忠勝一言の事  
大久保彦左衛門忠教批判の事



## 武野燭談 第十六

### 大坂冬御陣御和睦の事

#### 板倉内膳正重昌御使の事

抑、板倉内膳正重昌は、御旗本にて人の許したる者なり。慶長十九年の冬、大坂籠城に付き、江戸・駿府より御出馬ありしが、終に御和睦になり、大坂よりは、木村長門守重成を以て、神盟の御判元拜見に、差越されけるに、木村御座近く參るべき支度しけれども、渠が氣色怪しければ、遠ざけ置かれにけり。此節大坂へも、秀頼公の御判元を見せられむ爲めに御使遣さるゝに、定めて侍大將の内ならむと申しけるに、若者の内にて分別ありて、事若し破やぶれに及びなば、一己の働きなすべき者の忠士を擇ばれしに、此重昌をこそ選まれける。則ち重昌を召して、御和睦の誓紙見て參

板倉重昌  
御使に  
擇ばる

れとの仰なり。内膳正時に十八歳、御近習にて召仕はれ、御心易く思召す者なれば、遣さるとの御事なり。大坂にては此御使は、定めて關東勇功の老臣こそ罷向はめとの心支度も相違せり。さても重昌秀頼公の御前へ出で、御判なさるゝ節、座を立ちて御膝元へ居寄り、左右を顧みて申しけるは、「右丞相の御器量、關東にて承り及びたるより、殊に勇々しく見奉りて候。御膝扇子たけ丈御坐ありと、承り傳へたる計りに候。斯かる節拜し奉り、關東への土産に仕らむ」と、腰の扇子を拔持ち座を立ちて、御膝を計り見る由して、其内に御判元を能く見濟しける。さて、「御宛所は如何」と尋ね給ひけるに、「其事仰付けられは之なく候へども、關東・大坂御和睦との儀に候へば、當時將軍秀忠公へこそ」と申す。よりて江戸將軍へとぞ遊ばされける。此時大神君仰せけるは、「内膳正に第一に仰含めらるべき事を、御失念遊ばされたり」とて、殊の外御苦勞の御氣色なれば、人々、「如何なる儀にや」と、氣遣ひける所に、内膳正程なく罷歸りぬれば、此由を申上げければ、大神君、「御次まで出でさせ給ひ、如何にや内膳判元見て參りたるらむ。第一に仰付けらるべき事を仰殘されたり。此方

大坂冬御陣御和睦の事板倉内膳正重昌御使の事



家康重昌  
の處置宜  
しきを賞  
揚す

の宛所は」と御尋ありければ、板倉畏まつて、「其段仰付けられは承はらず候へども、關東・大坂御和睦と候へば、新將軍家へと好み申したる由申し上ぐれば、大神君甚だ御機嫌にて、出來したり」と、御喜斜ならず。さて段々の首尾具に申上げけるに、一入の御感なりけるとかや。此内膳幼少の時は、秀忠公の御近習をや勤めたりけむ。慶長年中江戸御城内御座の間の御次にて、「真田島之介を何者か害したり。御次といひ、切手の知れざるは、言語道斷の事なり。穿鑿せよ」との仰なりければ、小扨從中申合せて、「我々いひ甲斐なき故、相手を取得すとの思召こそ、口惜しけれ。是非に及ばず。何れも自害するより外なし」と、若輩申合せけり。板倉内膳は、一向の幼年なれば、上にも御疑なき事なれども、板倉如何思ひけむ。土井大炊頭宅に赴き、「此間真田島之介討たれ候に付き、色々御詮議候へども、相手知れず。小扨從共が腰抜けたる故との仰なる由、風聞仕り候へば、何れも申合せ、切腹仕るにて候。日頃御目を懸けられ候故、最期の御暇乞に參上仕りたり」と申しければ、大炊頭大に驚き、急に相談し、其詮議止みにけるとかや。

酒井備後守忠朝軍場御目附申渡す事

大久保彦左衛門問答の事

大久保彦  
左衛門若  
輩の軍奉  
行を嘲る

寛永年中、島原表一揆の節、諸手へ御旗本より、軍場御目附を遣さるゝに、大坂にて戦功ある者をこそ、仰付けらるべしと思ひけるに、思ひの外、脇の人々の中にて其器量を擇ばれけるにぞ、老功の勇士共嘲笑ひて居たる上に、何某とかや若輩なる人も、御目附として選ばれける。其人へは酒井備後守忠朝、右上意の趣を申渡しけるに、彼何某も面目を施し、御請申しける半に、大久保彦左衛門高聲に申しけるは、「世が末になり、若輩者共が軍奉行の御目附のとして行向ふ。何事の功をか仕出すべき。座敷の上の軍場とは違ひ、料理を喰ふ様には、なきものぞ」と嘲弄しける。其聲殊に高かりしかば、彼の何某之を聞きて、其まゝ彦左衛門が居たる席に向ひ、一言・二言いひ合ひけり。一座の輩、何れもしれもの集りなれば、曾て扱はず、あはや事に及ばむとするを、酒井備後守聞付けて、間の障子を押開き、彼の何某を呼び居る、其



方事、左程の不覺悟とは何れも存せられず、今度の選みに申上げたるなり。大事の御使を承りながら、彦左衛門などの口論、甚だ以て不届なり。早々支度して罷立てられよ」と、荒かにいはれ、「誤入り候」といひて、即ち退出して、島原へ向ひぬ。後にて備後守、彦左衛門に向ひ、「其方は老功といひ御役柄といひ、人が免し申せばとて、いひたき儘計りをな申されそ。若き者は、何の功にて武邊は得なすまじきとは、誰にても耳に懸くべし。抑、鳴、巢城の一番乗を、貴殿せられしとての自讃をば、毎度承りしなり。其頃は十六歳の初陣の高名と申されたるを、慥に覺えたり。然るに、若年にて高名すまじきとの批判は、心得難し」と、如何にも、詞穩ことばおだやかに申されければ、流石の彦左衛門閉口しけるにぞ、備後守は奥へ入りぬ。後にて同僚に向つて、彦左衛門申しけるは、「讚岐守が子に油断ならず。若けれども理屈せり。怖し〜」と稱美しけるとかや。井伊鞞負佐直滋と、此備後守忠朝とは、御旗本大名の内にて、人の許したる器量仁とかや。されば若年寄の内にして、備後守は御小性組番頭を兼任しけるに、組中とても皆大名の二男三男、御旗本英雄の末なれば、何れ疎かな

大久保彦左衛門酒井忠朝を賞揚す

井伊直滋と酒井忠朝と、御旗本の器量仁

らんや。然れども遠驅とほがけの御成には、平番の家來は、二里餘も御後同勢に打込まれて行く故に、其主人々々の用を達する事ならず。さる程に組中も、冬枯の御鷹野などには、時として何れ迄ともなく、身を顧みず塵埃に汚れぬるを、備後守面々の定紋まで覺えて、衣服を用意し、長櫃幾合にも入れて持たせけるを、其場にて悉く著せ替へて、歸御の御供させけり。武具なども形の如く送物おくりものにしけるを、公方家に對し奉り、憚るべき事なりなど、支へ申しける事もやありけむ。父讚岐守止む事を得ず、泣く〜之を退けし事、遠き昔物語は中々なれば洩らしつ。備後守病氣の由を上にも聞召届けられ、「暫く養生せよ」とて、若狭國へ保養に遣されしが、其後彌、病氣に究り、弟修理大夫其頃鞞負佐といひけるを、總領に仰付けらるゝなり。此時、安房の勝山といふ所を、讚岐守が佐野の領分の内に換へて、彼所に家造りして、備後守夫婦を差置きたり。塾居・幽栖の身として、室家を引具するなど、讚岐守長男故、御免は有難き事なり。備後守卒去の後、妾腹の子勝之助をば修理大夫引取り、其弟權之助は、後松平左内といひしが、是は早世す。さて勝之助をば、伯父修理大夫之を愛



し、分知一萬石渡すべき由申さる。稻葉美濃守正則聞きて、「匠作の子孫繁昌程分知入るべし。今修理大夫十三萬石に足らぬ所領にして、甥へ一萬石とは如何なり」と申さる。修理大夫之を聞きて、正則の異見尤もながら、我が家は元備後守家督たるべきを、不幸にして我に先立ちたり。此勝之助は、備後守長男なり。一萬石はなほ飽足らざれども、先づこそ分知すべし」とて、房州勝山五千石、越前敦賀の内にして五千石、都合一萬石申行ひ、程なく元服敍爵あり。越前守忠榮と號す。其後五千石の御加恩ありて、寺社奉行仰付けらる。此時大和守忠國と改めけるとかや。

### 細川家肥後國拜領沙汰の事

#### 御伽衆座談の事

寛永九年の夏、加藤肥後守忠廣御勘氣の後、彼國を給はるべき器量の諸侯を擇ばれ、内々御相談究むる頃、御近習の輩に、世間の噂を聞召しける内に、「肥後國をば細川に給はるべし」との、取沙汰仕る由申上ぐれば、將軍、俄に御氣色變はらせ給ひ、「大炊

細川家肥  
後國拜領  
の取沙汰

頭以下を召せ」との御事にて、亥の刻も過ぎたらむに、何事かはと驚き、早速登城揃ひければ、各、御前へ召され、「斯かる風聞ありと聞く。此事御内意承りたる者共の外知る者なし。誰が申しにけむ」との、上意なりし時、大炊頭承ると等しく、「天下泰平の瑞、珍重なる儀を唱へ申すにて候。御役承る者共、御密事を、誰が申候はむ。其段は、天鑑明らかにこそ候へ。今天下相和し候故、下の心、上の思召と一致仕るにて候。第一御政道圖に當らざれば人背き、順路の御仕置には、縦ひ恩澤を蒙らざる者までも、承りて悦び申す事にて候。今度の世上沙汰、天下諸人の指す所、細川が家に候は、猶以て十目の見る所こそ嚴なれ。御代長久、天下太平の吉兆と存じ奉り候」と、申されけるとかや。總じて大人君子の間に應じ、席上の夜話に至るまで、御仕置筋の噂は、御伽申す人の心得あるべき事なり。綱吉公御寢所御簾外にて、御咄の衆として、兩人宛定めて伺候し、御寢入遊ばさるゝ迄は、座談といふ事ありて、和漢上古の賢き人の噂のみ、互に語り合ふ内にも、老莊を評し、儒佛を論じ申す様な事は、聊も申さず、普く道の事計りを申されける。殊勝の事とかや。

御伽衆座  
談



堀田加賀守正盛器量の事

板倉周防守松蔭硯批判の事

何れの年にか、師走しはすの半過なかばすぎに、切々御鷹野ありけり。供奉の御小性組平番の輩、御拳を覗き、物見をきそひけるに、喜多見久太夫遙に見咎めて、走り來て申しけるは、「只今御鷹場冬枯にて、物の隈なし。御拳の節野鳥共、各々の影に驚きなば、御機嫌然るべからず。引込み給へ」と、申捨て、通りぬ。暫くこそ、其趣をも用ひけれ。後より又、元の如くこぞりあひ擧合こぞりあひて覗く體を、喜多見見て腹を立て、強く制止を加へける時、堀田加賀守、通懸とほりかり之を聞きて、「今極月の末にて、各、用事多く、斯様の御放鷹の御供迷惑ならむに、御奉公として何れも出でられ、御拳を拜見ありたき志こそ、近頃以て珍重なれ。是よりは、御場遠ければ何か苦しかるべき。何れも近く參り、拜見致されよ」と誘ひけるとか。又公方家御代々御譲り御道具の内に、靜の御長刀として、小鍛冶宗近が作の小薙刀一振、御同朋の預りにて、御祕藏第一なれば、御居間に差置かる。

堀田正盛  
の器量

然るに家光公、或時此御薙刀を以て、雁を懸けさせ給ふとて、彼の長刀、鐔元つばもとより折れたり。名物といひ、御讓の御道具といひ、旁かたわら以て人々惜みけるを、堀田加賀守申されけるは、「各、は如何了簡して惜まるゝぞ。白刃交る時、今の如く折れたらば、御用心に持たせらるゝ御長刀の詮もなし。幸に折れたるこそ御吉事なれ」と、申されけり。其御長刀を、鍛冶山城が打接うちつぎしに、毛頭弱よわみにならず、様仰ためし付けられけるに、切るゝ事恰も瓜を割るが如し。よりて今以て御祕藏の御道具なり。此時靜が寫しとて、小長刀を老臣以下此山城に打たせけり。此時代迄も、三尺餘の大長刀のみ多かりけるに、穴澤といふ長刀の上手、慶長の頃徘徊し、小長刀を以て勝負しける。其流儀、此節出合ひて、世上小長刀のみになりけり。今も山門・南都の衆徒の所持する所は、皆大長刀なり。されども古へ一條院の頃、既に小長刀あればこそ、小鍛冶が作もあれ。又靜が小長刀として、是も小鍛冶が作にて、證據正しきを、加賀中納言利常卿祕藏ありけるに、今柳營に之あるところ同事なれば、何れぞ眞偽あらむといひ沙汰するを聞きて、利常卿申されけるは、「愚なる者共の評判かな。彼の靜といふは

靜の長刀



義經の妾なり。堀河夜討の時、定めて義經の左右にありし長刀を以て働きつらむ。判官所持の長刀、豈に一振計りならむや。幾振も之あるべし」とて、彌、祕藏ありしとなり。昔板倉周防守重宗が所司代しける頃、智恩院と黒谷源空寺と諍論の事あり。古へ重衡卿の松蔭といふ硯を、什物に傳へ來る由、兩寺申しけり。「一方は明硯ならむ」と、兩方の硯を、墨を研いて試るに、石面自然と潤ひて、墨色無類の名物にして、兩方の硯甲乙なし。是によつて互に、「當寺の硯こそ實石なれ」と、訝り諍ひて、聽所に達して裁判を乞ふ。板倉周防守申されけるは、「兩寺の上人は、何れも上智の明匠ながら、世事に疎し。我々如き者だに、硯は幾等も嗜みて候へば、況して平相國清盛の祕藏せられし重衡なれば、松蔭硯、二面もあるべき事なり。何れも實の銘硯なれば、寺寶にこそ」と、沙汰せられけるとなり。利常の心と等しきにや。

板倉内膳正重矩折弓の評

酒井遠江守忠隆名劔試の事

板倉重宗  
松蔭硯の  
判断

板倉重矩  
小坊主な  
咎めず

酒井忠隆  
の名劔試

板倉内膳正重矩唐半弓を求め祕藏あり。其製誠に倭工の及ぶ所にあらず。矢の飛ぶ事大弓に等しく、堅きを貫く事最も利し。よりて之を膝元に置きて、用心に備ふ。然るに内膳正留守に、近習の小坊主之を引試みけるが、引張り過ぎてか、忽ちに引折りたり。主人祕藏の弓といひ、只事にはあるまじと、先づ彼の小坊主をば押籠め置き、重矩歸宅の節、弓の折れたる次第を申しけるに、内膳正一段と機嫌よく、「先づ其小坊主免すべし。武士の家にある者の、武藝の志あるは、褒めたる事なり。其小坊主弓に志すこそ殊勝なれ。又、弓は強く引いて、用に立つべき爲めなるに、肝要の時折れたらむには、日頃嗜み置きし甲斐なし。今小坊主が引折りたるは、内膳が吉事なり」と申されけり。又酒井讚岐守忠勝代に、黒田長政の家に、祕藏する道具に、則入道拗切と號したる刀を、忠勝へ送るとて持參あり。忠勝之を取傳へて、差料にもせず置かれしが、孫の遠江守忠隆は、此刀心に叶ひたるにや、「差替に拵へなむ。先づ様すべし」と申付けらる。家司共申しけるは、「此御刀は左文字にて、稀なる銘物にて、切に疑なく候」といふ。忠隆聞きて、「拗切と號したるは、黒田の家にての



事なり。我が家にしては、又其刃味を試みずしては覺束なし」とて、早々の胴を試みて差されしとかや。

### 將軍家御不例の事

#### 所司代奉書返簡の事

君臣合體の御代とは、何時はあれども、第一寛永慶安の間なるべし。一年、家光公御食傷にて絶入りまし、一晝夜御正氣付かせ給はず。是によりて急を告ぐる脚力、諸國への早打、頻に往來する程に、天下の周章になむありける。京・大坂には、殊に町中騒ぎ立つて、此事色々に巷説しけるとかや。江戸柳營の官醫、祕劑を奉りて、次の日御快驗まし、ける程に、「定めて京都は騒動すべし。早々御機嫌能き段、申し遣はせ」との仰なれば、奉書次飛脚を以て馳せける。凡そ廿四時の飛脚は平生の事、此節は、なり次第急がせけるに、十八時程に京著しけるが、其御請遅々しければ、重ねて奉書を以て、彌御本復の趣申遣したるに、請書漸く江戸に著しけり。

家光不例  
に所司代  
鷹野を驚  
都の騒動  
を知る

而も御夜詰前なりければ、月番の老中より、之を御本丸へ達し、中根壹岐守宗鑑之を披露し、京都騒動の由は見えながら、此御請文の遅かりしを、下にも不審しけるに、其御請文の詞に、兩度の奉書一所に拜見仕りたる由にて、二通の御請束ねて一紙に認めたる文言にて、此間泊鷹野に罷出で、御請延引仕たるとの端書あり。此泊鷹野の事を聞召され、扱は京都よく騒動しけると見えたりとの上意なり。壹岐守其夜之を案じ明かしても、其意を得ず。所司代たらむ人の、大樹の御不例を承りながら、放鷹の樂は慎むべき事なるを、遠慮なく申越したるを、上にも之を聞召されての上意、不審晴れず。翌日酒井讚岐守登城しけるを、御前へ召し、「京都よりの請文披かせて聞きしに、周防守鷹野に出で、兩度の奉書の請延引すと、見えたるは」と宣ふ。讚岐守、扱は京都以外の騒動仕りたりと相見え候と申上ぐれば、上にも、さ思召さるゝとの御事なり。壹岐守彌不審し、讚岐守退出の時、袖を控へ、「只今の上意貴公の御請符節を合せたるが如く候。夜前も、右の上意之あり、某一夜思案仕り候へども、其理通じ申さず、訝り候」と申せば、讚岐守打笑つて、「京都町人共、



何と制しても合點すまじ。所司代が優長に遊ぶで見せざれば、ならざるなり」といひ捨て、通られしとか。壹岐守老後此事をいひて、其代の君臣合體を感心ありける。此時分は京都に町奉行なく、周防守一人にて判断しけるに、形の如く隙にして、伏見・淀・八幡・島羽邊さらぬ近郷まで鷹野し、茶會に往來しけるとなり。白日垂簾政とは、此時ぞかし。

### 直孝忠勝信綱重宗慎勤の事

大猷院様薨御の節、紀州大納言頼宣卿より、「急度直談なされたき仔細之あり、尤も老職中へも仰遣さるべし。先づこそとて、井伊掃部頭直孝を招き給ふ。直孝病氣の由、御返事申して、其使者未だ我が門を出でざるに、直に登城して、此趣を達す。酒井讚岐守は、袖の乾く間もなく歎き悲む。又松平伊豆守は疼む氣色なく、幼君を守護す。心ある人は、此人々の心底を感心しける。されば家綱公十五歳にならせ給ふ迄は、御三家は在江戸たるべしとの御事にて、總べて、京・江戸一味貫通の御

酒井忠勝  
の忠烈と  
智勇

政道なりき。先君御末期に、讚岐守が手を取らせ給ひて、「今世後世憑み思召す」との上意を守りて、當君を扶翼し奉る事亦類なし。其程の事よ、由井正雪とて駿州紺屋の子なる者、遠き昔の楠が餘流の様に申しなして、人を惑はし世を亂さむとしけり。彼正雪駿州にして、旅行の荷札を、紀州家の家人の様に見せかけたり。然れども自害しぬれば、如何なる事とも知る人なし。謀書にてこそあらめ。頼宣卿の御印形とて、披露に及びたれば、「是は紀州家へ直にこそ承るべけれ」と、酒井讚岐守出行くを、掃部頭危しと止めしかども、忠勝少しも騒がず、忠信を守りては天下に恐るゝ所なしとて、紀州家へ行向ひけり。さて亞相家の印形を取出し、「此一通の眞偽を糺し奉らむ爲に、持參仕り候。世には徒者の候て、斯くの如く謀書して、御難題を懸けむと仕り候。御印形御覽あるべし」と、御膝元へするゝと差寄りたる勢、忠烈面に顯はれぬれば、頼宣卿を始め、御家司以下一座の人々、愕然と驚合ひぬ。忠勝此印形御存なき様子を伺ひて、殊に面を和げ、「尤も謀書にてこそ候はめ。平生の御墨付とは違ひ候。斯様の反古は、焼捨つべきものにこそ」とて、即座に引破り、



「御印形などは御身近く召仕はるゝ人々にも、御油断なき事肝要に候」と申して、少し退く。頼宣卿仰に、「此印形の書聊以て覺悟なし。貴殿申さるゝ如く、近習の者共にも、向後油断なり難し」と、御扈從中の詰居たる方を見遣り給ひけるに、加納某とかや、若輩なる人、御縁の方へ立つよと見えしが、御目通おめどほりにて腹搔切つて伏しぬ。寔まことに、此人知りたるにはあらねども、主君の御難を一身に請けて、誤りたる體に見せたるなり。されば頼宣卿御代は、其子の在りけるをも、熊野の奥に差置かれしが、泰山大納言殿御代に召出され、段々立身したる加納平治右衛門は、其子の由聞えけり。されば讚岐守が智勇三軍の師を奪ひ、忠彌が類迄召捕り、幼主を守護申しにけり。其頃又伊達家より訴へ申す事あり。昔大神君御筆にて、政宗に百萬石給ふべしとの御直判・御神文を以て、台徳院様へも、御願申上げ、其後大猷院様御代にも、御歎き申上げしに、御沙汰に及ばず。家綱公御代始、頻に訴訟しける程に、御幼君の砌なり。追つてこそ申上ぐべけれ」と、老臣緯こじを申延べけるに、陸奥守「さればよ。此事御代々願ひ奉る所なり。東照宮御神文之ありての願なれば、是より申上げ

百萬石の墨附

す候へども、上より御裁許を給ふべき儀なり。御代替にて、諸事古を尋ねらるゝ御事なれば、是非に御取上下るべし」と申募る。阿部豊後守忠秋、「是は重き願の立様なり。如何之あるべき」と談せらる。井伊直孝曰く、「御代々御取上なき事を、今更何と相談に及ぶべき」と申さる。忠秋曰く、「さは宣ひても、御神文を以ての願に候はずや。時節柄故、陸奥守是非と申すかと危ぶみ候」となり。掃部頭、「其段は某に任せ給へ」とて、其後陸奥守館へ行向ひけるに、折節陸奥守風氣の由にて、對面せざるを、「御用あれば、寢所へこそ罷通らめ」と申入らるれば、其時陸奥守茶筌髮・白衣にて、病中無禮の趣を、謝し申しけるに、直孝曰く、「御用と申入れたるは、別儀にあらず。頃日老中まで御願これある儀承り及び、其儀に付いて参りたり」とあれば、奥州笑を含み、「されば大神君、百萬石を給ふべしとの御誓約、今以て事はれず、此儀を申立てたる由」餘儀なく申されけり。掃部頭之を聞きて、「御誓約と仰せ候は、御眞翰御所持にや」とあれば、「なか／＼慥なる御神盟の一紙こそ候へ。御目に懸くべし」とて取出す。直孝立つて、嗽手水うがひてうすして、之を拜見し、「疑ふべくもなき御直判にて候。是程の



證據努々存せず。但し此御神筆をば、掃部頭に給はるべし、申請け候」と、押戴きながら、寸々に引裂きて申されけるは、「昔は百萬石は扱置き、二百萬石も參らせたくこそ、大神君思召しけめ。只今御覽候へ、何國に御加恩の地候ぞや。怒に此書貴宅に取傳へ給へば、上へも御願事絶えず、此事募り給ふ程、詮なき事に罷成り申すべし。公私に付き無益の難儀を引出し給ひては、何の用ぞや。且つは家の爲め、掃部頭が申請けて、斯く仕る次第、御神文の慥なる儀、早速上聞に達し申すべし。相構へて、此事思召し止り給へ」と、思切つたる仕方、其顔色差向さむかひに事を窮むべき様子なれば、陸奥守も大に忙おそれて、暫くものいはず。家司以下次に詰めたる者共も、掃部頭に氣を吞まれけるか、伊達家の面目に備ふる御神文を引裂かれながら、兎角をいふ者なし。陸奥守も、一應は存寄ぞんじよりを申されけれども、直孝が道理に迫り、「此上は家の事頼み存じ候」とぞ、申されけるとかや。臣として主君の御判物を引裂き捨つるなど、大抵の事ならむや。此に於て御代々公儀の御苦勞を計りける忠臣の義氣、實の顯はれたる所なるべし。其昔井伊掃部頭酒井讚岐守・板倉周防守・松平伊豆守

井伊直孝  
酒井忠勝  
等の忠勤

など、其中睦じからずと、皆人見ける事よ。されば上聞に達する者こそありけめ。或る時、何れも御前へ召され、老職の者共、互に中能からざる段、聞召されたり。甚だ不忠の至なり」との上意なり。讚岐守申上げけるは、「我々御役儀相勤め候に付き、公私ともに睦じく仕らでは叶はず候。但し餘所目よそめには、我々互に快からざる體を知らせ置き、面々の非を人にいはせ、又は大名の心寄をも、計り見候はむ爲めに、内證は形の如く示し合せ申す段、言上しければ、家光公、さこそあるべき事なれ。申す者の誤にこそ」と仰せければ、否々いやく申上ぐる者の誤には之なく候。左様に見え申すを、注進仕るは尤もに候」と、申上げしとかや。慶安四年御他界の夏より、此人々、水魚の思深く、讚岐守と右兩人は、殉死せずとて沙汰せしを、事ともせず、「忠臣は二君に仕へずとは、他姓の事ぞ。誰か先君の御恩を蒙らざるべき。御恩深く、御取立の者なりとて、一分の名を以て、悉く御供せば、幼君をば誰か守護すべき。我々が死したらむ隙を伺ふ奴原が申す事をば、實の志あらむ人は、何と思ふべき」と、申されしとかや。板倉周防守は、例の京家の輩、臆病氣にて、騒ぎ立つ輩を、私亭へ招

板倉重宗  
の沈勇

直孝忠勝信綱重宗働勤の事



松平信綱  
の奇智

き、緩々と昔今の物語し、將軍宣下前後、御用の差引にも急ぐ體なく、寛々と定め  
けり。取々なりし忠節なり。家光公御他界といふ程こそあれ。奥方上下の女中、同  
音に涕泣しけるが、其聲大手まで聞ゆ。制すれども聞入れず。松平伊豆守信綱與  
方の騒を静めむと、女中一兩輩招き、密に申されけるは、若君御幼年なれば、御他界  
の御事を、江戸諸大名に隠し申すぞ。謀叛の者出來りて、御城へ取懸りなば、各一人  
人も助かり給ふまじ。沙汰なし」と威されて、忽ち泣聲止みにけり。又一年黨  
を結ぶの告ありて、吟味最中松平伊豆守家人の内に、その張本人の事、承り出でた  
る者ありて、「張本人の事申上ぐべし」と伺ひけるを、「否々夫より急ぐ事あり。汝も  
供せよ。先にして聞く事もあるべし。供の者共出でよ」といひて、自分も支度し出  
でながら、「酒井空印夜中より腹中以の外にて、存命不定に候。急ぎ各、彼の亭へ御  
出あるべし」と、右筆に書かせ、雅樂頭以下の老臣へ觸遣し、諸人の聞様に、「扱も限  
あれば、空印も病死せられむよ」と、いひながら、馬にて牛込の酒井が山莊に行向ひ、  
何れも列座の上にて、彼の家來を呼出し、「我等家來注進申す儀、之ある由に候へど

も、謀叛徒黨人の儀に候條、争で私として之を承るべきと存じ、未だ仔細を承はら  
ず。何れへも御亭主病氣と申入れたり。さらば委細申せ」とて、其座にて口上を書  
留めさせ、則ち右の悪黨共悉く捕へられけり。深き了簡ある事を、早速に空印の病  
氣見廻といひなしける頓智、庸人の窺知るべき器量ならず。井伊・酒井・板倉、此伊豆  
守、其頃御政道の柱礎として、時の人傑たりしとぞ。

武野燭談 第十六 終

直孝忠勝信綱重宗愼勤の事



# 武野燭談 第十七

## 阿部對馬守重次殉死の事

家光公御他界の頃迄は、殉死を好み、追腹<sup>おひばら</sup>仕る事を忠節第一の様にしける故、諸侯の陪臣、其主々の供しける事ぞかし。阿部對馬守重次も、慶安四年殉死仕る由申して退出しけり。同列の人々も如何なる筋といふ事を知らず、各、不審申されけるに、對馬守只今になり、申すも如何に候へども、最期に殉死の筋を立てざるも、残念なれば御咄申すべし。「往昔駿河大納言殿御預けの砌、公方家の御前にて、御隠密に仰せけるは、其方、命を家光にくれむやとの上意ありし故、是は事改まりたる仰にて候ものかな。元來御奉公に差上げ置きたる一命に候へば、何時にもはも召さるべしと、申上げければ、然らば忠長を預けよとの上使を、相勤むべし。忠長若し異議に及ば

阿部重次  
の殉死

ば、刺殺し申せ。さあらむには、汝も討たれむにより、命を御貰ひなさるとの、上意の有難さ、骨髓に徹し申しき。恙なく上使相勤め、忠長卿を渡し奉りたるは、御威光によれり。一度君に奉ると申上げたる命を、此節争<sup>い</sup>で存命致すべきといひて、切腹ありしとかや。此陪臣洗井頼母以下、多く殉死しけるは、家來迄能く思ひ合せけり。

## 丸橋忠彌召捕へらるゝ事

丸橋忠彌は、十文字槍に名を發したる者なるが、其生得<sup>しやうとく</sup>輕忽にして、締り無き者なる由を、奉行の輩聞及んで、態と夜陰に忠彌が家の四壁に、人數を配り、其二階の戸口にも人を置きて、大竹を割らせ、「火事よ〜」と、呼ばらるせける程に、忠彌近所出火と心得て、二階の戸開<sup>あ</sup>けて覗くところを、踏込んで忽に搦捕りけるとかや。是は松平伊豆守下知にて、兩町奉行を遣して、捕へ得たるとかや。

丸橋忠彌召捕へらるゝ事



酒井讚岐守忠勝亂舞を好まざる事

大名の自身に能を興行して亂舞する事は、近代の事にして、就中太閤秀吉公、朝鮮征伐の時、名護屋の陣中にして、官家の公達などに仰せて、亂舞ありけるとかや。是も武備を盡されての上に、又一つの遊樂なり。治世の猿樂は、程のあるべき事いや。酒井讚岐守は、形の如く家中諸藝の稽古絶えず、子孫にも、藝を勵ましけるが、「能の一藝は其役者のこそ面白けれ。必ず習ひ知らで叶はざる事か」とて、子孫にも舞曲の仕舞などは、習はせざりし。家光公には御自身御能は遊ばされざりしかや。「大神君・台徳院殿は、亂舞を好ませ給へども、既に名將軍と仰がれさせ給ひし後は、聞き及ばず」と、古老共いひ合へり。或る年尾張光友卿、御愛子五郎太殿と申し、幼年の御時、父の大納言殿へ讚岐守忠勝來りし砌、馳走にとて五郎太殿の御能興行ありけるに、手の舞足の踏む所、自らの拍子を、讚岐守定めて感稱すべしと、尾張殿御自慢心に見せらるゝを、忠勝一切褒め申さず、勿體なき大事の御身にて候。只餘

酒井忠勝  
能を好ま  
ず

家光酒井  
忠勝の諫  
を聽きて  
踊を見ず

人に仰付けられ候へ。最早御器用の程は見え申したり」とて、頻に申留めにけり。立歸りて、「武家は幾度も武を講せらるゝこそ本意なれ。大人公子の御身として、幽靈女の眞似更に益なし」といひて、感ずる心なかりし故、申止めたりとなり。成瀬隼人正正成に談せしとかや。又大猷院様御病氣付かせ給ひし頃、御慰にとて、或る人、踊を御覽に備へしより、上様踊とて、唱歌、皆公家・門跡の風雅より出で、少年の男子金銀を飾りたる木刀を差し、風流第一に出立ちける、誠に逸興なりけり。さる程に、諸侯・大名、面々の小扈從を選出し、美麗を盡して、各、踊を奉りけるにぞ、天下之を翫ぶ事甚し。酒井讚岐守も、同じく踊を奉り、さて御機嫌を見合せ、御諫申上げしかば、御落涙遊ばさる。夫より必止と、此逸興を召されざる故、天下又自ら踊人なくなりけり。「其君の好み給ふところ、下是より甚しき事ありといふ事、思合せたり」と、古き人は申されき。凡そ猿樂といふは、秦川勝が申し行ひて、廿三番の假面を作り、神前にて舞ひかなでけるよりして、之を神樂といへり。後に示偏を取り、略して申樂と稱しぬ。又田樂といふは、申樂より出で、時の俳優故に、申の字の上

酒井讚岐守忠勝亂舞を好まざる事



下を略して、田樂といふ事、皆上古中古の翫（まてあそび）なり。今の猿樂は金春太夫・觀世觀阿彌とかや役者の基本なりけむ。樂人に對して、役者とも稱すとかや、物知る人の語りき。

### 酒井忠勝六郷橋兩國橋申行ふ事

品川・川崎の間に流るゝ川を六郷といふ。其水上は玉川にして、江南第一の大河なり。又江戸と本所との間に流るゝ川は、隅田川の末にして、是も亦城東の大河なり。皆要害第一の設と見えたり。然るに此兩川の往還、渡船（わたしぶね）を待ちける旅人行客の難儀を計り、酒井讚岐守推舉申して、大橋をぞ架けられける。御用心向如何といふ人のありしを、讚岐守笑つて、天下の將軍は、人を以て城とし、人を以て垣とせらる。其人を難儀させなば、城にも垣にもならず、何の用にか立つべき。川を以て敵を防ぐ様なる政道になり下りて、江城は一日も守らるべきか。只諸人の迷惑せざる様に、仰付けらるゝこそ、第一の善政なれ」とて、長々と作らせける。王霸の辨は孟子

六郷橋兩國橋の起原

酒井忠勝の至言

に出でて申せし如く、王道は譬へば大河に橋を架くるが如く、霸道は大河に渡船を置きたるが如しとかや。讚岐守常の志、自然と君子の道あり。譬へば勢多の橋を、御上洛の節架けられたるが、古くなりたるに付き、大津の御代官小野半之助が、讚岐守へ申しけるは、「勢多は海道往還の橋、殊に古代の名橋に候ところ、殊の外古く、見苦しく罷成り候。二三年の内に、架替へらるべきや、兼ねて申上げ候」となり。忠勝聞きて、「其橋損じて、往來の客、怪我（けが）過すべく見えなば、何ぞ二三年を待つべしや。早速架直（かたなほ）さるべし。修復を以て持怵（もちこら）へ申すべくは、修造を加へ置かるべし。總じて橋などは、御代靜謐程久しく、此橋は何代傳はりしなど申すが、兵革なく天下靜謐の印ぞかし。古びて見苦しとて、改め造らむは、然るべからず」とぞ申されける。君が代の長良（ながら）の橋も、古きを以て賞するにや。無益のところ人に人を勞する事を、讚岐守は一生せざる人なり。牛込の山莊を下されて、庭造らする頃、其昔よりあり來る二重の萱葺の浮屠ありしが、山本道白以下、御庭造り、「此塔の屋根見苦し。御庭の一景にも候へば、葺改めて」と申しければ、讚岐守、「否とよ、古きこそ殊勝なれ」



山里の名  
稱の起原

とて、御成の時も、其儘に繕つくろはざりしに、是れ御上覽あり、殊に御旨に叶ひ、「此山莊をば山里やましろとこそいふべけれ」と、上意ありし故、忠勝の子孫、今以て山里と稱するは、斯かる上意ありし故なり。其後類焼に逢ひて、右の塔は焼けゝる。此節、有馬左衛門佐直純、瓦葺にしたる古き門を、有合せたりと、引遣しけるに、其門をば坪の内と、後園山里への通路に立てさせたり。棟の門瓦に、有馬が瓜の紋居るしを其儘に用ひて、今に其儘なり。古き紋を用ひて、其人の志を忘るまじとの謂ならんか。若狭國は、寛永十七年に讃岐守拜領しけるが、大手の橋ども、京極家の架け置かれたるを以て、子孫に傳へけり。嫡孫遠江守忠隆家督の後、橋造替へむとありけるに、空印の近習勤めたりし永田三左衛門といふ者、彼の勢多の橋の事を語り、斯様の儀候て、小野殿との議論を、某御側にして承り置き候なり。修復して事足り候はむには、御修復然るべし」と申しければ、遠江守、實まことにもとて、改めざりしか。橋のみに限らず、讃岐守は只諸事古代を慕ひて、良弼功臣忠烈ある人をば殊に崇めけるとかや。

### 土井大炊頭利勝忠心の事

大久保相模守忠隣・本多上野介正純などは、父祖代々御當家に仕へて、大功ある人の子なり。然れども其一身修らざるによりて、恥かしめらる。其縁座なりし大名も亦名家數代の武臣たりしを、多く此事に附けて改易ありし事、荒き御政務なりと、いふ人のありしに、土井大炊頭利勝之を聞きて、愚かなる事を申す者かな。我等しき式、今武家執事職を兼ね勤むと雖も、子孫君命に背き奉らば、自餘の者よりも罪名を糺されむこそ本意ならめ。また折もあらば、大久保・本多等、存命の子孫だに居たらむには、宜しく召仕はれむ事、是れ則ち仁政なり。今、天下創業の御政務なれば、先づ御譜代よりして、厳しく禁置いさしめかるゝところ、天下の恐るゝ所以にして、御譜代の者は、別して其罪深し。これ上に御威光ましますなり。大久保七郎右衛門忠世・本多佐渡守正信、泉下にして憎み思ふべし。存命ならば共に勘當すべき者なり」と、申されしとかや。

土井利勝  
の忠心



## 安藤對馬守重信御車沙汰の事

二條の御城へ行幸あるべき由究められて、則ち鳳輦以下、女院中宮の御車、將軍家の御車、御沙汰ありて召されけるに、過分の價を望み申す。此時の頭人相談して、「如何に御車ならむからに、御車一輛を一萬金とは餘なる事なり。古へ洛中殿上人以上、車を用ひられたる世には、よも萬金を費されむや。大概程あるべき事を申せ」とて、外に選ばるゝ所に、御好の如き檳榔の毛車網代車扉さしなど、安く請合ひたるあり。是に申付くべしとして、安藤對馬守に達しけるに、對馬守之を聞きて、「先年御入内の御車、誠に一萬兩宛にて、大八葉以下出來せしを、承りたる事なり。各、申さるゝ如く、古への公家殿上人男女、皆車を用ひしは、今程、我々が駕籠の類と見えたり。左様に高直ならむ様はなけれども、時代押移り、車の用なき事、星霜積りて、車作の所作なく、此後、亦斯様の晴なる規式、何時あるべくも計り難き事なれば、以來の儲迄を、望むと見えたり。安く仕らむと申せばとて、残らず申付けむは如何なり。

安藤重信  
車の沙汰

り。先づ一輛申付けられ、能く出來たらば、悉く誂へらるべし」との儀にて、試に一輛仰付けられ、出來しけるに、引かせて見給ふに、音律に合はずして、御用に立たざりけり。對馬守、さればこそ、傳ある事なるべけれ」とて、禁中の車作にぞ、仰付けられける。斯かる大禮は、古法を守る事にして、聚樂行幸は北山殿の日記を移され、此度は又聚樂と北山殿の兩禮の宜きを取つて、執行はせらるゝ故、儉約がましき事はなかりき。其時の女院は、中和門院中宮こそ、後の女院東福門院にて、渡らせ給ふ。其御車共、今は泉福寺般若院にあり。將軍家の御車は二條の御城にありて、今に諸人見る事なり。其世には皆御金盡されけるを、役人強ひて、吟味なかりしにこそ。千代姫君御乗物の蒔繪下繪は探幽、謠曲の章は喜多太夫なりき。此御乗物の總手間代金一萬兩にて、御召替は、又外にして出來けり。又江戸全盛の最中にして、其御乗物皆人見物事にせり。まことや右行幸の時、就中諸國の武士京都に集ひ、洛中洛外に満ちて、端々にては、様々の狼藉不義多く、人の妻女娘など、かどはかしける故、洛中の難儀甚し。老中之を聞傳へ、「如何して、静め侍らむ」とありけ



洛中狼藉  
禁止に就  
きて安藤  
重信の意  
見

るに、安藤對馬守申されけるは、「物見だけきは女の癖なり。之を浮々うかくと出したるは、親々亭主の疎かなるによれり。猥に用事なくして出さるる様に、所司代より下知あるべし。又此程の不禮不義は、御旗本より御吟味厳しからむには、諸家中は油斷あるべからず」と、ありしかば、尤もなりとて、洛中洛外へ、右の趣を相觸れ、御旗本へは、其頭々へ急度仰渡されける故、武士の我儘忽ち止みにけり。されば寛永十一年の御上洛には、御旗本中御用の外、洛中徘徊停止仰出されけり。此時は參内にも御輿を用ひられ、有るところの御車には召さしりける。深き思召とぞ。

### 井伊靱負佐直滋の事

江州彦根の城主井伊掃部守直孝は、もと御書院番頭を勤め居られしが、舍兄右近大夫直勝早世し、其子の兵部少輔直好は幼少故、大坂御陣前よりして、直好が陣代仰付けられ、冬夏の御陣に軍功著しく、其勳御旨に叶ひてこそ、直孝に彦根をば給はりけれ。直孝嫡子井伊靱負佐直滋は、其頃御旗本の内にて、人の許したる器量發

井伊直滋  
の發明

明の人なりき。されば父の中將直孝より、段々家來の者を附けらるゝに、或る時父中將「さるにても部屋住にて召仕はん者、とても事に、靱負心に叶ひたらむ者を、選取えりとりにせられよ」とありしに、靱負畏まつて、仰忝おんげんき次第に候。但し嫡子にて御家督給はるべき身にて、只今、家人共を選び、誰彼と名を指して、申受け召仕ひ候はゞ、其選ばれたる者は、喜び申すべく候へども、残りたる者は、二代目の心に叶はずと存じ候はゞ、奉公仕り難くもや候はむ。何れも家來の事に候へば、只御目金おめがねを以て、仰付けられたくこそ候へ」と申さる。直孝大に感心せられしとかや。然るに、「直滋仔細ありて遁世ありしは、近頃惜しき事なり」と、諸人申しあへり。是は、「嫡家を嫡家に崇敬すべき志にやありけむ」と、申す人もありけり。

### 酒井讚岐守忠勝家司を見立つる事

御當家御仕置おほがねつりあひに大鐘釣合といふ事ありて、役人を仰付けらるゝに、其同役の御選ありとかや。其上の御役筋御吟味の筋は、誰か之を知るべき。只家光公御部屋住の

大鐘釣合

酒井讚岐守忠勝家司を見立つる事



節、酒井雅樂頭・土井大炊頭・青山伯耆守、此三人の輩の風儀を見るに、忠世の威儀嚴重にしておとなしく、利勝の大器量者として、泥む事なく、洗ひ立てたる様になると、忠俊の善惡其場を過さず、卽座に判断する勇氣、右三臣の器量を以て見る時は、之を彼の大鐘の釣合と、推量すべき事にや。都て老臣の善惡にて、家齊ふる事なれば、家柄・人柄、擇ばるべき事とかや。往年酒井讚岐守忠勝威を嚴重に振ひしかども、酒井雅樂頭忠清に威を譲りしなど、天下の見る所、諸役人の能き鑑なり。謙退の心なくば、亢龍の悔、必ず其身に至るべし。されば讚岐守忠勝、家督を修理大夫忠直に譲る時、一門家老の外に、近年取立てられたる家司兩人あり。林野宗左衛門・惠見太兵衛となむ申しける。此兩人を修理大夫へ附けらんとて、忠直へ内意を申されるは、「修理能く心得られよ。林野は位高にせば、後、仕ひ様に持扱ふべし。如何にも、頭を押へて召仕はれよ。惠見は内氣者なれば、形の如く救ひ立て、仕はれよ」とぞ申されける。さて彼の兩人を呼出し、一人宛、側へ呼びて、先づ林野に申渡されけるは、「其方事隠居へ召仕ふべき者なれども、我が家にて大身といひ、殊に修理

酒井忠勝  
家司を見  
立て、子  
忠直に仕  
へしむ

大夫、年若なれば、介抱の爲に附くるなり。但し我等に申す如く、いひたき儘ばし申すな。忠直若き者なれば、堪忍すまじ。我が了簡して、召仕ひしに習ひて、慮外すべからず」と、固く申渡し、次に惠見を召出して、「其方修理大夫後見に附くる上は、少しも遠慮なく、随分心一杯に奉公致すべし。必ず遠慮立、無用なり」と、下知しけり。此兩人が格別の器量を、あらはに察せられたる、是れ陰陽大鐘の釣合とも申すべきにや。此讚岐守は、天下の執權として、後幼主を輔佐し奉りたる一朝の英臣なれば、其子修理大夫に附けらるゝ家司、豈に常の輩ならむや。總じて讚岐守は、目附横目の役儀を嚴密に申付けて、又其者の何某は、風俗宜しからざる者なりなど、書付を以て申しけるをば、最も隠さるべき事なるに、さはなくして、居間の床の上に、其儘にして差置かるゝ事多し。是は近習の輩拾ひ見て、自ら慎む様にぞ構へられける。此格式子孫に達し、家中の者の惡様なる事は、目附の者見及び聞及びたる上にては、異見を加へ、三度に及び承引せざれば、其趣を家司に達して、又了簡を申聞かする類、如何にもして諸士の知行を失はせず、先祖の功を無にさすまじ



との心とかや。

松平伊豆守信綱出身の來由

松平右衛門大夫正綱の事

甥はなほ子の如し。甥も亦、伯父を見る事、父の如くなるべし。況して養育せられ、其姓を譲られたるをや。實父に等しきなれば、身を慎み心を勵まし、名を顯はすは、則ち孝子忠士なり。實父・養父、俱に喜ぶべき所なり。されば松平伊豆守信綱は、大河内金兵衛といひし御代官の子なりしが、松平右衛門大夫正綱が甥といふを以て、幼少より、多くは右衛門大夫方にして生立ちけり。伊豆守幼少ながら、才智明敏にして、運を開くべき瑞にやありけむ。右衛門大夫獨座したる所へ參り、「三十郎伊豆守幼名こそ、御願ひ申上げたき儀の候」と申しけるにぞ、右衛門大夫「夫は如何なる事ぞ」と尋ねらるれば、「別儀にも候はず。某は御代官にて候ひし者の子にて候へば、口惜しくこそ候へ。恐れながら御苗字を下され、猶子に罷成りたし」とぞ申しける。

松平信綱  
の素姓と  
幼時

右衛門大夫打笑ひ、「流石にいとけなき了簡にて、何とて本苗を捨て、我が養子にとは望むやらむ」と訝り尋ねられけるに、三十郎重ねて、「本苗にしては、上の御近習は叶ひ難し。御養子になり申す程ならば、若しや御座近く御奉公も罷成るべきやと、斯くは申上げ候」と、さもおとなしく申しけるを、正綱聞きて其志を感じ、「然らば養子にすべし。但し父母へも此旨を達して後、彌、苗字をも取らすべし」と、挨拶ありしに、三十郎「此段を今宵兩親へ、某方より申遣すべし。御苗字を下され、松平を名乗候はむには、此所許にこそ在るべけれ」と、其夜よりして、右衛門大夫が家に止宿しけり。右衛門大夫も、「兩親如何思はれむも計り難し」とありしに、「其段は早、人を遣し申送り候。今日より松平三十郎にて候ものを」と、悦びけるとかや。其後右衛門大夫、折を以て申し上ぐれば、「右衛門大夫が左程不便に存する者ならば、召仕はるべし」とて、則ち御小性の列にぞ、召加へられける。凡そ御小性衆列座あるに、御用にて召さるゝに、何事も上座より承りて、其次なる御用は、第二座にて承り、段々と勤むる御作法なるに、各、其御定をば守りながら、若輩の集あつまるなれば、我儘を振舞ひ、多くは



信綱出身  
の由來

御次へ出でて休みがちなるに、三十郎一人は、常に詰所を去らず、其缺を補ひ、毎度御用を承り傳へけるにぞ、「上機根者よ」と、御目に止りける頃、「西の丸へ成らせらるる道なる御堀の橋を、作り直されむ」と思召す折節、三十郎御供しけるを召して、「此橋の反りかげん、御旨に叶はず、今少し反らせて、作直すべき由を、申傳へよ」との仰を承ると等しく、腰より扇子を拔出し、二三間押開きて、「勾配、此位に申付くべきや」と、伺ひぬれば、「夫は今少し低し」との仰なれば、又一間を披きて御覽に入れ、「其位にて、一段宜し」との台命を請けて、役人にも扇子を開きてこそ申し談じけれ。此日則ち五百石の新恩に浴しぬ。是れ出身の初なり。夫より段々御旨に叶ひ、七萬石餘に立身し、侍従を経て天下の老臣第一の選になり、養父の姓名を揚ぐるのみか、實父大河内夫婦の悦ぶ所、是れ天命とは雖も、信綱が才智衆に秀でたるが故なり。養父松平右衛門大夫は、旗本支配にして、御勘定奉行、御作事奉行を兼帶しけり。大神君無二の御出頭にて、駿府御在城の頃、慶長年中御城回祿の節、御門燒塞り、御本丸の總女中、立退くべき了簡なかりしに、此右衛門大夫下知して、御疊共を御堀へ投

松平正綱  
の奇智

入れさせ、堀より布を下げて女中を下し、又大幕を引きはへて救ひ出し、急火の難を助けたり。此松平は根本源三位頼政の末葉にして、紋所も浮線蝶を用ひけり。然るに伊豆守を以て、此松平の總領家に、仰付けられける故、右衛門大夫實子は、二男になりにけり。三つ蝶の形は、開きたる扇子に似たる故、又一つには扇子を開きて、身を立てければとて、庶流には三扇子を用ふるとぞ。彼伊豆守若老中役勤めける時には、世智辯なる取沙汰多く、能きが中にして、又誹る者もありけれども、大器格別なるは、譬へば殿守の白壁を毎度、風雨の敲き落して、修復の足代以下、取りしたゝむる見苦きを、伊豆守見て、下知ありけるは、荒打の下地より、白土を用ひよ。縦ひ少々落崩れても、見苦しからずと、申付けられけるとか。又所々の忍返の鐵釘、一本の代金二歩宛と、御鍛冶共申しけるを、伊豆守聞きて、「如何に御城なればとて、法量もなき事、申す奴原かな。奈良物とて、下々の差す所の脇差は、焼もあり、少しは鍛へたる物にて、釘よりは御用心向に宜し。是は一腰粒身にて、百疋か十匁にて賣る物なり。釘の代に之を用ひよ」と怒られて、右鐵物の代金以下、本當直段極



りけるとかや。

武野燭談 第十七 終

武野燭談 第十八

土屋但馬守數直儉約の事

稻葉美濃守正則の事

寛文八年の頃、江戸御城下、東西南北に建續きたる大厦・高屋・寺院・市店、所々類焼夥しかりしかば、殊に儉約の御事嚴密にして、ヤブくり屋作・衣服等の制禁色々仰出されにける。此火災に、増上寺の總門焼落ちけるにぞ、是れ又造營仰付けられたり。然るに、當寺の衝鐘の響、悪しく候旨、方丈申上げられし故、鑄直さるべきに極り、其職人を御吟味ありて、一度鑄出しけるに、出じく響悪くて、重ねて鑄直さる。土屋但馬守數直承りけるに、鐘の九乳の事に付き、職人共、色々申しけるを、但馬守聞きて、「儉約は天下の法令なり。鐘などは、末代に残る物ぞかし。無益なる所には、費を厭ふべ

土屋數直の儉約

土屋但馬守數直儉約の事稻葉美濃守正則の事



稲葉正則  
命を市谷  
御門を簡略  
にす

き事なり。後代の誠にも、九乳なくてありなむ。其形代<sup>かたしろ</sup>までに、九乳の體をば彫らせられよ。鐘の響は九乳の有無には、因るべからず」とぞ申されけるとかや。又稲葉美濃守正則の指圖にて、市谷御門の渡櫓<sup>わたりのやぐら</sup>の二階を下し、御庭の土藏體のものを造らせけり。是は簡略の儀を仰出され、諸大名の家作結構を、停止の手本にとありけるとかや。其後の修復にも改め作らざるは、故あるべき事とぞ。然れども美濃守は、御城の構には、簡略などいふ事、御先祖の掟に違ふところ、其罪下知したる者、一人に歸すべし。甚だ誤れり」と申されしとか。但馬守態と簡略を見せけるを、取々に「人稱美しけり。此但馬守數直老臣たりし時、武田越前守信英は、大御番頭なりけるに、日頃は格別年始一度宛は、越前守を招請しけるに、是れ先祖民部大輔以來の格を以て改めず、主従の禮を守るに付き、其日は使者を以て刻限を伺ひ、但馬守則ち門前迄出でて之を迎ふ。さて饗應あるに、但馬守自身急度配膳しけり。常式の役儀に付きての參會には、職の格式を守りけるいとやさし。其子の相模守政直も亦、父が勤來りし格式を、少しも改めずして、奔走しけるとかや。

### 酒井讚岐守隱居の事

酒井忠勝  
隱居

明曆年中酒井讚岐守忠勝が牛込の山莊へ、將軍家綱公、渡御ましく、私亭にして讚岐守隱居仰付けられけり。例し希なる事なり。讚岐守有難く、頓て日光へ社參し、御神前へ御禮申上げて、山にして剃髮し、則ち空印と法名せり。其昔家光公每度牛込の山莊へ御成の時、忠勝が禪院へ入らせ給ひ、長安寺といふ寺號を付けられ、此寺の山號をば、相應に付けよ」と、澤庵和尚に仰付けらり。澤庵畏まつて、延命山と自筆の額をぞ懸けられにける。されば斯程迄御懇切なる忠勝なれば、大猷院様御他界以後、御位牌をば暫く御成書院の上段に置奉りしを、此長安寺に移し安置し奉る時、現世御成の様に、家來共に辻々を固めさせ、自身、御位牌を捧げ奉り、彼の寺へ移し奉りけり。斯くて後は、毎朝花畑の花を、自身に摘取りて之を奉るに、脇差を遙かの次に拔置きて、御在世の時御前へ出づる心持に、少しも違はず、慎敬怠らす。若し近習の者、過つても其席へ立入る時は、「止々勿體なし」と制止し、實に

空印の敬  
慎



空印の先見

思入りたる顔色にて、戦々兢兢々として、神在すが如し。明暦三酉年正月十八日の頃、世間物騒しく、風さへ吹募りて、空の色も見えざるに、此所彼所より、焼亡起りけるを、空印見ると等しく、家司共に下知して、板橋・高井戸・千住口迄人を走らせて、米穀を多く買はせ、之を運び入れさせけるに、果して其火災、大にはびこりければ、回祿跟を巡らさず、忽ちに焼原となりて、死人巷に充滿せり。さる程に米穀の賣買なくて、江戸中、難儀に及びける時、空印、彼の買入れたる米を取出して、多くの人の命をば救ひけり。其後中二年かありて、萬治に亦、大火事ありしに、此節彼の空印の男修理大夫忠直、二の丸の火消役を承りて、人數を集めけるが、警固人の心も計り難ければ、態と將軍家の御座所をば、究めていはす、先づは空印が牛込の山莊にこそ入らせ給ひしなど、いはせけるにぞ、青山大膳亮幸利此由を聞きて、牛込の近習を守護し居たるを、空印見て、「將軍家は此所にはまします」と、挨拶しけるをば、是は空印の隠さるゝよと心得て、守護の設彌、嚴重にせしをば、空印を知らぬ由にてぞ置かれしとかや。松平伊豆守信綱は、河越の居城の掃除等申付け、家中の妻子

空印の一  
言衆議を  
決せしむ

などを、御成の節の格に、其屋敷々々の裏に、陣屋を渡し、御一左右次第に、本宅を明くる様に、掃拭はせけるとかや。さる程に王子の御殿を引きて、御本丸の焼跡に、假に其殿を繕ひ置かれける、其程の事なるにや、在江戸の大名・小名、類焼に遭ひたるは、残らず御暇を下され、各、分國に下向すべきに定めらるゝ時、衆議區々にして、「此費に乗じて異議やあらむ」と、人々危ぶみて、「此事如何あるべき」と、空印へ相談ありしに、「火事と申しても、今度の火災程なるは、江戸始めての大變なり。然れども類焼の衆中、此節の江戸詰は、公私に付いて益なきのみか、難儀多かるべし。各、の相談も、尤もに存すれども、此度の變を幸に、若し事を好む大名もあらば、夫こそ幸よ。早速、踏潰されたるこそよけれ」と、態と人聞く様に、大聲に申さるゝにぞ、衆議忽ちに一決して、各、御暇をぞ給はりける。是によりて、江戸中早速穩にはなりにけり。修理大夫は、難なく二の丸を防ぎ止めける故、龍の口なる自分屋敷をば、見ながら焼きにけり。されば居屋敷類焼しけれども、二の丸の火消御免の沙汰なかりしかば、空印登城し、雅樂頭を招き出して、「上の御機嫌を伺ひ、夫より退出する」とて、雅樂



頭に向ひ、「修理大夫などは、公方家一方の御固おかこめをも承るべき者なり。火消役は、誰なりとも仰付けられたし。居屋敷ありてこそ、人數をも集置き、急なる御用にも相立つべけれ。各には如何いかに子簡し給ふぞ」といひ捨て、退出せらる。扱こそ其翌日修理大夫を召して、二の丸の火消御免の旨、仰渡されけるとかや。空印の此一言、末代に答へて、屋敷類焼の人へは、其勤御免を蒙る事の例にはなりしとかや。

保科肥後守正之明曆西火災一言の事

將軍家御動座の事

明曆西の火に罹りて、御本丸、回祿に及びし頃、「將軍家の御座所、何方にか」と、俄に評定あり。「東叡山へ御動座なし奉らむ」といふ輩多かりしに、保科肥後守正之此評議を聞きて、申されけるは、「西の丸幸にして残れり。先づ西の丸へこそ、御座を移さるべけれ。若し重ねて西の丸も焼亡に及ばば、御本丸の焼跡に、御陣屋を立てられ、御安座あるべき事なり。上野などへ御動座あるべしとは、甚だ以て、然るべからず」との

保科正之の一言に  
よりて將  
軍家の西  
の丸に動  
座す

一言、各、尤もなりと信服して、御本丸へ火の懸りし時、西の丸へぞ移し奉りけり。此城東の大名・小名・官家・市店、本郷より芝金杉迄、一面に焼失せたり。此砌空印も西の丸へ出仕し、御仕置の筋などを、態と人の聞く様に申されけるを、不審する人多かりしに、或人申されけるは、「さればよ。關ヶ原の御陣に、筑前中納言秀秋御味方申すべしとの内意を、井伊兵部少輔方迄、黒田長政より申越されしを、兵部少輔密に此趣を申し上げられしに、大神君御聲高に、なに筑前中納言が裏切すべしと申すか。神妙神妙との上意なりしとかや。是味方に利多く、敵方に疑出來て、互に恐るゝ様にとの、暫時の御智謀ならむと、其代の人々申し侍りし如く、空印程の人なれば、此節大音に御仕置の筋を談せらるゝは、定めて氣味合あるべしと申しけり。又此炎上の時にやありけむ。御本丸の總女中、西の丸へ退かるゝに、表へ出づる御勝手を知らず、勿論西の丸への道を辨へざれども、御殿より西の丸へ案内付くべき様もなかりしに、阿部豊後守忠秋下知して、敷詰めたる疊を悉く一疊通り打返し、西の丸迄敷續けさせて、今こそとて總女中を出しけるに、總女中一筋に道を求めて、西の丸へ



宮内宗孝  
の智謀

立退きけり。此時綱吉公は未だ徳松君と申奉り、三の丸に渡らせ給ひしが、御母上桂昌院殿と俱に、尾張中納言殿へ立退かせ給ひしに、大幕何對も幕申と共に人に持たせ、兩方に引張り、其中へ三の丸の總女中を引纏ひて、途中送らせけるに、御紋の幕なれば、人もよけて通れば、見苦しき包物なども、餘所へ見えす、一人もはぐれずして、尾張殿へ入れ奉しりとかや。是は宮内少輔宗孝の指圖なりとかや。女中の歩行立<sup>かちだち</sup>野行などを幕にて包む事は、唐の古き禮の一つとぞ申しき。

### 阿部豊後守忠秋の事

寛文八年申の火災、北の丸に覆ひ懸りて、天壽院殿中丸殿を始め、御本丸近き大夏共焼亡しけるに、其餘煙御守殿に移り、大奥頻に燻りぬれば、以ての外に騒動せり。是は當御臺所、甚だ鼠を憎み嫌はせ給ふ故、御居間御寢所の天井に、萩を積入れたるに、火氣の移りて、煤臭くなりけるにぞ、人々周章て騒ぎけるなり。阿部豊後守忠秋、人々召具し走付きしかども、此天井へ上らむとするに、奥向御寢所の事なれば、棧<sup>かけはし</sup>の類一挺もなし。豊後守下知して、御末の吳縁<sup>くわえん</sup>を二三間引放させ、天井へ渡し懸けさせける。大工の棟梁木原木工允、一番に上りけるが、煙斜に渦巻きて、天井一面に眞闇くなりけるにぞ、目を塞ぎ漸くに上りて、下を招きける程に、御歩行の輩數十人詰懸けゝるが、手桶とてもなかりしかば、御貝桶御湯桶など、各其邊に有合せたる手箱、櫛箱の類までに水を入れ、かつぎ連れてぞ上りける。木原木工御大工共に下知して、一方の破風<sup>はぶふ</sup>を打破らせ、煙を洩し、跡へ水を打懸けける故、火氣さりて、御殿別儀なかりけり。是は御臺所の御座の間なるを以て、下々の男をば入れざりけり。此度働きたる輩に、御褒美を給はりけるに、始め御徒衆天井へ上るに、面々頭々の名、自分名を名乗り上りつるは、其證據ありて、御褒美給はりけり。名も名乗らず、狼狽して只先<sup>さき</sup>をのみ急ぎて上りたる輩は、證據なければ、無益の陰働になりけり。名を惜むといふ事、常に心掛くべき事なりといへり。此豊後守忠秋は、慈愛深き人にて、御城より退出しては、家中の小兒の五六歳よりして、十五歳頃迄のを段々に呼集めて、渠等がありたき儘に狂ひ遊ばせて、餘念なき體を見て、

阿部忠秋  
吳縁を取  
放して火  
災を免れ  
しむ

阿部忠秋  
兒童を喜  
ぶ



慰とせられけり。幼少の智より、人は大概見ゆるものなるを以て、人を見知らむが爲かと、いふ人もありき。又上野・増上寺などの御代拜勤めけるには、何時とても早天に往來あるに、道の巷に捨子などあれば、早速拾はせて屋敷へ遣し、相應に乳付を詮議し、養育させける程に、今日を營み兼ねる者共は、此豊後守の往來を待懸けて、態と捨て、拾はする事、毎度に及びければ、家司共存寄を申してはいはく、「御慈悲と思召されても、江戸中の子供、多くはさなくても、捨置きて拾はせ申す事は、賤しき者共に計られ給ふ事も口惜く、且つ又行方も知らぬ小兒を養はせ給ふも、御費なり」と諫めければ、豊後守笑ひて、「皆の者共能く了簡せよ。抑、親子ほど恩愛深き者はあるべからず。殊に乳房の嬰兒、何と思ひ切つて捨てらるべき。何とも養育ならざる故にこそ捨つるぞかし。其親の心になりて見よ。如何計り悲しかるらむ。之を拾取りて養置き、相應に見立て召仕ふ時は、輕き者共に譜代多くなる故、さのみ費にはならず。之を養育して家中を苦しめば、我が誤なれ。家來を扶持し、其餘慶を以て爲す事なり。外の遊興に金銀を費さむとは何れぞ。其上我が如く、天

下の御口眞似をもする役柄にては、天下の事を思ふべき者なり。如何となれば、御城下に捨子のあるは、天下の御恥なり。其上の御恥を取隠す所が、則ち老臣の役ならずや」と申されければ、家司共閉口しけるとかや。されば毎年數十人の捨子共、多くは能き奉公人になりて、男は夫程の能を見立て、仕ひ、女子は出入の町人共、又は輕き輩も品によつて貰へば、相應に縁付かれしとかや。同姓對馬守重次殉死以前にありし格式を、一生違へず。中にも登城の度毎に、先づ備中守定高を誘引し、先に押立て、同道す。定高の子對馬守正森が、未だ襁褓の内にして、父備中守は早世ありし程に、此陣代を暫く同姓伊豫守利常に仰付けられける内は、さもなかりしに、正森十五歳、作十郎と申し、時、家督仰付けられけるに、其御禮の日より、又豊後守、作十郎を同道して、乗物を先へ立てさせ、我が身は後より登城せらる。豊後守嫡子播磨守正能を、延寶元年老臣の列に仰付けられけるに、暫く勤めて辭退致させけるは、見る所こそありけむ。其後豊後守忠秋隱居前近くなりし頃、御懇意の上意にて、御鷹の鶴拜領仰付けられけり。凡そ御鷹の鶴は、禁裏・仙洞より



初、御三家御連枝、諸侯にては越前家・陸奥・薩摩・越後など、又御旗本にしては、侍大將執權職の外は、往昔酒井備後守忠利に下されたる外、例なかりしに、今度豊後守、老年撫育の思召ながら、例なき事如何仕るべきとて、之を尋ぬる故、酒井備後守忠利拜領の嘉例を引かれてこそ、忠秋拜領ありけるとかや。仁化ありて、雅樂頭讚岐守、段々失せられたれども、此忠秋一人残られたるを、時の人稱する事なりしとかや。

### 稻葉美濃守正則勇氣の事

古へ唐の賢き帝は、四度の狩場に民苦を知召して、之を救はせ給ふとかや。本朝の御狩は仁徳天皇の御宇に始まりけり。鹿狩は雄略天皇殊に好ませ給ひし事は、多く傳記に之ある事にや。凡そ近代武家の鹿狩は、治世にも武を講せらるゝ一つの武術にして、専ら良將の好ませ給ふ事とかや。稻葉美濃守正則の未だ年若なる時、家中の何某を手討にせられし事ありしとかや。其後彼の者の子、一心に我が

稻葉正則  
の勇氣

父の成敗になりし事を無念に思ひ、朝暮之を恨み、密に主人正則をねらふ事、誰か之を知るべき。美濃守在國の事なりしに、列卒を催し、鹿狩に出でられ、諸士を下知して、小高き所に上り、馬上より指揮ありし所を、彼の日頃正則をねらひし男、此鹿狩をこそ窺ひけむ、忍び寄りて打懸けたる鐵炮、美濃守股をかすりて、乗りたる鞍を打貫きたり。されども玉疵淺かりければ、美濃守事ともせず。近習の者共大に驚き、筒口の煙を目當てに追懸けむとせしを、美濃守之を制して追はせず。之によつて、鐵炮打懸けたる男は、其場を逃果せけり。家司共打寄りて申しけるは、「是れ正しく殿へ野心を狭む者ありて、忍居たるものと存すれば、今日の御鹿狩は是迄にて、早々御歸城候へかし」と諫めけるを、美濃守少しも聞入れず、何事かあるべきとて、殊に日暮迄鹿を狩らせ、夜に入りて歸城せられしとかや。

或人の曰く、「一日も祿を喰む時、其主の臣たり。然るに却つて恨あればとて、其主人をねらふは、悪事の第一なり。されば夏の禹王の、父鯀を誅罰し給ふは、正しく主君虞舜にてましますに、禹王猶帝舜に仕へ給ひて、しかも舜の讓を受けて、

美濃守之  
を狙らひ  
し者と批



帝位を嗣ぎ給へり。父の仇には俱に天を戴かずといふ事あれども、其は他人の事なり。五倫の内にして、君臣を以て第一とす。然れば君の爲には、父母をも捨つるが、君臣の義なれば、兎にも角にも、君に向つて弓を引かざるが天の道なり。又人主たる人、一旦の怒に罪なき臣を殺害する事、愼まざるべけんや。我に敵する事なしとの奢る心より出でたるなり。されば何程大身なる人なりとも、我と同位の人を害すれば、我が身も生きて居られぬ制禁を知る故に、平生愼を第一として、他人に向つて氣隨をせず、この心を家來にも用ふべき事なり。此美濃守をねらひし男は、孝行なりと思ふべけれども、死せる父の面に、血をあへすといふものなり。其父科なくして死せば、人も其無實なるを知る故に、其者の死は忠死なり。然るを其子之を怨み思ひて、主人に仇をなさんとするは、父の志に背きける罪人なり。孝にもあらず。勿論不忠至極の悪人たるべし。美濃守は玉疵痛まざる故に、寛々と遊獵せられたるものならむ。近習之を追はむとせしを、制せられしは、勇將の大器なり。畢竟、此鐵炮打懸けたる者は、美濃守手討にせし

者の子ならむ事を察し、彼が父を殺したる事を後悔して、此者の命を助けらるゝ心と見えたり。仁愛の筋顯はれたり。又家司共の諫は、武法に背きたりと思はるる故、正則態と黄昏迄遊獵ありしものならむ。議論の端を起すべき一の評を以て、後の忠臣・孝子の僉議を待つものなり」と云々。

武野燭談 第十八 終



# 武野燭談 第十九

## 酒井讚岐守忠勝の孫遠江守忠隆 同舍弟右京亮忠相の事

何れの年にかありけむ、酒井讚岐守忠勝、牛込の屋敷より登城ありけるに、自分の本宅をば修理大夫忠直に譲り、和田倉の方、前方嫡子備後守忠朝の部屋ありしを、讚岐守休息所としつゝ、牛込より是へ立入り、此部屋にして装束を改め登城せらる。此時も御部屋に入りて、衣服を改め鬢など付けさせけるに、鬢役の者水入を忘れ、取残して辭座しけるを、其時修理大夫息男遠江守忠隆同舍弟右京亮忠相兄弟、其頃は千熊・仙千代などといひて、未だ總角ちげぞきの童姿にて、祖父忠勝かしづきの爲めに、次の間に畏まり居けるが、弟仙千代不圖ふと立ちて、たど〜しげながら祖父の傍へ行く

酒井忠相の機轉

兄弟の友愛

を、誰々も何事にかはと目を著け居たるに、讚岐守側へ居寄りて、彼の水入を取りて退かれければ、讚岐守、之を見付けて、「未だ幼少なるに機轉きてんのきゝたる事よ。出で來かしたり〜」と、稱美せらるゝを、兄千熊に附居たる人々は、臥目ふしめになつて居たりし。さて忠勝登城すとして、兄弟の孫の手を引きて、出懸でがけに申されけるは、「流石さすがに千熊は兄の器量ありけるよ。おとなしく構へたる者かな。仙千代は弟なれば、さてありなむ。嫡子などは家の大將なり。軽々しくは振舞ふまじき事ぞかし。只今仙千代を譽めたるは、弟たるを以て稱美したるぞ。汝は氣は付きても、弟に働かせたるが、尤もに見えしぞ」と、諸人の聞く所にて申されけり。誠に兄弟能く和いっしょし慈あはみて、樂たのしき仲なりしとかや。其後成長して、互に武藝を勵むまれける最中にて、力量の程を試ためし見たき事に思はるゝ頃、兄遠江守忠隆、祕藏ひかくの三日月みかづきといへる馬ありけるを、舍弟右京亮忠相其頃は忠榮、頻しばしばに之を所望すと雖も、忠隆深く惜あはまれけるに、或時家來の高木源之丞、日置新左衛門などいふ男共が、色々の力業ちからわざしける中に、碁盤碁の角すみを手一束に持ちて、蠟燭を扇あふぎ消すを見て、遠江守此時は頼貞佐に向ひて、忠相申されけるは、

酒井讚岐守忠勝の孫遠江守忠隆同舍弟右京亮忠相の事

三五



「斯程の事は某などもなり申すべき事に存じ候」と申さる。忠隆聞きて、さて忠相力量も自分位はありけるよと、思はれしかども、「中々其方はなるまじ。無用なり」といひ消さるゝを、右京亮「左様に某を御侮り候へども、罷なるべきものに候」と、兄弟挑み合ひけるが、「然らば見物致すべし」と申さる。左京亮「さ候はゞ、賭にこそ仕るべく候。首尾よく消し候はゞ、日頃所望の御馬を下さるべし。若し消得ず候はば、如何様にも御望に任すべし。但し所持仕り候ところの蘭をこそ奉らめ」などいひ合せて、五十目蠟の最中と炷る所を、碁盤の隅の目に、大指を打重ねて拉ひしきといふものに持ちて、只一振ひとよりに、ふつと扇ぎ消されにけり。遠江守初より消すべき者と思はれし事なれば、馬を進らせむとて、其次の日、三日月を牽かせ送られけり。最も優まさしかりき。此事を父修理大夫忠直聞くと等しく、左京亮を呼べとて、態々招寄せて申されけるは、「汝などは、少々にても人数を取扱うて、一方の防をも承るべき身にして、力量を顯はすものならず。平士ひらやむらひは力を以て高名す。大將たらむ者は、采配を以て高名す。されば大名などは力をば持料に嗜みて、人に知らせず。只諸士を

忠直忠相に教訓す

取廻す僉議こそ肝要なれ。力を好むは暴將の端なり。生れ付きて力あるは、其身の得分にして、隠し置くは無量の勝あるものぞ」と、教へられしとぞ。

### 土屋但馬守數直酒井忠直の格式物語の事

大目附の起原

「」内一本ナ以テ補フ

大目附役は家光公の御代に始めて置かれ、萬石以上の大名、御詰の列の出仕、病氣の案内、供奉豫參の品々、御座敷向大小名の甲乙を定め、評定所へも出座の内にして、道中の事を兼帯して、最も重職なる故に、柳生但馬守・水野河内守兩人、此御役の最初にて、夫より段々器量人を以て仰付けらる。又御目附は「旗本營中江戸廻りの輩を兼帯し、其古へより有る所とかや。昔は御目附より御使役に轉位しけるに、今は御使役より御目附に仰付らる。然れ共諸事御規式の御書付〔御目附〕より先にして、諸社・諸堂の御參詣には、瑞籬の内の方は御使役、外の方は則ち御目附と、何事の式も御目附は御使役の次になる事。是も亦御作法の一つとかや。都て營中の事御作法の違亂あるを糺し、布衣以上の御旗本の病氣、番所々々の事を改むる

御目附の職務

土屋但馬守數直酒井忠直の格式物語の事



役筋とかや。されば何れの御役とても、先輩の傳達と同役の勤方等、聞合せ之ある事なるに、御目附計りは、面々の器量次第の御奉公とかや。家綱公御代の事かよ。酒井修理大夫忠直、祖父の家柄を以て、平大名の類にあらず、西湖溜の間詰にて、嫡子は雁の間に出仕し、二男は御詰並に著座なり。此修理大夫は、病身にて適の登城なれば、見知らざる人も之あり。登城する程にては、老臣中の席へも御同朋を以て、案内して御機嫌を伺ふなど、御當家一人二人の擇なり。或時忠直登城して、御茶部屋へ行き、其傍なる老臣の手水場にして、嗽などせられしを、修理大夫を見知らざる御目附にてこそありけり。此所は各立入り給ふ場所にあらず。誰殿にも候へ。此邊の徘徊其意を得ず候」と怪しむ。修理大夫少しも之を咎めず、「貴殿は御目附中にこそ。尤もなる心付、御役柄御精を入れられ候様子、神妙に候。但し修理大夫儀、御免なくて、争で此邊へは立入り申すべき。常々病身故、登城も適なれば、定めて見知り給ふまじ。幸ひ知る人にこそ、なり申すべけれ」とて、結句懸に申されけるにぞ、彼の御目附大に心恥しく、鼻白める心地して居たる所へ、土屋但馬守

御目附の  
蘆忽酒井忠直  
の温厚

數直參り懸り、「是は修理大夫殿は登城にこそ、誘此方へ」と、ありしが、傍に御目附の何某、伏目にて居たるを、但馬守之を見咎め、「御邊は何故に其所に候ぞ」と問はれて、彌、差俯伏したるを、修理大夫取直し、「某知る人に罷成るべく存じ、聊か止め申したり」と、挨拶せらると雖も、彼の御目附の混ら誤り入りたる體を、但馬守其色をや見られけむ、猶も不審ありし程に、彼人も御目附を勤むる程の人なれば、少しも包まず、ありつる次第を申されけるにぞ、但馬守聞きて、「夫は以の外なる事かな。御城内外の事は、知らるべき役儀にして、人を改むるも人にこそよれ、修理大夫を見知り給はぬ。是れ一つ。殊には又匠作は誰人と思ひ給ふぞ、酒井空印の家ぞかし。我々只今御口眞似は仕れども、彼の家格には及なき事なり。御當家に於て、兩酒井などは上にも大切に思召さるゝ家なる故、昨日も各も存する如く御鷹の雁を拜領なり。定めて今日は其御禮がてらの出仕ならむを、御役を勤めながら、是程の事を存せられぬ。是れ一つ。當公方様御代初に、大猷院様より附けさせられたる御内外様に、此人の參られざる所や之あるべき。其格式を辨へ給はぬは、不心掛なり。



見知らざれば是非なき事ながら、大名に向ひて、各、とがめ 兪忽の咎不調法の至なり。大目附衆參らるべし」とて、當番渡邊大隅守を招き、右の次第を申聞け、「總じて各家々の格式、其人の格は兼ねて申合はされ、卒爾なき様に念を入れられ候へ。修理殿結構を以て、御丁寧なる挨拶故、内證にて事濟み申すぞ。言語道斷の振舞なり」と、散々に叱られたるを、脇にて聞ける人に、修理大夫のおとなしき會釋を、甚だ稱美したりしとぞ。

酒井雅樂頭忠清水野周防守を評する事

人を見知るといふ事、察智明かならずんば叶ひ難かるべし。酒井雅樂頭忠清は、先祖の禮節第一に違へず、諸家の筋目を正し、うも 埋れたる人を取り出し、板倉内膳正重矩、戸田越前守忠昌後山城守と改むなどの器量を擇み、又小身なる御役人にも、甲斐庄飛驒守・北條安房守等、其外多くの歴々を雅樂頭申立て、段々登用せらる。就中延寶年中より、嚴有院様御病氣付かせ給ひて、御政務をば大方雅樂頭にゆた 委ねられしも、其器にあら

酒井忠清  
用人を登す

水野忠増  
と御目附  
との軋轢

ずんば、いかに 争で之を仰付けらるべきや。下様にて、何かといひ惱ましけるは、時の不祥にして、雅樂頭死後にこそ人も慕ひ、なくてぞ人はといふ歌思ひ知りけり。尤衆議判も之あるべし。上より直に彼をと御下知も之あるべきが、多くは此雅樂頭器量にありしとぞ。一年水野周防守忠増が大御番頭を承りし頃、いつ 何時の頃にか、組の何某遲參して、西の丸の御門しまりたるところへ行懸りぬ。扉は立てたりしかども、未だ門をばくひし 差さとりし故、走り入らむとせしを、御目附の何某の曰く、「人は軽く法は重し」とて、まよ 稠しく咎めて押出し、申達して閉門にぞ行はねける。然るに彼の御目附、あひて 生憎に亦、周防守が當番の節遲參して、暮六つの太鼓を打ち仕廻ひて後、西の丸の寢番に登城しけり。周防守之を聞きて、與力同心に下知して之を通さず。御目附は役儀を名乗りて、是非に通らむといふ故、此由周防守に達す。忠増が曰く、「御役儀を照し押しして通らるれば、後難彌、重かるべし。早々歸へらるべし」となり。よりて彼の御目附力に及ばずして歸宿し、此旨同役へ談じ、内證にて事濟まず、老中へ申上げしに、「御役儀勤方あ 兪末なり」と、御叱の上御役儀を召放され、閉門しけ

酒井雅樂頭忠清水野周防守を評する事



水野忠増  
閉門

り。夫よりして總御目附中、周防守を目に懸けたり。忠増もしれ者にて、大御番頭は、五萬石城主の格に定めらるゝを以て、些すこしもわるびれず、總御目附中と、きしらいけり。或時御禮日に、御出御の刻限を案内したりといひ、周防守之を承らすと互に云ひ、口論に及びけるに、忠増詞荒く「殿中を憚らす」との御咎にて、御役召放され、閉門仰付けらる。是れ寛文十一年の事なり。此後役を土屋兵部少輔之直承りけるに、延寶六年土屋御役御免にて、又其組を水野周防守再び預りけるこそ本望なれ。是れ併しかしながら雅樂頭一言によれりとなり。されば土屋が後役誰いかにかと、老中雅樂頭へ相談ありしに、「誰と申す迄もなし。水野周防守再役然るべし。是は大御番頭の格式を能く辨へて候ものを、争で捨て置かるべきや。以前御目附中との口論は、全く周防守非分とも申難し。大御番頭は大名同格にして、五萬石城主程の御會釋なり。然る上は大目附中より、御禮始まるなど申す事をば通達あるべし。總御目附中も時に取りては、案内之ある事故に、刻限を知らせたるを、聞かざる由にて、再往の口論も一つは役筋の違亂を憎んで、聞かざる由したるならむ。其筋の御咎は閉門に

忠清再役

て究りぬ。既に閉門も御免にて、年久しくなり候上は、又こそ仰付けられ然るべし。上意を伺ひ申すべし」とて言上ありしに、再び元支配仰付けられしを、周防守何より以て有難しとて、忠勤を勵まる。元祿五年に至る迄大御番頭を勤められ、其後綱吉公奥御詰の列に召仕はれける。其の人となり思ひやるべし。

### 板倉内膳正重矩出身の事

#### 額の事

陰徳・陽報は天にあり。積善の餘慶は必ず其身を潤す事違はず。是れ亦時の執事の選もあり、質朴節儉なるは、却つて華麗なる世に出合ふ事あり。板倉内膳正重矩は、寛永十五年父重昌の家督を請けて後は、御詰衆並に伺候しけり。其以後、本庄にて屋敷を拜領し住居けるに、咬菜軒といふ三字を人に書かせて、席上に懸置き、前栽を樂みとし、手作の野菜を大厦高堂へも捧げて、安否を伺ひ、外に求むる念慮を止めて、萬治年中を送られるに、其年の暮大坂城京橋口の御城番を承りて、彼

板倉重矩  
咬菜軒の  
額



地に向ひけるが、此時も彼咬菜軒の額を持たせて、懸置きたり。其後寛文五年の冬、江戸へ召され、奉書連判の列に仰付けらる。前代未聞の手柄かなと、人々耳目を驚かせり。斯くて家を興し名を顯しけるに、なほ彼咬菜軒の額は居間の樂みに懸置かる。同六年二萬石の御加増にて、野州烏山の城主となる。同八年より三年が間、京都の仕置し、同十年又江戸へ召され、本役に仕うまつりて、瀧の口に御屋敷を給はり、侍從に任せられても、彼の咬菜軒をば方々へ持たせて、牌扁はいへんとしたる故、彼の額を書きたる野間三竹法眼、或時此三字を用ひらるゝ心を尋ねければ、内膳正申されけるは、「人は身を立て名を顯す程、本の賤しき事を忌み嫌ひて、忘るゝ事ぞかし。我れ不器量を以て、奉書連判の列に事ふるは、冥加に叶ひたる事なり。人は奢に移り易し。我れ之を思ふが故に、昔本庄にて幽栖の卑亭、片時も忘るべからざる爲めなり。今高恩大祿を戴く事、我が一分に相應せざる故、殊に恐れ思ふ故なり」と、挨拶ありけるとかや。萬事に互むたりて丁寧質素、勤めてする事は、怠る事之あり。生れ得たる實徳、遍く人の見し事にぞ。譬へば諸侯伯の音物、夫より下つ方よりの

重宗音物を戴く

贈物を、退出の時分、家司共披露すれば、座に著きて一々聞畢り、さて右の音物を丁寧ていねいに戴きて、後に休息せらる。家によりて諸方よりの音物をば、町人へ拂ひ遣しなどするも之あり。内膳正は一家の内は元より、埋れ居て退屈すべき人をば音問して、窮俯なからむ事を勵まし、餘慶をば家來に配分ありけり。或人、諸方よりの音物を一々戴き給ふは如何」と、尋ねければ、重矩笑ひて、「君父の外他の贈物を蔭にて戴く事はなければども、今斯かる御役儀を仰付けられずんば、誰か内膳とも重矩かとも、見出し尋ねらるべきや。然れば此大小の音物は、品こそ替れ。皆上より拜領仕ると存する故に戴き申すなり」と、答へられけり。此内膳正時めくと雖も、一家の雅樂頭へは少しも追従せず、酒井修理大夫へは、父が島原にての一言を以て常に便たよりけるを、雅樂頭之を聞及び、優ゆかしき人品なりと、目を付けゝる故、登用申しけるとかや。

### 同人乞食批判の事 同奥方法式の事

同人乞食批判の事同奥方法式の事



重矩偽孝  
行乞食を  
咎めず

寛文の末凶年に遭うて、乞食・非人多く出でけるを、柳原の土手下に小屋を懸けて、扶持を給ふ事あり。然るに下谷三枚橋の邊に、母を負うて、出でたる非人あり。誠に恩愛の思深く、今日の飢渴凌ぎかぬれば、勿論身に纏ふ衣類とてもなく、腰さへ立たぬ老母故、己乞食して母を養ふにてぞありける。渠は柳原の小屋へも行き得ずして居けるを、町廻の中よりや申されけむ、別に御扶持米を下され、其者の家求めさせ、其町へ母子の養育懇に仰付けられけり。誠に孝感台聽を動しにけり。之を聞くと等しく、或は父と稱し母と偽り、手を引き肩に懸けて、多く門々に立ちさまよふを、人毎に哀む事にして、志を致しければ、外の非人よりも物貰ふ事多かりしが、日暮れて別れくくなる時、雇はれたる年寄共、乞食仲間、何かと互に貪り掴み合ふ。元來實なき作親子なれば、此類所々にて巷を騒がしむる事、畢竟上を輕しむる科あれば、悉く召捕ふるべきかと、殊に當職の町奉行之を憎み申上げらる。其日の評定出座は、板倉内膳正重矩なりしが、申されけるは、「否とよ、惡事を似するは、輕き事にてても急度沙汰し罪せらるべし。善事を似するをば、只其儘にこそ差置かるべし。實なき者は、倦勞すると止むものよ」とありしが、果して重矩の詞の如しとか。されば此内膳正は慈仁深く、自分の奥方に召仕はるゝ女中、廿四五を限に、何程仕ひ惜くとも、暇を出し縁付けらるべき由、奥方の法を定められけり。「女は盛あるものなり。年たくる迄仕ひ置くは、不便の事なり」と申されしとかや。

重矩慈仁

置かるべし。實なき者は、倦勞すると止むものよ」とありしが、果して重矩の詞の如しとか。されば此内膳正は慈仁深く、自分の奥方に召仕はるゝ女中、廿四五を限に、何程仕ひ惜くとも、暇を出し縁付けらるべき由、奥方の法を定められけり。「女は盛あるものなり。年たくる迄仕ひ置くは、不便の事なり」と申されしとかや。

### 増上寺新堀の事

### 稻葉正則久世廣之の事

寛文の中頃の事にや、備前少將松平新太郎光政と因幡少將松平相模守光仲と、右兩家へ、芝増上寺邊に新堀を掘らせらる。兩池田仰を承りしが、困民の費をや歎かれけむ、又如何なる故をや含まれけむ、半に掘懸けて、兩家ともに困窮仕り候へば、右普請役叶ひ難き由、御斷をぞ申上げられける。此事台聽に及び、兩池田を評定所へぞ召されける。凡そ評定所へ召さるゝ程にては、大名小名及び小身の輩と雖も、身上安穩なるは希なる事故、相模守殊に氣遣あり。新太郎光政へ相談ありしに、新太

兩池田工  
事半にて  
普請御免  
を願ふ

増上寺新堀の事稻葉正則久世廣之の事



稻葉正則  
の注意

郎は、兎にも角にも罷出でられ候へ。御訴訟申すからは、身上滅却は覺悟の前なり。但し嫡子共を召さざれば、先づ安堵あるべし」と、申されしとかや。流石に學び給ふ程ありて、肝要の所に心付かれて、家中をも騒がせ給はざりき。されば此兩將を評定所へ召さるゝ事は、稻葉美濃守正則の心付なりとかや。其仔細は、各、密談の時、「御城へや召さるべき。又雅樂頭宅へや招かれむ」とありしに、美濃守申されけるは、「假初の事にてだにあるに、身上不如意に候とて、僅の堀の御手傳の人足出し兼ねて、御普請役斷り願はるゝは、上意を背く所あれば、自餘の大名ならむには、仰付けらるゝ品も候はむ。然れども彼の先祖は、關ヶ原以來の忠戦といひ御縁家といひ、旁以て宥恕ありての仰渡されの上意、御叱第一なるに、御城へとは如何なり。又雅樂頭宅も然るべからず。評定所へ召されむに、實に不如意の條、實情を以て願ひ候はむには、早速罷出づべし。若し含む所あらば、故障病氣を以て延引あるべし。試みらるゝ爲め、且つ又何とぞ御請の品により、直に御預に仰付けらるまじきにもあらず」と、申さるれば、何れも尤もなりとて、評定所へ召され、願の上は、御普請役は

久世廣之  
の言によ  
りて公儀  
普請とな  
る

御免なり。然れども半にての願不屈に思召され、閉門仰付けらるゝとなり。其後松平大隅守少將光久、堀の儀、光久承つて掘らせ奉らむと、願はれしとか。又一説に、大隅守へ仰付けらるべき由なりしを、久世大和守廣之申されけるは、「池田の兩人、備前・因幡・伯耆三箇國の家督として、未ださせる御奉公もなきに、縦ひ困窮したりとても、兩家三箇國の人夫を以て、僅の堀一つ掘られざる事は候ふまじ。然れども昔よりの御定に、東國大名は堀を掘り、西國大名は石垣仕る御定法をや、聞傳へ候にや。外にも如何なる了簡をか含み、此願申立て候ひつらむ。新太郎は異母兄弟の家なりと雖も、天壽院殿の塔なり。相模守は大神君の御孫なれば、此兩家の作り兼ねたる御堀を、外へ仰付けられなば、兩家へ恥辱を與へらるゝと申すものならずや。近年打續き凶年にて、彼の領分、永荒多く候へば、困窮も偽ならず。兎にも角にも、此御普請は下の困窮を救はせ給はむ爲に、掘らるゝ御堀なれば、其根本は撫育より出でたる事なる故、聞召し遂げられ難き兩家の願も、叶ひたる事に候へば、願くは御普請方に仰付けられ、然るべきか」と、申されける故、公儀普請にはなりけり。是



によりて、町宅せし浪人なども、顔を隠して出づる者ある由を聞召され、御急おんいそぎの御普請にはあらねど、態と夜普請に人足を懸けられけり。よりて子刻・丑刻迄、普請仕うまつる者には、三日分の日雇賃を一人に下されける故、此堀不日に出来せしも、御仁政の一つところ、世には申しにけり。

武野燭談 第十九終

武野燭談 第二十

稻葉泰翁越後中將殿家中騒動の儀申上ぐる事

有栖川親王關東下向等の仔細言上の事

延寶九年紅葉山に、八日の御魂殿造り出し奉りての後、稻葉美濃守正則致仕す。程なく隠居仰付けられける故、今は泰翁とぞ號し改めける。其後何れの年にかありけむ。古きを尋ね問はせ給ふ事ありしにや、誰か聞傳へて洩しけむ。其眞偽は知らずと雖も、其頃の物語を聞傳へて、上下實情の融通するところを、記し止めけるにや。稻葉泰翁を御前へ召され、「抑、越後中將家中騒動の事、御先代雅樂頭汝などに何と相談して、斯く我が代迄延びくゝの僉議には、しけるぞ」との御尋ありけるとかや。其時泰翁座を改め、謹んで畏まり、「有難き御尋にこそ候へ。此段は遮つて下よりは

稻葉正則  
越後中將  
家中騒動  
處分延引  
の故を述ぶ

稻葉泰翁越後中將殿家中騒動の儀申上ぐる事  
有栖川親王關東下向等の仔細言上の事



言上申し難し。あはれ御尋も候へかし。委細上聞に達したく、何れも存じ奉り候内に、各、職を退き候まゝ、彌、申上ぐべき時節もなく、心底に任せず、月日を過し罷在り候ところに、只今の御尋、時を得候へば、言上仕るべく候。定めて草葉の蔭にて、此御尋を有難く喜び存じ奉るべく候。扱も越後中將殿の御事は、忝くも東照宮の神孫にて渡らせ給ふ故、何とぞ彼の御家の恙なく立ち申す謀を第一に、雅樂頭を始め我々式も、心の及ぶ程は相談仕りたるにて候。其仔細は御先代御病氣付かせ給ひて、段々差重らせ給ふにより、天下の御政務、暫く雅樂頭に委ねさせ給ふ。將軍家御直の思召にて、仰付けられ候はむには、何の御憚か之あるべき、今度御仕置仰付けられ候通に、改易、遠島、切腹、追放の品々、心付申さるには候はねども、臣として當分御仕置を預り申行ひ候へばとて、争で君の御家門第一の越後殿の御家を、我々の了簡を以て、御改易にとは勿體なし。何とぞ取繕ひ、中將殿御家さへ恙なく渡らせ給へば、末々の御家司共の事は、如何様にも吟味仕らむと、各、相談の一體を極め候へば、諸事手ぬるき仕方の様に、如何にも上には聞召し及ばせられ候はむ。今度御自

身の御仕置にて、御下知あらむには、斯くこそ御座あるべき御事なれ。御先代御病苦にせまらせ給ふが故にこそ、雅樂頭等に任せ置かれて候へ。嚴有院様御直の御仕置にて御座候はむには、此度の御下知の外より延々なる御沙汰は、あるまじくこそ覚え候へ。繰事ながら、何れも打寄り候ての相談には、御一門の御家と申し、中將殿に於て、見えたる悪事もまします、只家中騒動仕ればとて、滅亡然るべしとは、争で申上げられ候はむや。何ぞ天下へ對し、怪しき仔細も候はむ、何方を顧み申すべき、早速に事を取鎮め申すべく候へども、彼の御家の家司共が、思ひく己が威を立申すにて、何れも不忠の者共にて、君臣別れ、家中不和にして、何と黨を結び候へばとて、中々事調ひ申すまじ。然らば旁、事を差延べ候はむ内に、御不例も御快くならせ給はむには、其時急度御家司共を招呼ばれ、御穿鑿あるべき事なれば、御本復の内を、何ともして待過し奉るべく、各、了簡にて罷在り候ところに、他界ましまし、力を落し奉り候ひき。只今御前よりの御尋に付き、臣等が志も上達し、本望の至に存じ奉り候とぞ、申されける。重ねて上意に、越後家の次第は、聞召し届けられ

稻葉泰翁越後中將殿家中騒動の儀申上ぐる事  
有栖川親王關東下向等の仔細言上の事



有酒川宮  
へ關東に  
迎へんと  
せし事

たり。又有栖川親王を呼下し、世繼にせむとの結構も、實なるか」との御尋なり。泰翁承り、「此儀も下より上達し兼ね、罷在り候處に、御尋こそ有難けれ。如何にも此段各、相談に及びたる事にて候。其意趣は、其頃嚴有院様召仕はれ候御方、御懷妊の由、内々に承り候へば、各、之を喜び候ところ、御不例次第に重らせ給ふに付き、雅樂頭を始め皆々申し候は、御前甲府殿、又は御三家の間にして、御養君を御極め申す時は、縦ひ御男子御出生遊ばされ候ても、誰か之を改め申す事なり難く候へば、御誕生迄、先づ親王家を將軍家にかしづき奉り、時節を見合せ、若君にて渡らせ給はゞ、京都へ返し申す事は、古來其例多く畢竟夫迄の御陣代の心得に、何れも了簡仕りたるにて候。然る所に右御方様の御懷妊も、水にならせ給へば、其沙汰に及ばず、徳川家正統の御連枝にて候へば、御前を御養君とは、兼ねてより先役共申談じたる趣にて候。右の次第は、定めて筑前守能く存じ罷在るべく候。申しても御先代の御嫡流あらむには、統々をと、何れも願ひ申したる所存の外、餘念なく候ひき。されば君御養君に定まらせ給ふ時も、澤木傳右衛門が娘の、身ごもりたりとの様子を、聞召

されたる由にて、徳松君をば館林の御家御相續との上意にて候ひしは、御出生様若君にて渡らせ給はゞ、君の御養君になし奉られむとの思召に候はずや。是も亦昔語がたりに罷成り候へば、徳松君を西の丸へかしづき入れ奉り、若君と仰ぎ奉らせ給ひ、御先代の御血筋は盡きさせ給へば、外に求むる君は之なくこそ侍れ。慶長年中大猷院様薨御の砌、御先代とても御幼年故、御兩典厩を以て、其時の者共、萬一の爲め、若君兼ねてのかしづきに仕しむけ奉りき。何れも御役儀仕る輩やまと、申傳まをにも承置うけたま候ひぬ。有栖川殿をと申す相談は、御先代御出生の若君もやと存じ奉り、右申上げ候通、最初より君をと申す輩も御座候ひしかども、徳松君もまします上は、若し御出生のところ、若君にてましますば、諸大名の心も取々にして、第一先君の若君様の末にならせ給はむ事、本意なく存じ、如何様とも退け易き宮方をと、申し候なり。兎にも角にも、東照宮の御神孫、千代、萬世續かせ給ふ様にと、計らひ奉りたるところは、神の照覽、之あるべき事に候。斯かる御尋なきに於ては、雅樂頭我々式如何計り罪深き名をや残し申すべき。此度此仰事承るこそ、先亡の老臣、次には老衰の某なんどの

稻葉泰越後中將殿家中騒動の儀申上ぐる事  
有栖川親王關東下向の仔細言上の事



大幸是に過ぎず、有難き仕合に存じ奉り候」と、君を祝し身を祝ひしに、懷舊の詞、自然と餘所の袂を絞らせけるとかや。

### 大久保加賀守忠朝の事

宇都宮の先祖は關東の豪傑、世以て其英雄を知る。尤も其餘流數多之ある内に、戰國擾亂の後は、多くは其姓名斷絶ありけるが、大久保左衛門五郎忠武、同五郎左衛門忠俊以來、徳川家に奉仕し、子孫多く御譜代の英臣とはなりぬ。然るに相模守忠隣故こそありけめ、井伊掃部頭直孝に召預けられ、無實の科に沈めるを惜みて、申分せられよ、直孝取次申すべきものをと、勧められしかども、相模守之を肯せず、身に罪なき次第を申す程、上の御恥を申上ぐるに等しければ、何事も申上げず、此儘に罷在らむこそ、只今の忠にてこそ候へとて、申分せずして、終に空しくなりぬ。よりて其子供召出され、段々御取立あり、加賀守忠常、其子加賀守忠興初の名は忠季は、寛永九年美濃國加納の城主となり、五萬石を給はり、同十六年二萬石の御加恩にて、播磨の明石

大久保忠隣無實の罪を辨ぜ

大久保忠朝の平生

へ所替し、慶安三年八萬三千石になり、肥前の唐津の城主として、西國不時の設に差置かる。其子は今の加賀守忠朝にして、實父は大久保右京亮教澄が子なりし故、始めは教博と名乗る。家綱公の御小性を勤めける故、御馴染も深く、且つ家柄といひ人柄といひ、其時の擇に逢ひて、延寶五年七月老臣となりて、總州佐倉の城主となり、貞享三年正月一萬石の御加恩ありて、相州小田原の城主となり、曾祖父相模守忠隣の舊領を守護し、忠朝の喜限なし。されば柳營より退いては、先づ持佛堂へ參り、嚴有院様御牌前に伺候し、今日御城にての事どもを申し、禮拜頓首して後、居間へ通る。斯くの如くする事、一日も怠る事なし。生得律義にして、貞享の頃、老臣の面々へ經書の講釋、御前にて仕るべしとの仰事ありて、加賀守首たる故、初て講席に參りけり。其次に阿部豊後守正武番になりけり。是は大久保より拔群年若けれども、講釋仰付けられたるを悦び、同講席に進みけり。殘の老臣共も、罷出で承るべき由上意によつて、何れも伺候しけり。さる程に毎事に文談して、御前を退きけるに、正武、「今日の講義、如何候ひしにや」と、同席へ尋ねられけるに、「皆々承事にて候ひし

大久保加賀守忠朝の事



など、挨拶ありけるに、加賀守は大汗を拭ひ、扇子を使ひながら、「今日の講釋我等が身につみて存ずる故、嘸さだや豊州も難儀に侍らむ、さるにても、文理の申違まちがひやあらむと、手を握る計りにて、いひ損じなく、首尾能き様にとのみ、存じつる故、其外は他念なく候ひし」と、申されしとかや。

土屋但馬守數直古金を改めざる事

日本の深山ある國々には、悉く金銀・銅鐵の蔓つるはびこりて、中にも吉野の金・身延の銀などは、人更に手を著くる事なし。奥州の金華山は日本最初の金山にして、今も亦彼の山は金色なる由いへり。されども止山とめやまなれば、人窺ふ事なく、佐渡の金山のみ、古來より今以て掘らせらるゝに、更に盡くる事なくして、多くの黄金を出せり。然れども、日本の金銀は、大概總積ある事にして、多過ぐれば却つて天下の害となれば、是程にて能けれ」との東照宮の御掟おきてこれありて、其分料量カを御代々守らせ給ふ事とかや。然るに金銀座の者共打寄りて相談しけるは、「金子一兩に銀子何程加ふれ

土屋忠直  
古金を改  
めず

ば、日本の金何程數多くなる道理なり。但し黄金の位、少し劣る迄の事にして、世上の重寶、何増倍の御徳用」と、公儀を借りて、己等が當時の世渡よわたりを第一に目論見めくろみけるが、此儀は當御代御老中の中にしては、土屋但馬守殿だに御得心あるに於ては、願成就する事ぞ」といひ合ひて、但馬守へ心易く出入る人をして、申入れけるに、公儀の御徳用とある事なれば、先づ右の書付を留置かれにけり。町人共大に喜び、何時いつかいつかと待暮すに、曾て其沙汰なかりければ、「若し失念し給ふにや」と、復また以前憑たもみて申入れたる人を以て、伺ひけるに、但馬守彼の取次したる者に、向つて申されけるは、「去る頃町の者共、書付を以て願ひたる筋、大なる了簡違なり。凡そ金銀といふものは、七寶の最上にして、和漢之を重寶とす。其尊き寶の位を一段引下げて、澤山にせむとの事は、中々いひ出さるゝ筋にもあらざれば、同役の者共にも、此事咄うたもせず。近代は往昔の如き紫摩金の少く出づる故か。總體黄金の色白けたるをこそ、上にも歎かしき事に思召さるれ。夫を又一段次の位に金子を吹替へて、日本の金の位を引下げむとは、下の了簡にて及ぶ所にあらず。此書付早々返渡されよ」と、あり

土屋但馬守數直古金を改めざる事



しとかや。されば此但馬守は、其頃公儀儉約の發端を申行ひて、費をはぶき厭はるれば、公儀の御爲とだに申立てなば、取上げらるべしと思ひて、目論見たるに、但馬守、古代を改めぬ勘辨深し。是れ寛文年中の事とかや。

土屋相模守政直の事

御代官へ合力の事

土屋相模守政直の若年の内、父但馬守に仕へられしは、常に但馬守召仕の小性の中へ打交り、次の間に慎勤させ、只寝ずの番を用捨したる計りにて、其外は小性の勤に變る事なし。斯くの如く生立ちたる故、相模守鄙事に多能にして、下の艱苦を能く知られ、最も情深しとかや。貞享の初、大坂御城代仰付けられ、此節二萬石の御加恩ありしより、登用間もなく、同じく京都の所司を勤め、夫より老臣輔佐の職に任じながら、弓馬の藝怠らず、家中の者共の武藝に進む輩をば、殊に賞翫ありける中に、弓好にて、混ら上下を選ばず、射藝を試みけるに、兼ねて稽古を勵む者の過半、其席

土屋政直  
下情に通ず

又家中の  
武藝を奨  
勵す

へ出でざる者あれば、相模守之を不審し、一々仔細を尋ねらるゝに、多くは貧窮にして、弓道具の拵へ難儀故、不參の由を申す者あり。是れ皆小扶持の者共なれば、是等には弓道具一通り宛取らせよとて、之を與へ、弓道具なくして、稽古ならずとの斷をいはず。又弓に癖付きて、射藝の合期せざるをば、外の武藝を精出すべき由、申付けて、少しも油斷せず、嫡子大和守照直以下の息男へ附置かるゝ人は、皆一藝ある者を選出しにけるとかや。此相模守未だ御奏者番を勤めらるゝ時、其頃の御代官何某とかや、引負といふ名に立ちて、身上難儀に及ぶ由を聞きて、則ち彼の御代官を招き、申されけるは、「貴殿は亡父但馬守、別して懇意に申しかはしたる人なり。然るに今度難儀の沙汰を承り及びたり。總じて御代官は、小身にして大役を仰付けらるゝ故、最初に過分の拜借あり。是れ極りたる事にして、御勘定精算の前は、其地其所に在散して、之を取上げぬ内は、未進といふ事あるを、急に勘定仰付けられずは、地所金納の場ななど、悉く取納むる事ならず。其外にも金子はありながら、前に揃へて置かざれば、私欲にはあらで、引負の名は晴れ難し。此事亡父存生に候

土屋政直  
亡父の爲  
めに合  
力す

土屋相模守政直の事御代官へ合力の事



は、貴殿の難儀を定めて苦勞にせらるべし。是れ第一。次に小身の衆と、大名といはるゝ程の人が、常々心易き人の難儀するを見繼がすんば大身の友は無益なり。貴殿此度の難儀をば合力申すべし。畢竟是は亡父の心入を推察し、但馬守への孝養と存すれば、毛頭恩分にあらず。必ず辭退あるべからずとて、家司に下知して、右の不足金を償はせけるとかや。往昔も斯様の事ありき。小堀遠江守政一、或る年御勘定の清帳濟兼ねて難儀せらる。是は遠江守が私欲にあらず。此人は名高き茶人にて、多く江戸にのみ居勝ゐがちにて、伏見總じて、上方節手永の場所は、其所預の男共の未算を、遠江守一人の難儀にはなしぬ。此時井伊掃部頭直孝、酒井讃岐守忠勝兩人、之を見捨てずしてこそ、事故なく清算濟まさせけれ。されば、御役人として依帖最員の評にやあらむと、兩將批判して、見られたる上にて、斯くは計らはれけるとかや。今思巡すに、遠州は其頃將軍家數寄の御師範申上げ、其外天下茶道の本とし、尊ばるゝ人なれば、常に御側近く候しけるにぞ、且つは上の思召を計り、且つは彼の人の一藝を惜みて、兩家より見繼みつがれたるなるべし。土屋相模守の心付は、井伊、酒井とは異なれども、忠と孝と暗に符合せしとかや。

### 戸田山城守忠昌酒井小五郎家中仕置相談の事

戸田山城守忠昌は、公私に付きて、常に仁愛を心に掛けて、頼もしき事數々ありき。例へば酒井左衛門尉忠直は、山城守孫塔となりて、親みなづきけり。此女は秋元但馬守寵愛深き息女なるを、山城守之を養ひ取りて、左衛門尉に妻めかけすべきに定められたり。其頃は左衛門尉未だ幼年にして、小五郎とぞ申しける。されば家中の仕置以下、小五郎幼少の内は、外戚の叔父なれば、松平因幡守信興後見して、重き事は舅家たるを以て、戸田山城守忠昌に申して決定しけり。されば貞享年中の事かとよ。小五郎に幼少より附添ひたる傳臣何某とかや、千石を領しけるが、其者の一子はありながら、若輩なる心根にして、心得難き人がら故、父が家督取亂すべき者よと、親の目にも餘る程の者なり。外には子とても之なく、甥なる男の勝すけれて發明優長なる器量なれば、彼の何某兼ねて養ひ置き、行々ゆくは此甥を取立て、嫡子の後見とし、若

戸田家と  
酒井家と  
の關係



酒井忠直  
家中仕置  
相談

し家相續なり難き程の實子の人柄ならば、此甥をこそ家督にせめなど、あらましかるに、彼の傳臣俄に病死しけるにぞ、其事定らず。されども家に久しき者といひ、小五郎襤褸の内より、忠功他に異なる者なれば、早速此者家督の事相計るべき旨、小五郎家司に申付けられければ、何れも打寄つて内議しけるに、「舊功の者なれば、跡式減少せらるべき事にもあらず。然れども彼の者の嫡子、甚だ陽氣者にして、父も憎める者なり。扱こそ兼ねて甥を養置きて、始終家督にもと思ひけめ。殊に此甥なる男は、器量勝れたる者なれば、何に召仕はるゝとても、御家の御重寶になるべき者なり。さればとて彼嫡子を打捨つべきにもあらず。父が兼ねての存寄も、何れも能く之を存する事なれば、畢竟千石の知行を彼者共兩人に、五百石宛下置かれ、上へ一粒にても召上げらるゝにはあらず」と、各、内談を極めて、此趣を松平因幡守信興にぞ達しける。因州申されけるは、「其子共が器用・不器用は、平生の振舞にて、皆々存知るべき事なれば、尤と申すべけれども、少分にても人の家督相續は、至つて重き事なり。是は戸田家へも、申達せられ然るべし」との指圖なれば、則ち小五郎家

司兩人、山城守の宅へ打越して、件の者の家督所分の次第をぞ申しける。山城守默然として聞居られしが、暫くありて申されけるは、「左様の事は、内證の仕置にして、酒井數代の先格風儀作法を以て、致さるゝ事と存する故、我々何とも、脇より評判は申し難し。公儀へかゝはりたる事は、何分にも了簡申すべし」との挨拶なり。家司共重ねて申しけるは、「小五郎家風にて、口真似をも仕りたる程の者、跡式を減し申す事は無く候へども、是は全く上へ取上げ候筋には御座なく候。其者の子と甥とに分けて取らせ候。此儀を因州様へ伺申し候ところ、少身にても、人の家督は重き事なれば、伺候仕り、御指圖を請け申すべしとの仰にて候へば、申上げ候」といふ。山城守聞きて、「否とよ、此儀に於ては善しとも悪しとも申し難し」と、詞少く申さるれば、家司共是非なく立歸り、小五郎にも申して、早速因幡守へも達しければ、因幡守、「さればこそ、戸田殿左様の挨拶からは、定めて了簡ありて、各の相談尤もと存せられざるところありと見えれば、我も行き、意味合を尋ぬべし」とて、家司共をも召連れ、山城守宅へ行向ひ、重ねて此相談に及びければ、其時山城守申され



戸田忠昌  
の意見と  
仁愛

けるは、「以前も小五郎殿家司共罷越し、此段申し候へども、愚意に心得難き事候へば、其趣を挨拶申したり。重ねて斯様に御尋の上は、某心底の一通りを申すべし。小五郎家司をも召されよ」とて呼出し、山城守存寄ぞんじよを申されけるは、「此相談の元は、畢竟主人に欲が手傳ひ申す故、斯くの如く申さると存するなり。如何にと申すに、小五郎殿部屋住以來、召仕はれたる大切の老臣なり。其太郎が不器用故、千石の家督を給はるを惜しき事に各、存じ、幸ひ甥なる男が發明なれば、主人の仕用つかひように得分なれば、五百石宛分けて給ふべしとの儀なれば、尤もとは申し難し。其太郎の空戯うつけまの者に、父が知行を殘らず給はり、而かも惜からず思はれてこそ、亡父が數年の功にも答へ候はむか。彼が父は主人への忠を一節に存じ、我が一子なれども、生得鈍き故之を捨て、甥を立てむとせしは、主人の用に立てたき忠心なり。其者存生に、養子にも致し、總領を退けたらむには、申す事なく、父が左様に存寄りたればとて、其父は末期迄申出でぬ家督を、主人より申付けられむには、心あるべき事ならずや。山城守が此家督を沙汰し申さば、其太郎に父が千石を相違なく取らせ、さて彼の甥たる

男は、器用者にて、用に立つべき者と存せば、別格に小知にて呼出され、然るべき事ならずや」とありければ、因幡守を初、家司共心伏して、その如く家督以下申沙汰しけり。されば、此山城守何といふ事はあらねども、徳孤ならずして、此家をば、小身大身ともに各、慕ひ寄りけるとかや。

武野燭談 第二十 終



# 武野燭談 第廿一

## 戸田山城守忠昌荻原近江守重秀知行割肯はざる事

### 本庄因幡守宗資の事

元祿十年の頃、御旗本五百石以上の衆中は、御藏米にて差置かれたる面々を、地方にて領知を給はり然るべき旨、御勘定奉行より段々に申行ひて、其御沙汰ありて、台聽に及び、御料・私領ともに近國の分は御旗本の小身に給ふべきの由を、仰出されける程に、御譜代大名の遠國に領知之あるは、馬の飼料として、江城の近國にて五六千石程づつ知行ありけるをも、又公儀御藏入の庄園に至る迄、残らず此度の部に引入れ、或は當分不動にて、小普請金を出し、引込み居たる人々の領知せる上田の場所をば、是れ亦替地御用と稱して之を引上げ、與力なんどの僅かなる知行所迄選み

戸田忠昌  
荻原の知  
行割を肯  
はず

出し、小物成運上等、總じての浮所務を悉く高に結びて、相渡すべき目論見にて、之を仕立て、其清帳を戸田山城守忠昌、其節の月番なりし程に、荻原近江守頭取りて、右の趣を伺ひけるに、山城守一々見て申されけるは、「此割合一切心得難く候。抑、御當家所務の場は、大法五つの場は二つ半、十分の場は四つ物成と、定置かせられ、御代々四つを過しては、取らせ給はぬ御定法なり。是は各、別して存じの事ならずや。是によつて凶年と雖も未進僅にして、三年と借りたる事なし。又御藏米をば、三斗五升平均にて、之を下さる故、例へば二百石と仰出さるれば、二百三十俵相渡し、二百俵とある時は、其俵数を三つ半の平均を以て渡さるゝ事にして、照降なき定物成なり。然るに知行にて給はる人々には、水損・旱損・風損・蟲ばみなど、様々の凶事に遭ふ時は、五百石給はる人に皆無もあるべし。其時に至りては、小物成、或は金納、或は運上等を抑揚して、人馬をも育ひ、御奉公を勤むる事ぞかし。然るに小物成運上までを、高に結ばれなば、恐らく小身なる衆は、甚だ難儀に及ばるべし。大名は所領廣ければ譲り合せても、一年二年は續けらるべき事なり。小身の四五



千石の衆中は地面少ければ、なか／＼凶年に遭ひては、身上取續き難き事必定なり。御藏にて知行を給はる人々は、世間は凶年にもせよ。三つ半の所務は變らず。又地方には、何れも守護に損得あり。殊に關東知行は西國と違ひて、根本打詰めたる所なるに、浮所務までを高に結ばれては、何れも困窮疑ひなし。最前より申す如く、地方にて、小身衆の勝手に、能き事ならば尤もなり。さもなくば、俗にいへる御情の罪科と申すものなり。先達せんだつの申分は、御旗本取續きの爲めとありしが、今の知行割の如くにては、公方家の御得分にはなりぬれども、諸旗本の困窮は眼前たり。御旗本取續き難きは、何とかなり申すべし。早々割直さるべし」と、押返して申されける程に、小身衆の所務なくては叶ひ難しとて、其翌年の春先づ拜借を申行ひ給はりけり。然るに老中家を初、然るべき顯職、便宜の役人の引替知行計り、先づ知行割しけるに、前方の地所よりは宜しき所を渡さむとしける故、山城守猶以て心に叶はず、二度目の清帳をも突戻され、「貴賤親疎の差別なく、本の知行程の所を渡さるべし。何とやらん、是にては最員の筋になり申せば、ありの儘の割に致されずんば、

老臣皆萩原の處置を非難す

幾度も吟味致すべし」と、忠昌廉潔の沙汰なりければ、殊の外むつかしくなり、大小名の關東知行、邪に引上げたる代地は、依怙えこなり兼ねたり。剩へ、小身なる御旗本衆の地方にて下さるべき旨、仰渡されありしは、御藏米にては一粒も渡さず、知行所は知れず、拜借とても中々なれば、浪に浮きたる心地して、諸人の迷惑いふ計りなし。よつて老臣各、氣の毒なる事に思はれ、萩原が仕方甚だ以て心得難しとの儀にて、早々知行を割渡すべき旨、度々咎められしかば、御勘定方の平番、大勢引取りて、漸々やうやくに割直し、大名は其知行の近き所を以て、關東筋の代地を元高もとたか所務の位に渡し、小身へも夫々に、關東にて引渡されけり。然るに遠國の御廳米は、天氣により風惡しければ、何れも船待する事多ければ、其遲速心に任せず、近國の御料は、大方おほかた小身へ割渡しぬれば、御代官所少く、果して其翌年の夏、御借米よりは、多くは米御買上になりし故、江戸米の直段ねだん甚だむつかしく、一斗を十錢目に替へ兼ねたり。されば小身にての地方取は、譜代の家人もありやなしやの人々なれば、知行所檢見けんみ以下、所領への往來繁く、地方功者こうしやなる家來を抱へ、又は雇ひなどして遣し、何事も其者



本庄宗資  
の廉潔

任なれば、能き事は少く、むつかしき事のみにて、難儀する人多かりしを以て、山城守を彌床しき事には思ひけるとかや。本庄因幡守宗資は、其頃の本領上州にありしが、右割替の事にて、其替り知行を今迄の高八百石の内にして、二百石の餘慶ある場を、今年引渡しけるに、因幡守曾て之を悦ばず、家人に申付けて、其水帳を請取らせず、「我等三の丸殿の御爪の端として、先祖にもなき大名に、罷成りたる上は、所領の内御用地と候は、如何程も差上ぐべし。然るに此度引替地とて、本高より内證高多き所を、各々心得として、渡さるゝ事、空恐しき業なり。中々拜領申して、本意ならず、やはり本高より下田ならば、請取らせ申すべし。さなきに於ては、替地申請けずとも、苦しからず」との事にて、近江守が心入の程を、憎み思はれけり。萩原最員の人々は、如何に恥かしからむ。されば此因幡守舎兄本庄宮内大輔宗孝は、二條殿にしるべある人にして、北小路一姓の藤原とかや。今三の丸殿御弟なれば、此因幡守何程奢らるゝとも、さてあるべき人なるに、儉約謙讓なる事、古人に恥ぢず、第一無欲なる人なりき。小川町松平下總守の屋敷をば、御用地として召上げられ、

其跡に、御成御殿を營作仰付けらるゝ序に、因幡守が家迄、公儀より造り給はり、永く居屋敷にせよとの仰にて、三の丸殿、御成もありけるに、因幡守、人に向ひ申されけるは、「我は御殿番といふ者なり。此屋敷を我が家などと思ひなば、冥加にや盡きなまし。空恐しき事なり」と慎まれ、一生此心違はせざりしとかや。

### 松平右京大夫輝貞の事

萩原近江守重秀が父は萩原重助とて、川船の極印改を勤めし人なり。重秀は其二男なる故、平勘定へ出で、評定所に勤仕しけるに、能き人に能く思はれ、忽ち御目見の列になりしより以來、鷹揚の勢ありて、戸田美濃守をさへ、いひ詰めたる便佞のみか、俗情を察して人に取り入り、生得記憶強くて、役筋の事悉く誦んじ覺えて、即座に其理を答へ、御用の間に合ひて、而も怠なく勤めける程に、大方の人々、此萩原を奔走しけるが、清廉なる人に正されても、曾て恥ぢしとも思はず、利勘の智を以て、三千石の諸大夫迄に經上り、御勘定奉行を勤め、評定出座の列に加はる。之を羨み諂

重秀の素  
姓と性行



松平輝貞  
の廉直

ひ従ふ人は時に逢ひ、さしらふ人は陥しめらる。されば一年松平右京大夫輝貞が神田橋の家へ御成の節、一萬石の御加増を拜領し、都合七萬石餘の大名に仰付けられし時、荻原近江守早速に右京大夫宅へ行向ひ、今度の悦をいひ、さて用人深井友之助を招き申しけるは、「今度御加増の地、上方にて何國何方、關東にしては是れ是れの所を御望之ある様に申さるべし。何れも御爲に宜しき所に候。御所望候て少しも苦からざる儀に候」といひ置きて歸りぬ。右京大夫退出以後、右の趣を友之助申しければ、輝貞大に氣色を損じ、「友之助能く承れ。抑、我を何と思ふぞ。故甲斐守殿の二男にして、分知を給はり、小身にて御奉公申せしを、因幡守殿の猶子とし給ふ故に、此家督を給はりて、大名の列にはなりたり。先祖故伊豆守殿一身の御奉公にて、七萬石の御恩祿今に相違なし。又因幡守殿、先御代御扈從より、段々御奉公の勞を以て、若老中・大坂御城代・京都所司代迄經上り給ひて、三萬五千石を給はらせ給ひ、我れ元祿四年以來、其祿を請け、間もなく一倍の身上になる事、更に餘儀なし。我が身に於て、御側御奉公とて、何をか人より勝れて仕たるぞ。たゞ尋常の事

のみなり。然るに斯く官祿ともに宜しくなる事、皆是れ上の恩澤身に餘れり。之を以て能く辨へよ。日頃申付くる如く、小役人中如何程爲めに能き事を申さるゝとも、取次ぐべからずと申渡し置く所に、抑や江州などが申せばとて、領田の場所を此方より願はれむものと思ふか。さ程に不了簡なる者とは思はずして、役儀を申付けたるは我が誤なり。總じて御加増の地、何方にと仰付けらるゝ事は之なし。何國何方といふ事は、御老中の前にして極めらるゝ事なるに、本家同前の身上に成下さる有難さ如何計りぞや。縦ひ白田を渡さるゝととも苦しからず。聊か願ひがましき筋、申上ぐべき心底更に之なし。其方急度申し付くべき事なれども、父茂兵衛に高崎の城代を頼み、領分の仕置を致さする者の悴故、一等を免して閉門申付くるなり。但し江州方へ返答なくては叶ひ難し。汝只今より罷越し、直に此詞を一言も残さず申して立歸り、急度閉門せよ」と、下知ありけるとなり。此人武要を専らに、一家中は小兒より弓馬の稽古嚴密にして、的場は廿五間、小的は制して一尺二寸の的を射させしむ。鐵炮も亦、用方の稽古のみに精力を勵ましけり。



板倉伊賀守勝重出身所司代等の事

所司代の  
始め

本多正信  
勝重を推  
舉す

京都に所司代を置かれ、關東より下知ある事は、慶長五年九月十八日與平美作守信昌に在京仰付けられしよりぞ始まりにける。此美作守代りを、本多佐渡守正信に仰舍められ、板倉四郎左衛門を推舉申しけり。東照宮思召も、彼の者をとの御旨なりしにぞ、随つて御加恩の御沙汰ありしに、板倉其頃は僅かに五百石を領して、江戸の町奉行たりしを、「此度二萬石の所領をこそ給はらめ」と、本多佐渡守申しけるに、「其は多かるべし」との上意なりければ、正信重ねて、「所司代は官祿を以て威ある事に候。祿軽く候ては京都の押なり難く」と、頻に勧め申すにより、其諫に随はせ給ひ、則ち板倉四郎左衛門を召し、「汝京都へ上り、所司代を勤めよ」との上意にて、二萬石の御書出し、且つ諸大夫に仰付けらるゝ旨を承り板倉、「有難く存じ奉り候」と、御請を申上げて、さて本多佐渡守に向ひて、「今度大役を仰付けらるゝに付ては、罷歸り、女房に相談仕り、合點仕り候はゞ、相勤め申すべし。若し不同心にも候はゞ、

勝重内室  
と相談す

追つて御斷り申上ぐべし」と、申しければ、佐渡守打黙首如何にも尤もなりとの挨拶なり。板倉則ち退出し、内室に向ひ、「今日斯様々々の上意にて、京都の所司代を仰付けられ、二萬石の御加恩を給はり、諸大夫に仰付けられたれども、其方と相談してこそと、御請を申残して來れり。總じて所司代といふ事は大役なれば、何角に付き、内縁を頼み、訴訟する者あるべし。都べて如何様の事を此四郎左衛門が致せばとて、公私に付き、善惡ともに口を添へ、氣を付け給はずば、畏まりたりとの御請申すべし。若し内證にて取持ちたき心もあらば只今なり。御爲には替へ難く、一向に御請申すまじと存じて相談申すなり」といひければ、内室聞きて、「如何なるたはけ者とか思召さむに、早々御請し給へ。聊か女の公儀の事綺ひ申すべき事か」といひければ、猶々口を固め、さらば御請申上ぐべしとて、出ざまに、袴の腰を振返して出でけるを、内室見て、「なう〜、袴の腰が振れて候」と、氣を付くる時、立歸りて、「さればこそ、左様ならむには御請申されず」とありしを、色々誓言してこそ、御請せられしなり。斯かる金言をいふ人なれば、所司代勤むる内、甲冑を肩に懸け

板倉伊賀守勝重出身所司代等の事



姓勝重の本

ず、亂世むつかしき京都を守護し、無事に取治めける器量類なし。此板倉伊賀守勝重は、本名澁川にして、其昔今川家の幕下に屬し、家康公御縁談の取繕をしたる澁川彈正が子孫なるが、此四郎左衛門は幼少より出家し釋門の徒となりけるを、板倉の一族、一年悉く討死しける事あり。三河記に之ある通なり。故に苗字の斷絶を惜みて、元龜年中に還俗す。今川家亡び、御當家に屬したる時にて、則ち板倉四郎左衛門とは召されたり。家康公關東御入國の節は、彦坂小刑部と兩人、江戸地奉行町奉行兩役を兼帶して、能く其職を勤めたる故、此時一概に二萬石をも給はりけり。大坂冬夏の御出陣に、板倉が智計を顯したる事は、諸書に顯然たり。就中夏御陣御出馬の朝、各行粧を調へ、御先手より段々押出す所に、伊賀守長袴の裾を繰上げて、轡の水付を取りて、「今日の御出陣は、是非に思召止まらせ給へ」と引止むれば、大御所儀甚だ御機嫌悪しく、おくれもの「臆者爰放せ」との御事なるを、板倉重ねて申上げけるは、「成程臆れ申して候。腰は抜け候ても、先づ今日は御滯留遊ばさるべし」とて、頻に止め奉り、其日に火付以下大坂與力の黨類を、多く搦捕りたるにぞ、御機嫌直りにける。

計勝重の智

都べて古へ今の世、所司代の法令、天下一統の京都の和風を起したる其一人とぞ、

### 同人兩息公事判断批判の事

板倉伊賀守重政、始は勝重京都より下向のよし聞えければ、先立ちて將軍家、むつかしき公事を構へ置かせ給ひて、伊賀守が嫡子周防守重宗、一男内膳正重昌が器量を試こめされ、且つ父伊賀守に聞き悦ばんが爲めに、各、裁斷を仰付けられけるに、周防守は、「追つてこそ理非を申上ぐべし」とて退出しけるに、弟の内膳正は即座に批判申しけり。殊に其發明を上にも感じ思召しけり。其後二三日過ぎて、周防守書付を以て申上げけり。理斷に於ては、内膳が申し、に毫厘も違はず。「されば弟は早速決斷申すに、兄は二三日案じて漸く申上ぐる。道理は同前なり。然れば内膳こそ優りたれ」と、營中の取沙汰なりき。其後伊賀守參勤し、京都の御用向相濟みて後、大樹仰出されけるは、「今度待設まちせうけに汝が子供に、公事の理非を付けさせつるぞや」と、ありければ、「忝き仕合せ、御前の公事を若輩者共如何判断申上げ候ひつらむ。さるにて

將軍勝重の器量を試す

兩息に於ける營中の批判

同人兩息公事判断批判の事



勝重の批  
判

も、何れが先立ちて申上げ候」と、伊賀守申上げければ、内膳は即座に理非を決断して奉りたり。周防守は早速には争で理非を申上げらるべきとて、二三日過ぎて書付を以て申上げしが、理の趣は兄弟一致に落ちて同じ捌きなりとて、則ち其記判を見せらる。伊賀守頭を傾けよるが、流石兄程に候。遅く申上げ候ものかな。内膳は若氣にて理の見えたる儘に、即座に申上げたるにて候。内膳が智に及び候程の事、周防守も早速理非分明に辨へ申すべけれども、此公事は上意にて候ものを、倉忽に申上げ候はむは不禮なり。總じて決断の儀、正しく知れたる事にてても、幾重にも鍛錬して、其儀に決定仕る處を以て、理非を付け候事に候へば、周防守退いて、後日の沙汰仕り候處、中々弟の及ばざる所にて候」と、申上げけるにこそ、人々又周防守を稱美しけり。或る年京都にして、故太閤秀吉公の遠忌をば、彼の松丸殿といはれし人存へ居て、或る寺にて法會修行ありけるを、板倉聞くと等しく、武士を遣して、法席を破らせ、參詣の男女を追散らさせけり。板倉に其仔細問ふ事もならず、例の京童部の白のさがなさ、能きにはいはざるを、或人評判ありしは、秀頼公は敵

勝重太閤  
遠忌の法  
席を破ら  
しむ

對し給うたり、太閤は仔細なし。さればこそ其牌を高臺寺に立置かるゝを以て見れば、其菩提とて法令するを、伊賀守無法に制するにはあらず。忍びて修行せむには、之を聞くと其分に差置くべし。押出して松の丸こそ、太閤の遠忌を修行するぞと、名聞に懸かり、參詣群集する故、所司代を輕んじたるを憎み、又押出しての作善は、關東の聞悪しかるべき事なり。其上此松の丸と申すは、若狭國武田元光の妻なりしを、其容色を聞及び、元光を亡し之を奪ひ取りて、妾とせられたれば、貞節なる女人ならば、秀吉をば恨むとも之を慕ふべきにはあらず。是聖人の其鬼にあらずして、之を祭るは詔へるなり。天之を惡まざらむや。板倉にあらずんば、なるまじき大丈夫の仕業なり」と、ありしとかや。此評を申されし人の姓名、聞洩したりとかや。

### 板倉周防守重宗の事

#### 公家衆歌の事

父の業を嗣ぎて、家聲を墜さず、天下に誹られざるは、數多ありとも聞えず。其猶



重宗父の職を繼ぐ

中頃他へ其役を任せ、再び其子其職に補するをだに、世以て稱する事なるに、板倉周防守重宗は、其器量の勝れたる故、父伊賀守が役儀を直に請繼ぎて、家風を興しけり。父子兩代の掟、萬世の鏡となる事、誠に英雄の集まれる御代とかや。周防守京町中にての批判を聞きて、我に非あれば改むるに憚らず。判断の事は、櫻陰比事などに數多見ゆるにぞ。されば茶屋の長吉が伺候しける時、「我が事悪様なる批判を聞かば、申して聞かせよ。心得になる事ぞ」と尋ねらる。長吉、「さる事候。公事判断の時、非分に聞え候方を御叱りなされ候故、非分益、非事になり、其理向の儀申上げられずと、取沙汰仕ると承り候」といひければ、周防守、「さればこそ、能くこそ申したれ。聽所に出でて、公事を裁配する時、非分を申す者の面指、先き以て憎くなりて、叱り怒るは我が癖なり。なる程我が威に恐れて、輕き者の外辯舌なるは、理をいひ碎く事ならざる者も之あるべし。能くこそ氣を付けたれ」とて、夫よりは聽所に茶臼を設置き、訴訟人の面を見ず、茶を引きながら、氣を納めて事を行はれける。本庄因幡守宗資常に申されけるは、「其昔板倉周防守が京都守護したる

重宗茶屋長吉の談を聞きて應所に茶臼を置く

重宗の逸事

を今思合するに、妙なる事多かりき。譬へば公家・門跡は文筆を專に嗜まるゝ様にとこそ思はれけめ。詩歌・能書の沙汰ある御方へは、必ず色紙・短冊を所望し、最も能き歌どもを愛し、さて上包をして封を付け、月日を書付け、内印して深く納置き、又花の晨月の夕、御會詠草なども必ず此の如くし、次の年も亦所望申し、各、申請け奉り、其御方の何ぞ用向にて、周防守が亭へ御入の砌、彼の前方下されたる色紙・短冊等を取らせ、目の前にて封を切つて、今年申請けたると見競べて、御歌の姿と申し、御手跡と申し、去年よりも殊に宜しき様に叶はざる眼にも、見上げ奉る坏と挨拶して、二枚ともに重ねて封じ、花押を變へて、月附・日附迄念を入れて、堂上方と札をば置かれし故か、其頃の公家・門跡、和歌・能書多かりき。又蹴鞠・管絃の道を家業とせらるゝ公卿へは、必ず其御館にて、興行ある日を考へて、遊庭を見物し、絃歌を聽聞しける故、他事なく家業を嗜まれき。又關東往來の公卿堪能の人だに參らるれば、富士・隅田川總じての紀行を、尋ね問はれにけり。されば或る公家衆の家司、主人との出入之ありて、家司の方より訴ありて、事むつかしくなりにけり。凡



そ今の所司代職は、古の彈正臺・左右京職・檢非違使の廳・六波羅四職の仕置を束ねて、沙汰する事故に、彼の公卿の爭論も、所司代判斷仕うまつる筋にてこそありけめ。周防守へ此判斷を受けらるゝに、此爭論の次第、周防守何と考へても、家司十分の理なり。されども主と被官との爭論は、先づ以て家司當然の非ある上に、渠は凡下たれば、上臈に免じて、對揚に分け進らせたくて、主人に一色なりとも道理あらばと、種々考へても、主人の方負と見ゆるを、今日決斷と究めし朝、早天より右の公卿廳所へ罷向はれけり。周防守曰く、内々の御儀、今日こそ理非決斷申すべく候へ。されば此心を一首遊ばされ候へと、料紙・硯を出されたるに流石難儀の所望に逢ひぬるものよと、宣ひて筆を染められ、

我が實人の偽りくらべこし此君ならで誰かわくべき

と、古歌を翻案し給ふ。重宗再三吟賞し、御趣向といひ、翻案の意味、今度御爭論の善惡は兎も角も、御家業にいみじく感心し奉り候と稱歎して、其爭論を四分六分に裁判して、彼の公卿の家恙なかりしとかや。其公卿は誰とか聞きしが、失念した

る由、本庄因幡守物語にて聞きたり。是れ其歌により理を曲ぐるにはあらず。元より主従の公事なれば、一つの取得だにあらば、四分六分の決斷もあるべし。殊に武家より、公卿堂上とは是非を付くる事なれば、如何にもして、其家に難なからむ様に、計らひたくやありけむ。雙方無事に判斷せむと思ふ故に、事の次に、家業を試みられしか。常磐駿河守が類にはあらじとか。

武野燭談 第廿一終



# 武野燭談 第廿二

## 板倉重宗禁裏の新腰掛破却の事

### 近衛殿下御異見の事

板倉周防守重宗が令尹たりし内、何れの年にか、江戸京行通ふ事多き事ありし。さる程に京は留守勝なりけるに、禁庭雨傘持などが、風雨霜雪を戴き、立明し立暮す事のみ多ければ、武家の如く、殿上近くに腰掛こそありたけれ」と、誰いひ出してか、卿相僉議ありしに、「是は御仁政の一つにこそ」とて、執奏天聽に及びけるに、免されければ、内匠司が承りて、中井大和掾が支配して、形の如くに作り出されにけり。地下人の人々、夫より下つかた下部仕丁共悦び叫ぶ。此節周防守上洛せしが、參内の節此腰掛を見て、傳奏議奏の公卿迄、申入るゝ迄もなく、公儀の大工共を召寄せて、

重宗禁裏の腰掛を破却す

公卿の僉議

近衛信尋公の意見

數日の功、徒に忽ち打破らせて退きにけり。公卿此由を聞き給ひ、大に怒り、「如何計り帝運衰へさせ給へばとても、關東の所司代などが只今の仕方、狼藉至極なり。殊に渠は武臣なり。是は叡慮を経たる事なるに、奏聞台聽に及ぶ迄こそなくとも、殿上當番の公卿迄は斷り、案内も之あるべき事なるに、斯くの如き振舞は前代未聞なり。早速此旨を關東へ達せられ、周防守が罪科を急度糺されよかし」と、各、咎め申しけるに、又衆議ありて、「先づ周防守に此事を尋ねられ、渠が御請の旨によつて、關東へ仰遣されては、如何に候はむ」と、異議區々なれば、「此兩様を先づ近衛殿下へ申さるべし」とて、上卿之を内談ありしに、近衛殿下申させ給ふは、各も存の通り、我は彼の板倉とは縁にふれたり。然れども仔細ありて、今は不通し侍れども、事の理非に於ては愚案を貽すべからず。彼の周防守が器量尋常ならず。尤も卒爾の働きにはあらじ。定めて仔細あるべし。然れども只問はれむには、輒く其理を説くべからず。さらば公卿より勅使を以て問はれむに、板倉が勅答理に當りて、關東へ申さるゝに及ばず、令尹が仕方、難なきに於ては、禁中の恥ならずや。是



は奥意尋ね様あるべし。龜忽そこつに問答に及ばれむよりは、是式の儀は公おはなけに聞召捨て、内證にて如何にも聞様ききやうこそ侍らめ。我れ能き様に計らふべし」とて、板倉が方へ内  
外心易く出入する醫師何某を招き給ひて、「かうくゝの事なんあるを、公家よりあら  
はには問ひ難ければ、其方心得に、板倉を賺すかして、問ひて見むや」と仰せけり。「畏ま  
りぬ」とて、まかでける折節、周防守又「關東へ下向すべし」と、此醫師をも伴ひ下りけ  
るにぞ、道中何れの驛にてか、京都の咄出はなしでければ、彼の醫師能き序ついでと、彼の腰掛  
の事を問ひけるに、周防守、「夫れは其方が心より出でたるか、誰ぞ問はする者あり  
や」となり。「否、人の尋には候はず、私の心より御尋申す」由いひければ、「さあらむ  
には、了簡のある事と思へ」と、詞少なに又外の咄に移られけり。其後江戸にして、  
又咄出し、「禁裏へ對し、慮外至極の様に、世上沙汰仕る」と唱へて、問懸け、れど  
も、語らずして、上京に及びけり。如何にもして問落して、近衛殿への土産にせば  
やと巧めども、板倉一切取合はず、程なく上京して、又月を越えて、右腰掛の事を  
尋ねければ、其所にて、扱は汝が一分に、尋ぬるにてはあるまじ。問はする方のある

重宗腰掛  
破却の理  
由を語る

にこそ。總じて雲の上の事は、凡下より窺ふべからざる事なれば、無位無官の輩  
に聞かする事にはなけれども、再三の間に、理をいひ聞かすべし。抑、禁中と令尹  
とは何れぞと思ふぞ。雲泥格別なる事眼前なり。我が主君とかしづき奉る關東將  
軍家とても、攝家・關白の對座にこそ、著かせ給へ。參内ましませば、天奏を以て  
天機を伺はせ給ふのみならずや。然れば殿上地下と分くる時は、我々は地下なり。  
彼の腰掛作られし所は、則ち敷皮設けて、我等式が座席ぞかし。其外毎年定りたる  
節會、公事の行はるゝ時、當職なれば、參内して其事終るまでは、伺候するぞかし。  
其時分我々が家來共迄、彼の腰掛を能き事にして、入込むべし。茲をよく考へら  
れよ。今武家諸國の權柄を預り、禁中衰運の時なれば、如何に下を惠ませ給ふと  
ても、内裏などは諸堂以下古法を守らせ給ふこそ尊かるべきに、新法を以て、武家  
を似せらるゝ事は心得ず。斯かる利勘なる事は、王法の衰ならずや。下剋上の者  
共常に入込み居たらむには、必定上を犯す者、次第に出來なむ。一品宛も、上古に  
復する御政こそあらまほしけれ。争いで衰を引出されむや。此事理を盡して奏問



に及ば、上の非を揚ぐるに似たり。公事臣の本意ならず、不慮に打毀りたりとて、周防守が越度たらむには、所司代の楚忽を誹りて、公家に誹なし。若し此儀重科に歸せられ、遠島切腹の仰を蒙らば、夫迄の運命よと、覺悟してこそ、破却申付けたれ。毛頭、武を照し、威を振ふにあらず」と申さる。彼の醫師右の趣有の儘に、殿下へ申上げければ、「さこそあらめ。此所は心付かせ給はざりき」と、此由奥へ奏聞ありければ、天氣殊に和ぎて、勅勘の御沙汰止みにけり。

或人の曰く、「板倉同じくば、其日の當番昵近の公卿に付いて、此理を申入れて、公家より作らせられたる所なれば、公家より破らせ申さむには、事穩にして、時の批判もあるまじきに、理はありながら、時の人の批判に逢へるは惜し。唐の太宗の魏徵に諫められて、乾陵を毀たれしとは格別の論にて、周防守が心底忠にもせよ、其仕方は武風なり。是は議論あるべき事なり」と云々。此節の近衛殿下は信尋公なるべし。此公は後陽成院の皇子にて渡らせ給ふを、三藐院關白養取り奉り給ふ。内覽の臣として、賢慮厚く、誠に王佐の良臣たり。

重宗の所爲に就いての批判

### 同人役儀訴訟の事

正保の末かとよ。京都富カ福有の者に鉦屋の何某といふ者ありき。此者、咎めらるゝ事ありて、當分牢舎申付けらる。彼の鉦屋が子供兩人之を歎き、頻に訴訟して、父が難儀を救はむとしけるに、其願の仕方己が有カ富祜なる故にや、其願の筋宜しからず、上を輕しめたる申分にやありけむ。今日明日には免さるべき者なりしに、周防守其願の筋を憎み、懲しめの爲め、暫く之を免さざりしかば、彼の家には、科の品を數へ例を引きて、斯かる無理こそなけれ。日頃の行跡とても、人竝の身持なるを、斯くまで罪せらるゝ事かは。無實の罪にこそと、牢舎久しきを恨み歎き、己が非を顧みず、混ひたすら訟へけるにぞ、結句子供をも禁いさしめらるべく見えける故、彼の兄弟の者共、急いぎ江戸へ下り、右の趣を訟へ歎きけり。江戸にして目安めやす上ぐる程の事を、周防守争いで之を知らざるべき、疾く知ると雖も、重宗之を知らず顔にて居たりけり。さる程に江戸より脚力到來して、老臣の書狀を差出しけるに、周防守彼の狀を手に

同人役儀訴訟の事



重宗鈍屋  
を成敗す

取らずして、先づ役人を呼出し、彼の鈍屋を牢より引出し、只今成敗すべし」と下知す。與力以下の者共大に不審しけれども、嚴密に申渡さるゝ上は力及ばず、京都一の大福有の者なれども、忽ち雜色の手に罹り、首を討たれけり。其後彼の状を披見しけるに、果して鈍屋が子供父が牢舎を、江戸へ訴へ歎く事を、悪しくや聞きなまし給ふにや、「死刑の者には、之あるべからず」などありけり。重宗其返事に、「飛札到來以前に彼者の罪沙汰し、近頃残念の由」申して、別に家司を以て使札を馳せ、「京都にして理非決斷遅々に及び候とて、毎度江戸へ訟へなば、此以後の公事如何仕るべき。第一京都の法令立ち難し。縦ひ江戸へ訟ふるとても、一旦訴へてこそ罷下るべきに、所司代へ斷ことわりもなく、江戸へ下向仕らむには、所司代役は入るべからず。所詮某成敗の仕方未練に候へば、御役儀相勤罷在りて、詮なき儀に候。所司代役差上げ申したく候。御免の儀願ひ奉る由、急度申入れらる。老臣各、驚き、尤なる由にて、向後彌、京都の儀周防守に仕置かる」との、再應の書談にて、周防守職に止りけるとかや。

重宗役儀  
御免を關  
東に訴ふ

重宗の鈍  
屋成敗に  
就きての  
批判

或人の曰く、「彼鈍屋死刑に及ばざる者を殺さるゝは、所司代の職を照さるゝならむか」と談するを、松平山城守勝隆、之を聞いて申されけるは、「彼鈍屋輕罪なれば免さるべきを、其子供何方ぞ内縁を以て、其權勢を借りて、早く牢舎を遁るべく、計らひたりと見えたり。よりて百日牢舎の類と見ゆる者を、態かこと見懲かこさせむと、周防守計られけむ。之を知らず、兄弟の子供江戸へ下りし程なれば、所司代の非令にのみ申したるならむ。老臣も歴々の寄合なれば、大概の事は取上げらるべからず。されども輕罪の者を死刑に行はるべき様に、申したらむには、之を宥さるべきか。此に於て其鈍屋が初の科をば捨て、最一に憎まるゝ事は、兩人の子供の不敬にありて、其科は宥助し難し。然れども江戸御役人の取上げられたる兄弟を、成敗しては障る事なり。又宥しては向後の仕置立難しと了簡して、周防守役儀に替へて、彼鈍屋を斬られたりと見えたり。流石の板倉かな。奉書を見ざる内に、事を行ひたるどころ妙なり。畢竟右兄弟の子供、孝を盡すと思ひつらむが、却つて大不孝となれり。誠に老父が牢舎を痛み思はず、兩人



が身を以て、父一人が罪を受けて、牢舎せむとは願はずして、高位英尊の人々を頼み、權威を借り、父を早く免されむと謀りたるは、福有に奢るところ、鏡に掛けて見えたり。二人の子供が共に牢舎を願はば、孝心などかなからむ。されども、一度願うて令尹聞入れずとて、捨置くは孝子にあらず。只混ら歎願ふべき事なり。是れ上を恐れ尊むなり。父が輕罪なるを、速に免さるるを恨みて、遙々江戸へ訟ふるは、皆奢る心ある故なり。驕は憎まれ第一故、死罪尤もなり」と、評せられしとかや。不便や兩人の子供は、財産を打棄て、斗藪の身となり、異體なる笠を被り行脚せり。今も鉈屋笠とて残れり。

鉈屋笠

### 板倉内膳正重矩所司職の事

明暦萬治寛文の半ば迄は、牧野佐渡守親成、京都を仕置ありしに、老衰の願にて御免なり。其頃京都華美專にして、上下奢侈甚しき由聞召し、老臣の内より板倉内膳正重矩を上洛せしめ給ふ。此時町奉行所を置かる。古への六波羅檢斷の職を摸さ

板倉重矩  
町人の驕  
奢を禁制  
す

れて、宮崎若狹守・兩宮對馬守をぞ遣されける。さる程に内膳正上洛して、公家門跡の遊興あるには目も懸けず、先づ町の奴原が驕を懲しめむと謀らはれけり。譬へば、座頭の司たる檢校になる事、千金だに出せば、即日檢校になる事なり。俗に之を一夜檢校といへり。檢校にだになれば、總座頭中の官錢・配當の所務多く取りて、富貴なる者なれば、或町人檢校仲間へ入り、配當・官錢を所務す。内膳正之を聞きて其者を呼出し、「己は兩眼明らかにして、檢校たるは何事ぞ。それ此者の眼を剝出して盲目にせよ」と、下知せらるれば、彼者大に怖れ慄き、色々陳謝しけるを、暫く牢舎にて免されたり。此類を僉議して、奢侈を制せられけり。又難波屋十右衛門といふ富有の者、驕奢の餘に聖護院の宮峯入の供奉し、衣服を飾り綺羅を盡して、ひけらしける。重矩聞きて「憎き業なり」とは思はれけれど、之を強く禁むれば、障るところを考へて、折節宇治橋の損じけるを、難波屋に科息心に申付けられしかば、十右衛門畏まつて、早速、架直しけり。是れ彼の者の、一箇月の利足程も入らずして成就し、己が姓名を、橋の魏法師に彫り付けて、名聞を喜びけり。内膳正、一生

重矩の失  
敗と難波  
橋



後悔せられしとかや。

### 同人宸筆御短冊拜領辭退の事

東福門院の御所へ、所司代の輩をば折節に召されて、御膳の御下<sup>おさか</sup>として賜はる事なり。中にも令尹の替りたる年に、初て召さるゝには、諸事急度したる事にて、此時の御掛物は、必ず法皇御所の宸筆御製を、女院より御所望あり、表具仰付けられ、其日第一の御饗<sup>もてなし</sup>と思召し、代々の所司代、直に之を拜領仕る事例として、上にも聞召し喜ばせ給ひけり。重矩を始めて召されける時、綾小路など出合ひ、「此御掛物は、圓淨法皇御宸筆を染められ、今日の御饗しに設けさせ給ひ、直に拜領仰付けらるゝ事なり。有難き事に候。謹んで戴かれ候へ」とあれば、内膳正席を退き、頭を地に附け、勿體なき御事、凡俗の身として、宸筆を掛けられたる席に罷在候はむや。勿論拜領仕りて、何方にか差置申すべき。只今掛け置かれ候はむには、頭を上げ候事も、恐れ憚り候へば、早々卷納められ候へかし」と申す。「否<sup>いや</sup>とよ。先例各、拜領ある事

重宗宸筆  
短冊拜領  
を固辭す

にて、御所にも聞召して御悦び、殊に表具は女院の御物好に仰付けられたるぞや。内膳正斯様の事を申すと聞召しては、天機如何なり」とあれど、重矩固辭して肯せず。此事女院聞召され、是よりして、其事止みけるとなん。或人内膳正に向ひ、「總べて此女院御所の結構は、江戸將軍家の御儉約には應せず候」と、囁<sup>ささや</sup>きければ、板倉頭を振つて、「女院御所御繁昌の御事をこそ、願はせ給ひて、關東御儉約も、只女院御所などの昔の儘なる御遣用、御自由ならむ爲にとて、將軍家の御愼ぞかし。内膳式争<sup>い</sup>で斯様の儀を批判申すべき」とありしとかや。生得質朴にして奢らず、正道を以て執行はるゝ程に、京都の風俗三月にして大に改りけるとかや。

京都の風  
俗質朴と  
なる

### 土屋相模守政直禁裏節會の座改の事

土屋相模守政直、京都所司代仰付けられ、上京して後、禁中節會の砌伺候しけるに、今迄の令尹の座は、大床の邊なりし故、一堂上何となく猥りがはしければ、政直内奏して席を改め、遙か向なる御廊下に著座しける故、残る隈なく見透しけるにぞ、誰

土屋政直  
禁中節會  
著座改

土屋相模守政直禁裏節會の座改の事



制するとはなけれども、簾中にて、聞き悪くき聲止みにけるとかや。

### 松平因幡守信興の事

稻葉丹後守正通令尹の時は、なほ延寶歡樂の風流華奢残りて、是れ多くは、堂上方の榮耀専らにして、就中石垣茶屋の燕樂奢の重疊なるを憎み、正通之を糺明して、暫く徘徊歌舞の遊興なかりしかども、其後も忍びくくに、公卿殿上人徘徊の沙汰ありけるに、元祿三年にか、松平因幡守信興上洛して後、先づ傳奏に付きて、總公家衆迄申達しけるは、「若き殿上人など、怪しき姿にやつされ、賤しき者の臥所まで立入りまします事、關東へ聞え、甚だ然るべからずとの思召に候。今度因幡守罷上り候へばとて、毛頭公家門跡方の御遊興を、停止仕るにては之なく候。月花茸狩、或は古寺、舊跡などと、折節の御歩は、何か苦しかるべき。但し其御格式を以て御出ましますんには、誰か咎め奉るべき。攝家・清華の名家、亞相・黃門・羽林、其外新家の御方、賤しき武臣の様に、出立ちまします上、編笠など申すものを召さるゝ由、冠を戴き給ふ

松平信興殿上人の遊興を禁ず

御つぶりを、穢さるゝと申すものにて候。向後左様なる御出立ならむには、吟味に合はせ給ふべし。公家は公家の御裝束に候は、何條咎め申すべき。賤しき與力同心共の、己に同じき人と見ては、自ら慮外も仕るべし。此上ながら御出立の悪く見えさせ給はむは、御爲然るべからずと、申上げられしとかや。

### 小笠原佐渡守長好所司引渡の事

元祿十年の夏、小笠原佐渡守長好を江戸へ召され、老臣の列に仰付けられ、此代りとして、松平紀伊守信茲之を承りけり。されば所司代替りなれば、佐渡守洛にある内に、「牢拂又死刑等先格の通り申付くべきや」と、家司共伺ひけるを、聞答めて、「人の命は大事のものなり。罪の重きに付きて、一命を召さるゝは、天下の掟なり。輕き科を犯したる者、又罪の輕重を分たず、牢舎したる者をも、此節重科人とともに斬つて捨てむは如何なり。重科の者程吟味幾重にもとありたき事なり。然れば牢に残すべきは残して、其外をば追拂ふべし」と下知せらる。さて公家・門跡・寺社方へ申

小笠原佐渡守長好所司引渡の事